

第百四十六回国会
衆議院
科学技術委員会
會議録 第三号

平成十一年十一月十七日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 北側 一雄君

理事 稲葉 大和君 理事 小野 晋也君

理事 河本 三郎君 理事 山口 俊一君

理事 辻 一彦君 理事 平野 博文君

理事 西 博義君 理事 菅原喜重郎君

理事 山下 栄一君 理事 江渡 聡徳君

理事 岡部 英男君 理事 木村 隆秀君

理事 谷垣 禎一君 理事 古屋 圭司君

理事 三ツ林弥太郎君 理事 望月 義夫君

理事 川内 博史君 理事 桑原 豊君

理事 近藤 昭一君 理事 渡辺 周君

理事 斉藤 鉄夫君 理事 山中 燦子君

理事 達増 拓也君 理事 吉井 英勝君

理事 辻元 清美君 理事 中村喜四郎君

国務大臣
(科学技術庁長官) 中曾根弘文君

防衛政務次官 西川太一郎君

科学技術政務次官 斉藤 鉄夫君

農林水産政務次官 金田 勝年君

通商産業政務次官 細田 博之君

通商産業政務次官 茂木 敏充君

政府参考人
(科学技術庁科学技術政策局長) 青江 茂君

政府参考人
(科学技術庁研究開発局長) 池田 要君

政府参考人
(科学技術庁原子力局長) 興 直孝君

政府参考人
(科学技術庁原子力安全局長) 間宮 肇君

政府参考人
(資源エネルギー庁長官) 河野 博文君

政府参考人
(運輸省自動車交通局長) 縄野 克彦君

参考人
(核燃料サイクル開発機構 理事長) 都甲 泰正君

科学技術委員会専門員 宮武 太郎君

委員の異動
十一月十七日

辞任

近藤 昭一君

吉田 治君

斉藤 鉄夫君

中西 啓介君

補欠選任

渡辺 周君

桑原 豊君

山中 燦子君

達増 拓也君

同日

辞任

桑原 豊君

渡辺 周君

山中 燦子君

達増 拓也君

補欠選任

吉田 治君

近藤 昭一君

斉藤 鉄夫君

中西 啓介君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

原子力災害対策特別措置法案(内閣提出第七〇号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)

○北側委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、原子力災害対策特別措置法案及び内閣提出、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として科学技術庁科学技術政策局長青江茂君、科学技術庁研究開発局長池田要君、科学技術庁原子力局長興直孝君、科学技術庁原子力安全局長間宮肇君、資源エネルギー庁長官河野博文君及び運輸省自動車交通局長縄野克彦君の出席を求め、説明を聴取いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○北側委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、参考人として核燃料サイクル開発機構理事長都甲泰正君の出席を求め、意見を聴取いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○北側委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○北側委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。近藤昭一君。

○近藤委員 おはようございます。民主党の近藤昭一でございます。

原子力災害対策特別措置法案、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案ということで、質問をさせていただきます。

私も民主党は、以前から原子力災害対策基本法というものを考えてまいりまして、科学技術というのには確かに大切であり、資源のない日本にとつて、とにかく人というのが財産であり、そういった技術開発をしていくことで国を経済的にも富ませ、また国際貢献をする中で海外との友好も

深めていくということで、大変重要であるというふうに思っております。しかしながら、それだから科学技術に対しては、科学が万能だということではなくて、謙虚な気持ちを持って、万が一のことが起こるかもしれない、そういったことも考えておくべきだということで、御承知のとおり、今回もそうでありましたが、放射性物質というものは目に見えない、そして人間の体に、遺伝子に直接害を及ぼす、それが御本人だけではなくまた子供さんにも出てくるということで、大変に重大な事故につながるということでありまして、その意味でもしっかりと対策をとっていくべきだということで、原子力災害対策基本法というのを私も考えてまいりました。

そういう意味では、今回政府の方からこういった法案が出てきたことは、一面歓迎すべきことでありながら、残念ながら、そのきっかけとなりましたのは今回の東海村の燃料加工工場ジェー・シー・オーの事故。それも、起こりましてからしばらくたつたわけでありますが、この間わかつてきたこと、なぜこういうことが起こったかということについてお聞きすると、本当にこんなことがあつていいのだろうか、あつてはならないのではないかとというようなことが原因であつたような気がいたします。そういう意味では、技術的な原因究明はある種容易なかもしれませんが、本当にこういった事故が起こらないようにする、そのためには大変に難しい問題を幾つかはらんでいるのではないかと思っております。

そして、そういう中で今この法案が出たことの背景。あつてはよくない事故だつたわけですが、こういうことを申し上げると大変に申しわけないのですが、また、一昨日ですが、科学技術庁が関係する宇宙開発事業団のHⅡロケット八号が残念ながら失敗をしてしまったわけでありま

す。

このことについての原因はこれからさらに究明はされていくんだと思えますけれども、今申し上げました科学的な技術、例えば一段目のロケットのことがこういうふうでおかしかった、だからこういう事故が起きたんだという究明はできるのかもしれない。しかしながら、どうもそういうことばかりではない。ジェー・シー・オーの事故も、日本の原子力開発史上最悪とまで言われている。また、今回のHIIロケットにつきましても、新聞によつては、我が国の宇宙開発事業史上最悪の事故であると。中曽根長官におかれましても、現地におかれまして大変に悲痛な思いをされたのではないかと思います。

それで、非常に漠然とするのかもしれない。が、この一連の、HIIロケットの事故、そしてまた東海村、こういったことが起きている、そういう技術的な原因だけではなくて、何かもっと違う原因が、大きな意味での原因があるのではないかと、そういうことを感じたりするわけですが、長官、そのことについてはどうお考えでしょうか。

○中曽根国務大臣 今回のHIIロケット八号機の打ち上げは、本年九月の打ち上げ作業におけるトラブルの発生等を踏まえまして、宇宙開発事業団におきましては、現場特別点検を行いました。念には念を入れて準備をしてきたものであります。が、このような事態に至りまして、大変残念に思っておりますし、大変遺憾に存じております。原子力や宇宙開発のような大型のプロジェクトを実施していくためには、細心の注意を払って、事前に幅広い事態を想定しながらミスやトラブルの発生を未然に防いでいく、これが大変重要であるわけでございますけれども、ジェー・シー・オーの事故、そして今回のHII八号機の打ち上げの失敗と事故が続いているということにつきましては、本当に私も重く受けとめ、また反省をしなければならぬと思っております。

委員もおっしゃいましたけれども、原因究明は当然のことでありませうけれども、その中から将来

の開発に生かすべきものを酌み取りまして、今後の科学技術の研究開発に反映をさせてまいりたいと思っております。

構造的な欠陥とか問題があるのではないかと、そういう御指摘でありますけれども、そういう点も含めましていろいろ検討してみたい、そういうふうにも思っております。

○近藤委員 ありがとうございます。

今おっしゃった中にあるいは含まれているのかもしれませんが。また、この間、この科学技術委員会でも何回もジェー・シー・オーの事故に関しましては質疑が行われているわけですが、長官、もう一度、今回のHIIロケットのことも含めまして、ジェー・シー・オーの事故、事件と言つてもいいのではないかと、思っております。ありますが、そのことについても、何かお感じになつていらつしやることはありますでしょうか。

○中曽根国務大臣 先ほど申し上げましたように、原因の究明がまず第一であり、また、今後の再発防止策をとるといふことで、今委員会におきまして法案の御審議をいただいているわけでありまして、その背景にあるいろいろな問題点を見つけ出して、これらを今後の対策に生かしていくといふこと。また、その中で感じますことは、いろいろ、従業者に対する日ごろからの教育訓練の問題、あるいは経営者のモラルの問題等、社会的な大きな問題も含んでいるのではないかと、私自身はそういうふうにも思っております。

○近藤委員 長官、ありがとうございます。

ただ、せっかくこうして委員会に私も出させていただいております。とにか、今臨時国会からクエスチョンタイムも始まりました。できる限り政治家が議論をしていこうというところでございまして、もちろん大臣のお立場もあるでしょうし、いわゆる大臣としての公の立場、また一政治家としての立場もあると思うのですが、私は、科学技術委員会で大変こう言つたんだ、だから内閣としてもこうじゃないか、内閣一致だ、そういうことではなくて、いろいろと生のお声をお聞

きたいというふうにも思っております。

そういう中で、今大臣もおっしゃられました。このジェー・シー・オーの事故でも今原因究明をしているんだ、その原因の追及、究明を待ちながら、また、どうも従業者の人に対する教育とか訓練とかそういうものも、ちよつと言葉は違ふかもしれませんが、足りない部分もあったのではないかと、そういうふうなこともおっしゃられたわけでありまして。

それで、私もこれは私見というが、まあ本筋に結論とかそういうことではないのですが、この一連の事故を見ておきまして、特にジェー・シー・オーの事故ですと、裏マニアルがあった、裏マニアルさえも逸脱していたような作業が今回行われてきた、そういうことをまさしく何か許してしまつた体質というか現場の雰囲気、そういうものがあつたのではないかなというふうに思っております。

例えば、その現場で責任をとつていらつしやる方は、内心ではこんなことはしてはいけないのではないかなと思つていらつしやると思つていらつしやる、あるいは、してはいけないのだとは思つても、例えば効率は上げるためには、あるいは周りの雰囲気からこういうふうなせざるを得なかつたのだとか、そういうふうなその場の雰囲気といふものが、そういうふうなものはわからないわけでありまして、何か、まあまあこれでいいんじゃないかというふうな甘えといふものが、甘い見通しみたいなものがあつたのではないかなと思つております。

そうすると、やはりかなり基本的な部分では、それぞれの作業をする方が、もちろん原子力の安全に対する教育をしっかり受けながら、しかし、自分がその場で持つていける責任というものを、きつちりととらなことがあつてもやつていくんだ。例えば上司がこう言つた、あるいは、自分のスタッフがこんなのもいいんじゃないでしようかというふうな声があつても、かたくなに、愚直にというか、やつていくという、ある種技術的な

理解と、そういう中でも、ある種職人的な気質と申しませうか、これだけは守つていくんだというふうなことが、残念ながら日本人の中に少々失われつつあるのではないかな、そういうようなことも感じたりするわけでありまして。

そういったある種日本人の気質みたいなもの、また、それはもしもしたら教育ということにつながつていくのかもしれないが、その辺については、大臣、何かお考えになつていらつしやることはありますでしょうか。

○中曽根国務大臣 お話ありましたような裏マニアル等の存在を見抜けなかつたということは大変残念に思います。

今回の事故の背景には、経営上の問題あるいは労働上の問題等々あるかと思つております。先ほど申し上げましたように、現場での教育等かなり大きくクローズアップされておりますが、これらは一歩大切な問題だ、そういうふうにも思っております。

○近藤委員 大臣としても、その原因の背景にあるものを簡単に申されることはなかなか難しいのだとは思つていますが、私は、私の私見としまして、考えまして、かなり基本的に、教育、あるいは大げさに言えば日本人そのもののあり方みたいな、働き方みたいなものにも随分と関係してきているのではないかなと思つております。そういう意味で、総括的に大きくくつてしまふのはよくないかもしれませんが、教育の問題につきましても大きく関連をされているのではないかなと思つております。

ただ、そういう中で、そういうことはあるにしても、今大臣もおっしゃられましたように、そういう裏マニアルがあつた、それを見抜けなかつたということがあつたのだと思つていますが、そういう意味では、今回の法改正でも、ある種、チェックをどうしても抜けていくところがある、だから今までもよりそういう検査体制を強くしていこう、見抜いていこうということではないかと思つております。

それに関連いたしました、とにかく私は人間というものを信じてはいきたい、しかし万が一のことがある、そういう意味でも、チェックというのはきつちりとやっていたらならないんだと思うわけですが、せつかくチェックを厳しくしていくことと、やはりこれは徹底的なチェックというものをしていかなければならないんだと思うのですよ。

これはいろいろところで、今までのこの科学技術委員会なんかも、原子力関係の事故があるたびに言われてまいりました。今、原子力安全委員会というのは総理府に所属している、しかしながらその事務局が科学技術庁の中にある。つまり、原子力開発というものを進めていくといういわゆる推進の部分と、その規制の部分といましようか、原子力は危険なものだからその危険性を十分に認知して規制をしようという部門が明確に分かれていないのではないかと議論がよくあるわけがあります。

そういう意味では、今回の法改正でも、その辺は考慮をされているわけであると思いますが、私も民主党では、とにかく原子力安全委員会を、今八条委員会であるわけですが、三条委員会に格上げをする、そして、推進部門といきなりと明確に分けて行動していくべきだといきうに考えておられるわけですが、大臣、どうですか。今の、見抜いていく、チェックという部分でいうと、今回の法改正で本当に十分なんですか。

○中曽根国務大臣 事故の反省から、安全委員会の機能を強化することが重要、そういうふうと考えております。

今、安全委員会の位置づけについてのお話もございまして、我が国では原子力の規制と推進の機能を効果的に分離をしつつ、科学技術庁または通商産業省が法令に基づき安全審査を行なうとして、さらに原子力安全委員会がダブルチェックをする、そういう仕組みになっております。委員も御承知のとおりであります。

原子力安全委員会は、みずから擁する二百名に及ぶ専門家を動員して安全審査に厳正に臨んできたところでございます。安全委員会の審議会としての活動の柔軟性を生かしまして、行政庁の一次審査と、それから安全委員会のダブルチェック、これを組み合わせた現行の安全規制体制は、我が国のシステムとしては十分に意味があるものと私は考えております。

安全委員会につきましては、今般の臨界事故を非常に重く受けとめまして、これまでの設置段階での現地調査に加えまして、建設や運転の段階でも随時に立入調査を行うことにより、一次規制庁の安全規制のあり方を中立的立場からチェックする機能の強化を図ることといたしております。

科学技術庁といたしまして、これら強化策の実効性を上げるために、安全委員会の事務局機能の強化等、一層の体制整備を図っていききたい、そういうふうにも思っております。

○近藤委員 大臣おっしゃるとおり、これをチェックして厳しくしていくことだと思ふのですが、もう少し具体的に、今度の原子力安全委員会は規模がどの程度大きくなるのか、あるいは、大きくする予定はない、とにかく今の体制を基本的に持って、今大臣おっしゃったような過程でもっと厳しくやっていくんだということなのか。

もっと規模、予算も多くしていく。そしてまた、今は原子力安全委員会は諮問機関でありますので、もし万が一原子力発電所で事故が起きた場合に直接原子力発電所をストップさせることはできないと思うのです。意見を出して、それは通産省ですとか、基本的にそこが命令をして原子力発電所をとめるということになるんだと思ふますが、この辺のチェックする段階を今以上にふやすということではなくて、先ほど申し上げました八条委員会から三条委員会に格上げをするとか、そういった、ある種権限をより強化していくというところについてはどうなんですか。

○中曽根国務大臣 機能の強化もいろいろな方法

があるかと思ふますが、人数の面における、人員の増強による強化もありますし、それから、先ほど申し上げましたように、それぞれの所要所におきまして検査体制を強化する、そういう方法もあろうかと思ふまして、総合的に強化を図っていくかと思っております。

○近藤委員 もちろん、そういうふうにも総合的に強化を図っていただきたいわけですが、政府から出ております資料等も読ませていただいて、今お伺いしましたように、規模的には大きくなって、原子力発電所を直接とめられるような機能を持った、大変に大きな権限といえようか、そういった権限についてはどうなんですか。

○斎藤政務次官 現在、原子力安全委員会に、例えば事故が起きたときに原子力発電所をとめさせるといふような権限はございません。しかし、諮問委員会として、その諮問に対してはそれを総理大臣は尊重しなくては行けないという規定もあるわけでございまして、現在の原子力安全委員会の体制で十分と申しませんけれども、機能を強化することによって十分その使命を達することができると私は思っております。

また、よくNRCの三千人の陣容と比較して、日本の原子力安全委員会及びそれを補佐する事務局は余りに少ないではないかというふうな議論もあるんですけれども、例えばアメリカのNRCの場合、いろいろな規制のための研究機関を持っておりまして、日本は、例えばその研究機関として日本原子力研究所がそれに相当するところもございまして、一概に日本の規制がアメリカに比べて極めて劣っているということは言えないのではないかと思っております。

○中曽根国務大臣 今、総括政務次官からもお話が申し上げましたけれども、御案内のとおり、平成十三年の省庁再編、これに伴いまして、原子力安全委員会は内閣府へ移管をいたしまして、事務局も法定化をし、中立性の一層の強化を図っていくこととしております。そして、原子力のエネルギー

ギーとしての利用に関する安全規制は経済産業省へ一元化をする、そういうこととしておりまして、これは、原子力安全委員会の機能強化と相まって、ダブルチェック体制をより有効に機能させることになる、そういうふうにも思っております。

それから、今も申し上げましたけれども、この安全委員会は、申請段階のみならず運転段階も含めまして随時に原子力事業者の事業所等において調査を実施することができ、今後そういうふうにも法案でいたしております。また、その調査の結果等を踏まえまして、今総括政務次官からもお話しいたしましたけれども、一次規制庁に対して適切な措置を講じるよう求めることもできる、そういうふうにして強化を図っているところでございます。

○近藤委員 済みません、ちょっと整理をしたいんですが、そうしますと、この法改正によって、原子力安全委員会の所属そのものは今までと同じような形になるんですか。それともしも推進、規制で明確に、所属も――今までは確かに、規制と推進、外から見るとわかりにくい部分もあったけれども、しっかりとやってきたということだと思ふんですが、それでも、その中でこういう事故が起きてしまった。外から見ると言い方はよくないとは思ふんですが、外から見るときてもなるほどと思ふような形にすべきだと思ふんですが、そういう意味では、今度は原子力安全委員会というのはいくら成り立ちになるんですか。

○斎藤政務次官 今回の原子力二法におきましては、原子力安全委員会の位置づけにつきまして言及はございません。二〇〇一年一月一日、省庁再編までは、基本的には現状の体制で進むということでございます。

二〇〇一年一月一日からは原子力保安院という形になりまして、機能も強化した形で、この原子力安全委員会が機能いたします。しかし、二〇〇

一年一月一日まで、この省庁再編までにおきましても、現在の機能をもつと強化すべきだということで、人員の増強等、今計画をしております。

○近藤委員 省庁再編等もあるわけで、そういう意味ではなかなか手をつけにくい、やりにくいところもあるのかもしれないが、冒頭、大臣にもお伺いをしましたように、この一連の事故の原因がなかなか難しい、それも調査中だということ。ただ、そういう中でも、できる限りチェックをしながら事故が起らないようにするんだという考えではないかというふうに思っているわけでありです。

そうしますと、原子力安全委員会にももちろんすべての原因があるのではないかもしれませんが、しかしながら、やはりこの原子力安全委員会がそういった原子力の規制について大きな部分を担っているというところで考えれば、この機にもっと原子力安全委員会を強化する必要があるのではないかと、思うんですけれども、どうでしょうか。今のことでいうと、確かにチェック体制は厳しく、段階がふえるのかもしれないんですが、どうも不十分であるようにしか思えないんですけれども。

○斎藤政務次官 基本的な考えは、私どもも近藤委員と同様でございます。

今回の原子力二法、原子炉規制法の改正につきましても規制の強化を図りましたし、その規制に対して人員の増強が必要であるという状況も生じてきております。

先ほど原子力保安院の話をしましたけれども、これはあくまでも、私ちよつと間違つてしまいましたが、一次規制側、行政庁としての組織でございます。原子力安全委員会はそれとは独立した形で存在するわけですが、この一次規制庁としての規制も強化するということであれば、ダブルチェックをする安全委員会の機能も強化しなくてはならないわけでございます。基本的な考え方は一緒でございます。

ただ、八条諮問委員会にするのか、三条組織にするのかという点につきましては、今後いろいろ

議論を重ねていかなければならない問題だと思っております。

○近藤委員 政務次官からお答えいただきましたように、この原子力安全委員会の機能強化については、ぜひまたこの科学技術委員会でも議論をさせていただいて、今回のような事故が二度と起こらないように、規制といましようか、チェックを進めていきたいというふうに思うわけでありです。

ですから、そういう意味では、私の考えとしては、原子力安全委員会の権限強化、機能強化というのはいま検討していくべきだというふうにちよつと要望をさせていただいて、次の質問に移りたいと思っております。

実は、今回の事故、私も現場の調査に科学技術委員会のメンバーとして行かせていただきましたけれども、本場に閉鎖な町の中はほとんど工場。周りの方でも、当初できたばかりのときは違つたかもしれませんが、ごく最近ですと、ここでそういった燃料が加工されているのも忘れてしまつたのではないかなというふうな、本場に静かなところだったというふうに思うわけでありです。

そういう意味では、周りの方にも住民の方にもそういった危機意識みたいなものがちよつと薄らいでいたのかなと思うわけですが、そういう中で、何人かの方から、こういった町の中に工場があったのか、そしてそこで本来ならばあつてはならないような事故が起きたんだけれどもというふうに心配をされたということが一つござい

ます。それは、いわゆる核燃料というか、原子力発電関係のところから出てくる廃棄物あるいは原子力発電所で使う燃料、こういったものが町中を輸送されているということでもあります。これも多分、まず事故はないんだ、事故が万が一あつても放射線物質が飛び散るような状況にならないように、きつちりと防護というかチェック体制あるいは安全対策をとっているんだということだと想像はす

るのですが、ただ、やはり今回のような事故を聞きますと、改めてそういった燃料とかそういう放射性物質関係の輸送はどうなっているんだ、自分の知らないときに本当は近くを通っているのではないかとということが自然に何人かの方から私の方にも疑問として寄せられました。

それで、それに関連してお聞きしたいのでありますが、こういったものの輸送についてルートはどうなっているのか。運んでいるものの関係上なかなか公開をされていないのかもしれませんが、これも、それについてのルートの公開等についてはどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

○斎藤政務次官 こういう核燃料物質の輸送につきましては、核不拡散上の観点から、国際テロ組織による盗難、また妨害、破壊工作を未然に防ぐという観点から、IAEA、国際原子力機関の核物質防護指針というものがあつたけれども、この防護指針の中においても、情報の公開については慎重に取り扱うことということになっております。この指針を受けまして、日本においても、核物質防護の実効性を損なうおそれのある輸送ルートの公開についてはこれを控えるという形をとっております。

ただし、近藤委員おっしゃいますように、核物質防護に名をかりた不必要な情報の管理は厳に慎むべきでございます。核物質防護上問題のない安全性にかかわる情報については、これは公開していかなくてはならない、このように考えております。

○近藤委員 そのとおりなんだというふうに思うのですが、物量の性質上非常に注意すべきところがあるのだと思うのですが、ただ、どうなんでしょうか、今回の事故がそうだったのです。あり得べきことでないことが起こつてしまつた。そうすると、万が一を想定して、万が一のことが起きた場合どういうふうにするのか。例えば今回のように、作業員の方が被曝をされたわけ

がありますが、その輸送を担当している方はどうい

うふうに身を守るのか。あるいは万が一の事故のとき、最近でも非常に危険な物質を積んだトラックが横転をして事故が起きたとかということがあつたわけですが、そういった、事故がまさしく起きた近くの住民の方の安全をどういうふうにするのか、この辺についての対策はどのようなものかをお聞きしたいと思います。

○斎藤政務次官 まず大まかの規則といたしましては、IAEA、国際原子力機関の放射性物質安全輸送規則というものがございまして、これに基づいて、国内におきましても安全基準を定めて、国がその確認を行つております。輸送時には、核燃料を搭載した車とともに、輸送事業者、それから核燃料に知識を有する同行者、警備員等が乗つた車が隊列を組んで輸送をしております。そして、輸送中に事故が発生した場合、原子炉規制法によって危険時の措置が定められております。

これによりまして、まず、原子力事業者及び輸送事業者は、警察や消防機関に通報すること。それから、核燃料輸送物を安全な場所に移す余裕がある場合は、必要に応じて安全な場所に移し、その場所の周辺に縄や標識により関係者以外が立ち入ることを禁止すること。それから、放射性物質による汚染の拡大の防止及び除去を行うこと。それから、放射線障害の発生を防止する必要がある場合は、輸送に従事する者や付近にいる者を避難させること。放射線障害を受けた者やおそれがある者がいる場合は、その者を救出し避難させる等緊急時の措置をとること等が決められております。このために、核燃料の輸送に当たっては、事故時マニュアルを携行するとともに、サーベイメーター、ロープ、標識、保護衣、ビニールシート等の資機材を携行させるようにしております。

さらに、事故が発生した場合には、関係省庁により放射性物質輸送事故対策会議を開催するとともに、専門家と係員を現地に派遣することとしております。

このように、万が一の事故のために、住民や輸送に従事する者の安全対策に万全を期していると

ところでございます。

なお、この事故が原子力災害に至るような事態になれば、今回の新しい法律によりまして、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言や本部の設置がなされ、本部長のリーダーシップのもとで、原子力災害特別措置法に基づくさまざまな措置が講じられることとなります。

○近藤委員 話を聞きましておりますと、今とちよつとお話を聞いておまして、どれぐらの輸送距離があるのかわかりませんが、かなり広範囲になると思うのです。そうすると、万が一、そういった場合に例えは沿線の地方自治体みではないものがかかり関連してくるところもあるのではないかなと思うのですが、これはどうなんですか。

先般の事故のときにも、いわゆる放射能防護服でしたか、放射能を防護するような、そういった装備もほとんどなかったようなお話も聞いております。また、事故のときに消防隊員の方が駆けつけられて、そこでちよつと押し問答というやりとりがあった。多分、マニュアルがあったけれども、どうもマニュアルが十分理解されていないようなどころも現場であつたのではないかなというふうにも思ふわけですが、その辺はどうなんですか。

事の性格上、余り大々的にこういうことの対策、例えば訓練とかというのは今までもやってこられてはいるしやらないのではないかと思うのですが、一つには、そういった装備の面ではどうなのかということ、そして、マニュアルがあるのかもしないですけれども、そういった例えは訓練なんかもやっていらつしやるのかどうかというところをちよつとお聞きしたいのであります。

○斉藤政務次官 核燃料の輸送に当たりましては、先ほど申し上げましたけれども、事故時マニュアルが用意されておまして、これを携行することとなっております。

また、輸送そのものはそう頻繁にあることではありませぬので、輸送時にはかなり関係者が緊張してこれに当たつてゐるということが実際ではないかと思ひます。この輸送に当たつての事故時の対応も含む教育訓練についても実施するよう指導しております。

訓練はどうなんだという御質問ですけれども、聞くところによりますと、この五月に東京電力それから加工事業者などが、事故時を想定した訓練を執行してゐるということだそうでございます。○近藤委員 そういった、万が一のことだと思ひますが、万が一の事故時のマニュアルがある、また訓練もされてゐるということではありますが、その事故時のマニュアルみたいなもの、これは公開というか、見せていただくことなんかはできるわけでしょうか。

そしてまた、今回のジェー・シー・オーに関連しての事故を見ておきますと、どうも作業をされる方の中にも、あんなことが起こることではないのではないかとというような、非常に危機意識なんかが、それはジェー・シー・オーの中での安全教育なのかもしれないが、そういったことが随分不十分ではなかつたかと思ふわけでありまして、そうすると、今政務次官おっしゃられましたように、本当にたまにしかそういう輸送がないとなると、どうしてもそういう教育が、だからおそろかになつてゐるという言い方はよくないのかも知れませんが、どうなんですか。先ほどの話を聞いていますと、きちつとした知識を持った方が必ず、同乗というか、伴走といひましようか、一緒に走つてゐるということでありまして、そういった場合でも、しかしながら、運んでいらつしやる方自体にそういった教育というのはしつかりなされてゐるんでしようかどうか。

○斉藤政務次官 事故時対応マニュアル、これが公開かどうかにつきましては、今ちよつとすぐ調べて御報告いたします。

輸送時の対応がきちんとなされてゐるかどうか

か、事故が起きたときの対応、十分な体制で輸送がされてゐるかとかという御質問でございますけれども、事業者が、核燃料の輸送に当たりましては、通過する都道府県公安委員会に届け出ることになつておまして、その指導も受けながら万全の体制がしかれてゐる、このように認識しております。

○近藤委員 ぜひそのマニュアルを見せていただければいいと思ひます。それでは決して、大丈夫かそういうものはないかというのとは、広く情報は公開して、できるだけ多くのものチェックというか、広く意見を求めるところもあるべきではないかと思ひます。ありまして、そういう意味で、ぜひ公開というか見せていただければいいと思ひます。

○斉藤政務次官 マニュアルそのものは核物質防護上の観点から公開はされてゐないと思ひますが、その指導要綱については公開されてゐると思ひます。それから、消防庁にも放射性物質輸送時事故対策マニュアルがございまして、消防機関に対しては指導が行われてゐる。このマニュアルについては公開されてゐるものと思ひます。

○近藤委員 これも核防護上の意味合いから、できるものではないかというのがあるのかもしれないが、これは、まさしく事故があつたときに、ある人が、こういうふうに対応するんだ、こういうふうに対応するんだと云うようなことを指示するんだと思ふんですよ。そうしますと、そういった公開できない部分もあるかもしれないが、まさしく避難しなくてはならない人が万が一の場合にはあるわけでありまして、これはできる限り、これはまた別個のことで、事故マニュアルとは別の避難マニュアルみたいなことになるのかもしれないが、そういったものは公開されてしかるべきだと思ひます。

○近藤委員 そうすると、今の私の質問の中では、そういった事故が起きたときにどうするんだというマニ

アルのことを念頭に置いたんですが、こういうことが起きたら、ではどういふに逃げるんだみたいなことはマニュアルはないんだと思ひますが、自治体の方には、そういった事業者の方に事故が起きたときのマニュアル、関係する地方自治体とも連絡をとつて備えていらつしやると思ひますが、そういった地方自治体の方のマニュアルなんかもちよつとあるんでしようか。

○斉藤政務次官 地方自治体にマニュアルがそれぞれ用意されてゐるかについては、ちよつと今わかりませんが、すぐ調べますけれども、基本的には、輸送事業者及び公安委員会また消防庁がマニュアルを持っておりまして、輸送時ごとに地方自治体と綿密な打ち合わせをするという形になつてゐると思ひます。

○近藤委員 これは、事業者の方だけが知つていて、その事業者、いわゆる当事者の中での教育も本当に大事だと思ひますし、そういった事故が起きたときに対応するやり方だけではなくて、それは綿密に、内と外という言い方が適當ではないかもしれないが、事業者の方が内であれば、外の側のマニュアルというか、こういったものが大変に重要だと思ふのですね。

○斉藤政務次官 各自自治体ごとのマニュアルが必要かという御指摘に対しましては、これから検討させていただきますと思ひます。科学技術庁としては、昭和六十三年から十一回、各地で、消防機関を含む地方自治体職員に対して核燃料安全輸送講習会を開催しております。また、運輸省も放射性物質安全輸送講習会を実施しております。科学技術庁としてもこれに協力しております。

○近藤委員 こういう形で地方自治体と連携をとりながら安全の実を上げていきたい、このように考えてお

ますが、先ほどの御提言につきましては、検討させていただきます。

○近藤委員 ぜひ、検討だけではなくて、実施をしていただければと思うわけであります。

それで、今回の事故で、聞いておりますと、現場の市町村、東海村では随分と混乱があった。混乱というか、どういふふうにしたらいんだらうというふうなところがあつたふう聞いております。それにつきましては、法案あるいは関係資料を読んでもあります、非常に国の責任を明確にし、もちろん市町村あるいは都道府県と連携をとってしっかりとやっていくことなんでしょうが、今回も、東海村の方では、事業所からなぞもっと早く通知が、通告がなかったんだというふうなことに對する不安みたいなものがあるようです。もちろん、事業所そのもので放射性物質に對する測定をしているんだと思うんですが、これは、放射性物質が飛散したとか、こういった事故については、とにかく早く逃げれば早く逃げるほうがいい。

そしてまた、その日の天候。放射性物質は、やはり雨が降っていると、まず外に出てはだめだとか、そんなようなことも聞いたことがあるんですけども、そういった天候の状況。その天候の中に、雨が降っているかどうか、あるいは風向きとか、いろいろな状況があると思うんですが、そういった状況を考えながら、しかしながら、なるべく早く逃げた方がいいのではないかなというふうなふうに思っています。

そういった意味では、事業所だけではなくて、今後の事故に對する体制ということで申し上げれば、市町村そのものが、通報を受けるということではなくて、同時に事業所そのものあるいはその周りの放射性物質の状況をモニタリングできた方がいいのではないかなというふうに思うんですが、このことについてはどうお考えでしょうか。国としても、例えば、市町村がそういったことを望む、では、全面的に、技術的な問題、あるいは、これは資金的にも随分かかってくると思うのです

が、そういった資金的な問題をバックアップするとか、そういったことに對するお考えはいかがでありますでしょうか。

○斉藤政務次官 現在におきましても、原子力施設の周辺での放射線監視は地方自治体の責任で行われておりまして、国としても、その地方自治体に對して交付金を交付している、その交付金によつてこの監視システムの整備、運営が行われているということでございます。

したがいまして、立地地域住民に身近なところへの表示盤の設置、モニタリングポストの設置等、その希望が地方自治体から寄せられた場合には、国としても、これらの実現に向けて交付金等で支援をしていく、そういうシステムになっておりますし、また、今後もその姿勢で臨んでいきたいと思っております。

○近藤委員 そうしますと、交付金で、全面的ではないのかもしれませんが、それなりのバックアップを今もしているということだと思ひます。今回の東海村は、たしか東海村独自のモニタリングシステムみたいなものはなかったと思うのですが、東海村はなかったんですね。

○斉藤政務次官 県のシステムはございましたが、東海村自体は、県のものとしてございました。

○近藤委員 そうすると、県のものとして地理的には東海村のところにもあつたという理解でよろしいでしょうか。ちょっと私がつかかなかつたのかもしれないんですが、そうすると県は、かなり早い段階で、もしかししたらジェー・シー・オーのあとで、そこそこそういった事故が起きているのではないかと認識はあつたのでしょうか。感知していたのかどうか。あるいは感知するレベルになつたのか、あるいは、こういうのは多分モニタリングする場所が多ければ多いほどいいのだと思ひますが、そういった意味では体制がまだ不十分だつたとか、その辺はどうだつたのでしょうか。

○斉藤政務次官 現実には起きたことは、後から見ますと、監視モニタリングポストにおきましてガ

ンマ線の線量値が上がつていくことがわかつたけれども、それによつて即座に對應するということは、現実には検討してはおりませんでした。

○近藤委員 これは切りがないことではあると思うのですが、ただ、どうなんですか、ジェー・シー・オーに限らず、事業所そのものがモニタリングをしていると思ひますので、これを通報するということではなくて、例えば、今の技術を使つて、その事業所内で測定している情報を地方自治体にも同時に見られるようにする。もちろん、地方自治体の方でも、その出てきた情報、データを分析というか、いたずらに、何かこれは危ないのじゃないか、おかしいのじゃないかということではいけないと思ひますので、そういった情報を分析できないといけないと思うのですが、そういった独自のモニタリングシステムだけではなくて、事業所内のそういった状況について同時に知るといふような、こういったことはどうでしょうか。

○斉藤政務次官 事業所の中にありますそういった放射線観測装置、また事業所の外にあります、これは主に地方自治体が持つておりますモニタリング施設、この両方を有機的に結びつけて對應すべきではないか、そういう御指摘でございますけれども、現在でも、この事業所内の観測施設においてある一定以上のデータが、放射線等の検出がされた場合には、それを地方自治体に連絡して、一緒にそれに対応していくという体制になつております。

○近藤委員 それは、ある値を超えたら相談をしていくということですか。それとも、計器そのものが、例えば、一とか十とかそんな数字ではないと思うのですが、そういった数値をあらわすディスプレイ装置みたいなもので、関連する地方自治体にも刻々と出てくるのか、そういうことでしょうか。同時にやれるかどうか。

○斉藤政務次官 御質問は、例えば、施設内、施設外、それらの観測データがオンラインで常時公

開されて、だれもが知れるようなシステムにすべきではないか、こういう御趣旨でございますか。基本的には、モニタリングポストのデータ、また事業所内のデータは、地方自治体におきましても常に観測される状況にあるべきだと思ひます。ただ、現在の技術からいまして、それを常にオンラインで表示するということもまだできておりません。現在は、記録をして、その記録を公表するところまででございますが、できるだけそういったシステムになるように、これから技術開発等を進めていかなければならないと思ひております。

○近藤委員 技術的にそれが難しいとはちょっと思はないのですけれども、質問時間もあと数分になりましたので、これは、また繰り返しますが、とにかく、当面の課題としては、いかにチェックを厳しくしていくかということだと思ひますので、これについてはぜひ実現を、前向きにということ、より同時に、より広くチェックできる体制が必要であるといふふうに思ひますので、そのことを要望させていただきますと思ひます。

それで、今回、例えば、私がそういった事故が万が一起きたときのその住民であつたときにどうしたらいいのかなというふうなことでちょっと考えたのですよ。そうすると、自分が住んでいるところの近くで事故が起きた、いかに情報を集めるかということだと思ひます。そういう意味では、市町村あるいは県ということになるのでしょうか、とにかく行政、自治体からの連絡、指示を待つということが基本なのかなと思ひます。

もちろん、それに関連して、ふだんの訓練なんかもあつた方がいいなと思ひます。訓練といつてもかなり千差万別の状況にあつて、どういふふうにするのかということがあると思うのです。事故の規模によつても違ふと思ひます。例えば、自分の住んでいる市町村のすぐ隣の市町村で事故が起きた、風向きによつてはすぐこちらにも来るかもしれない、あるいは風向きによつては来ない、あるいは事故の規模によつて

は、まあ何キロ離れているから大丈夫だ、こういったいろいろな想定があつて、事故の規模でいえば、小規模な、中規模な、あるいは大規模なというところによつて対応も違うと思います。そういう意味では、基本的にはある程度の知識を持ちながら、しかしながら、自治体、しかるべきところの指示を待つのだらうなというふうに思うわけでありま。

ただ、そういう中でも、自分たちがとりあえず、先ほど申し上げましたように、できるだけ早く逃げた方がいいところもあるとなると、自分たちでできることはやつてしまいたいとか、あるいは、やつてはいけないことでも、どうしてもそういう不安に駆られて焦つてやつてしまふかもしれない。

例えば、自分の子供が学校に行っているとなると、親の気持ちとして、やはり子供を迎えに行こうと思つてしまふかもしれない。ところが、目に見えない放射性物質が飛散しているとなると、もしかしら危険なところに突っ込んでいってしまふことになるかもしれない。子供を迎えに行くことによつて道路が混雑してしまつて、かえつて事故に対応する対策を妨げることになってしまうかもしれない。

だから、これはちよつと個別の細かいことになつて申しわけないんですが、例えば万が一そういう事故が起きてても、子供を迎えに行かないでください、そのかわりちよつと、落ちついたときといひましようか、学校が責任を持つて避難させる、そして、ここに連絡してくればあなたのお子さんの所在のことはわかりますよとか、一種マニュアルだと思ふんですが、こういったことはどうなんですか。

これから国、市町村、県が協力をして、そういった大変に詳しいマニュアル、事業所によつていろいろ、発生する放射性物質の性格とか、その事業所の性格、構造みたいなものは違ふと思うんですが、そういったことはどういうふうな責任を持つてやつていけるのか、そのことについてお

伺いをしたいと思います。

○斉藤政務次官 今回、新しい法が施行されますと、それぞれ市町村、県、国、事故対策本部が設置をされます。それぞれ事故時の対応について防災計画を立てなくてはならないわけでございますけれども、その防災計画の中で、先ほど近藤委員おっしゃったような、いろいろな細かい対応をこれから決めていかなくてはならないかと思ひます。

現実事故対策基本法におきましても、例えば自然災害があつた場合は、こういう自然災害があつた場合にはこの地域の人はここに避難しましょうというふうなことが決められているわけでございますが、それに相当するものをつくつていかなければならないと思つております。

○近藤委員 もう時間が来ましたので質問を終りますけれども、本日に、多分随分と細かいこと、でも、その中でもきちつと、初期に迅速に行政あるいは事業所が対応することだと思ひます。また、その地域の住民もきちつと、できること、正しいことは早くやるべきだといふふうな思ひますので、そういった対応をしつかりしていただきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○北側委員長 川内博史君。

○川内委員 おはようございます。民主党の川内でございます。

科学技術委員会に今国会から所属をさせていただきました。私は、政治家のことを格好いいと思う人は余りないんですが、中曽根大臣はすごく格好いい人だなと、この前、所信表明を聞いておりました。思ひまして、大変光栄に存じますし、また所信表明の冒頭で、科学技術創造立国を目指して全力で頑張るというふうにおっしゃつていらつしやうたわけでございますが、大臣がそのようなお気持ちでお仕事をしたいとく上では、私も、民主党のほかのメンバーはわからないですが、私ども、積極的に御協力を申し上げたいといふふうな思つておりますので、どうぞ前向きな御答

弁をいただければというふうに思つてござい

ます。早速質問に入らせていただきますが、今回審議の対象になつております二法案は、ジェー・シー・オーの東海事業所の事故を教訓として制定しなければならぬということを出されてきた法案でございますが、一昨日はHIIロケットの打ち上げの失敗というものがございまして、このところ、科学技術創造立国を目指すというその目標に対して、科学技術庁の若い方々あるいは宇宙開発事業団の若い方々とも若干お話をさせていた

だいたんですけれども、どうも自分たちも自信を喪失さみであるというふうな、大変に私としても心配な状況であるわけでございます。

まず、このHIIロケットの失敗というのは、今まで実績があり、大変に自信を持っていたはずの第一段エンジンが、きょうの新聞では、配管が何かどうにかこうにかなつて燃料が漏れていふうなことが書いてあつたわけですが、どのような事態でこの第一段エンジンが途中で停止をしてしまったのかということについて、斉藤総括政務次官の方から詳しい御説明をいただきたいというふうな思ひます。

○斉藤政務次官 HIIロケット八号機の打ち上げ失敗につきましては、直ちに科学技術庁に事故対策本部を設置いたしました。宇宙開発事業団に対しては、徹底的な原因究明及びその対策に全力を注ぐように指示したところでございます。

また、宇宙開発委員会におきましても、打ち上げ当日に臨時会議を開催し、宇宙開発事業団から報告を聴取したほか、昨日には技術評価部会を開催いたしました。原因究明についての審議を始めたいところでございます。

この昨日の技術評価部会において行われた宇宙開発事業団の報告によりますと、打ち上げ後二百三十八・五秒、約四分でございますが、この二百三十八・五秒後に第一段エンジンにおいて主燃焼室圧力が急激に低下した。そして、ほぼ同じタイミングでロケットの加速度がほぼゼロに落ちた、

これらの異常現象について解析を行ったところ、第一段エンジンに破損が生じたことが考えられるとのこととございました。今後、さらにその原因等を調査することとしております。

全部種子島でテレメトリーのデータがとれておりますので、かなり詳細なデータがとれておりますので、この原因についてもできるだけ早い段階で発表したい、このように考えております。

○川内委員 私は、きのう科学技術庁の宇宙政策課の方とお話をしているときに、途中でエンジンが停止したというのは燃料が漏れたんじゃないのと言つたんです。途中でエンジンが突然とまるといふ大体そんなことぐらいが原因だったんだらうというふうな、私は素人ですが、エンジンがとまるといふのはそういうことじゃないかなと思つて申し上げたわけですが、その宇宙政策課の方は、いや、ちよつとデータを分析しないとよくわからなくてというふうなことを一生懸命説明されていまして、詳細なデータをとりながら今までも打ち上げをしてきたわけですし、そのデータと今回失敗した打ち上げのデータを専門家がみれば、もしかしら何が原因かというは一目瞭然でわかるんじゃないかなというふうに思ふんです。

技術評価部会とか、慎重に慎重にやられるのはわかるんですが、失敗したのは失敗したわけですから、もうちよつと、大体こんな感じで失敗したというふうなことは積極的に発表して、それを前向きな発言材料に変えていくという姿勢が必要だと思ふんです。お役人は失敗は認められないのですから、失敗の原因なりその議論の経過というのをなかなか公表したくないでしょうけれども、私たち政治家の立場にいる人間は、迅速に行動して、そしてまた、それを次の実績につなげていくという姿勢が必要なんじゃないかというふうな思つております。

そういうことを含めて、今回、HII五号機ですか、それと一昨日の八号機と二回続けて打ち上げに失敗した、これは、ただ単に技術的な問題だけ

ではなくて、宇宙開発技術が今抱えている根本的な、構造的な問題があるというふうに私は思うのですけれども、大臣、その辺についてはいかがでしょうか。

○中曽根国務大臣 今、原因はもとと早く解明できるのではないかと、あるいは想定できるのではないかとというお話がまずございました。

専門家の方であればある程度の想像は即座につくのではないかと、私は素人ながらにそういうふうな思いわけがありますが、やはりこれだけの大きな事業でございますので、一昨日から徹夜でデータを解析いたしました。昨日の午後の会議でこれを公表したところでございます。会議は公開でやっておりますので、これはすべて公式のものでございますから正確を期さなければならぬ、そういうことから、さまざまなデータの分析から始めたものでありますので、急いでやったことは御理解いただきたいと思います。

それから、今、昨年二月の五号機の事故に続いて今回失敗したということで、構造的な問題があるのではないかとという御指摘でございます。

このところの事故は、一つはロケットの方の事故、それから、ロケットは予定どおり機能したけれども衛星の方にくぐあいが生じたというふうな事故と二種類あるわけでありまして、いずれにいたしましても、この数年の一連の事故等を背景にいたしまして、宇宙開発委員会は、我が国の宇宙開発全般にわたって構造的な問題があるのではないかと、そういうふうな考えをもち、宇宙開発基本問題懇談会において検討を行ってまいりました。そして本年五月には、事業団の経営等に関する提言を取りまとめております。その中には、品質管理システムのこととか、あるいは事業団の職員の人気とか、あるいはそのほかの、教育の問題とか技術開発能力の問題とか、いろいろ提言がありまして、今回の原因究明をまず私どもも徹底的に調査いたしまして、そしてその中で、宇宙開発事業団において今申し上げました提

言に沿って適切な対応がなされているかどうか、そういう点を十分に検証いたしまして、背景にあるもので探りながら、今後の対策にこれを役立てていきたい、そういうふうな思っているところでございます。

おっしゃるとおり、構造的な面も含めて調査する必要があると私は思っております。

○川内委員 構造的な面というのは、要するに人も予算も足りないということだと私は思うのです。人類に残された最後のフロンティアが宇宙なわけですから、そこに制約研究がなされるのは予算がアメリカ等に比べても圧倒的に劣っているというところで、まだ日本では宇宙開発は研究開発の段階だろと思うのですけれども、そういう段階で、ロケットの打ち上げに際してコストダウンをしよう、なるべく安くロケットを打ち上げようとしているわけですが、関係者のその御努力には敬意を表しますが、しかし、大臣、コストダウンというのは、例えば二十機ロケットを打ち上げるのを受注したから一機当たりのコストがダウンするというのがコストダウンであって、年間一回か二回しかでかいロケットを打ち上げないのに、そのロケットの打ち上げにかかる費用をなるべく安くしようというものは、単なる、けちって、手間を省略して粗悪品を上げるということにつながるわけでございます。

そういう意味では、今コストを削減するというようなことは考えるべきではなくて、今はどれだけでもお金をかけてしっかりと収集して量産体制につなげていくということが必要なのだろうというふうに私は思うわけでございます。大臣が全力で頑張るといふのは、全力で予算をとるといふことだろうというふうに思っておりますので、頑張っていたきたいというふうに思うわけでございます。

私は、本日お見えになっていらっしゃいます谷垣先生が科学技術庁の長官のときにも申し上げます

せていただいたのですけれども、どうも日本の宇宙開発というのは大きな目標がないのです。大きな目標がなくて、ただ短期的な目標だけで推移しているから、なるべくロケットを安く打ち上げようとか、せせこましいロケットになってしまつて、夢がなくなつてしまつていっているのではないかと、いうふうに思っております。

ケネディがアポロ計画を唱えて、レーガンは宇宙ステーション計画、ブッシュが二〇一九年に火星有人探査を打ち上げるといふふうに、合衆国は、常に大衆から支持される、わかりやすい宇宙開発の目標というものを掲げて、幾たびかの失敗を乗り越えて今日があるのだらうというふうに思うわけでございます。そういう意味で、日本はエコノミックアニマルですから、宇宙人に初めて物を売りつける国になるというくらい目標を設定して宇宙開発をおやりになつたらどうかというふうに私は思っております。これをばかなことだと思つていたら、いつまでも宇宙開発は進まないと思つていたら、なるほど、それはいい考えだ、早速それを採用しようというくらいにおっしゃつていただければ、宇宙開発も進むと思つたのです。

私は鹿児島県から、鹿児島で、青年会議所という団体でコスモフェスタとか宇宙関連のいろいろなイベントを毎年開催したりして、子供たちあるいは青年の方たちにも宇宙に対する理解とか宇宙開発に対する理解というものを深めていただこうというふうなことを地元ではやつていっているのです。そういう方たちにも、日本というのはいくつかのことを目指しているのだよ、そういう大きな目標というものを与えていただきたいというふうに思っております。大臣の御意見を伺います。

○中曽根国務大臣 委員は鹿児島県出身で、種子島もございまして、日ごろからこういう宇宙開発に大変な御理解をいただき、また御支援いただいております。本当に感謝をいたしております。

宇宙開発も夢が必要だ、夢がなくなつていっているのではないかと、御指摘でありますけれども、おっしゃるとおり、国民、特に若い世代に対して夢を与えるということは大変大事で、そういう意味で、宇宙開発というのは格好の材料ではないかと思っております。また同時に、我が国の発展にも欠かせないわけでありまして、これは単に経済的発展のみならず、平和、繁栄にとつて大事なことでありまして、我々も全力で取り組んでいくところでございます。

夢ということになるかわかりませんが、人類の本来に質の高い、知的なフロンティアの拡大あるいは豊かな生活の実現のためにももちろんなりますし、それから新しい技術の開発にも大きく貢献できますし、また、宇宙開発の技術が進むことによっていろいろな、すそ野が広がっていくのでありますから、新技術、新産業も発展をしてくるでありますし、また、これを進めることによって技術者も養成できると思つたし、いろいろな効果があります。大変大きな貢献をするものと思っております。

そういうことでございまして、おっしゃいますように、宇宙開発の将来展望というものを国民の皆様方にもお示しをいたしまして、そして長期的な構想をきつと打ち立てて、そして研究開発を実施するというのが大事ではないか、そういうふうな思っております。

○川内委員 来年は二〇〇〇年でありまして、本当の世紀末に入つて、新しいミレニアムを迎えるわけですから、日本の政府も二〇〇〇年の発行くらいで満足しないで、もっと大きなことをぜひお考えいただきたい。中曽根大臣の方から総理に、二〇〇〇年の発行くらいで満足しておつたらいかぬというのを申し上げていただきたい、それこそ、ちゃんと打ち上げていただきたいことをお願いしておきたいというふうに思っています。

それでは、本題でございます原子力防災に関する法案の審議に移らせていただきますのは、今

回のジェー・シー・オーの東海事業所での臨界事故で被曝をされ、今現在入院されて治療を受けていらつしやる三人の方が現在どのような容体であるか、どのような病状でどのような診療を受けていらつしやるのかということに関して、斎藤さんの方から御答弁をいただきたいと思ひます。

○斎藤政務次官 今回の事故で重度の被曝を受けた作業員三名につきましては、事故当日、放射線医学総合研究所、いわゆる放医研に搬送され、感染症対策、白血球増加薬剤の投与等の治療をまう行いました。

このうち、最も症状の重い三十五歳の男性につきましては、放射線の照射によるリンパ球数の激減など造血機能の障害が見られましたため、十月二日、東京大学附属病院に移しまして、二回にわたる末梢血幹細胞移植が行われました。その結果、十月十七日には、移植した血液幹細胞の生着が確認されまして、白血球数が急激に増加をいたしました。しかしながら、依然、大変厳しい、予断を許さない状況が続いております。

それから、三十九歳の男性につきましても同様に造血機能の障害が見られましたため、十月四日、東京大学医学研究所附属病院に移送し、十月九日に臍帯血移植が行われました。その結果、十月二十一日には、骨髓に患者本人と臍帯血由来の両方の細胞が共存していることが確認されました。しかしながら、この三十九歳の方につきましても、依然予断を許さない状態が続いております。

残る五十四歳の男性につきましては、放医研において治療が続けられておりまして、現在は、全体として容体は安定し、回復の兆しが見られるというところでございます。

○川内委員 今、斎藤総括政務次官の方から、お二人の方については予断を許さない状況、お一人の方については回復の見込みがついたという御答弁があったわけですが、予断を許さない状況というのは、すなわちまた回復の見込みが立っていないということに理解をさせ

ていただきますが、それは原子力事故というのは恐ろしいものなんだと。一部の週刊誌等で、まだ予断を許さない状況にあるお二人の方々の病状について報道があったりしておりますが、本当に恐ろしい恐ろしい事故なんだというふうに私も今改めて感じているところでございます。

そこで、原子力あるいは原子力エネルギーというのは、私たちの生活には欠かせないものであるし、これからは、代替エネルギーが開発されない限り、ふえていくことはあつても減ることはないというふうに思うんですけれども、だからこそ、原子力あるいは放射線の持つ恐ろしさ、怖さというものを国民の皆さんに広く周知しなければならぬというふうに私は思っております。

例えば、科学技術庁の中には原子力局と原子力安全局というのがあります。また、原子力安全委員会というのがあります。原子力について毎年出される白書で、原子力安全白書というものもございすね。なぜかその原子力について安全という言葉をつけて、その危険さを糊塗しようとしていふというふうな思いを私はぬぐえないんです。原子力エネルギーというのは必要だけれどもとても危険なエネルギーなんです。だけれども、それを一生懸命みんなで知恵を絞って使っていくましようねというふうな、今私が長い長い日本語で申し上げましたけれども、それをもっと一つの言葉で凝縮するような局の名前にすべきだし、白書の名前にすべきだし、委員会の名前にすべきじゃないか。安全という名前をつけることによって、原子力の持つ本質的な恐ろしさというのが、やはり人々の意識の中にあるいはその仕事に携わつていらつしやる方々から、どこか抜け落ちていく危険性があつて、それが今回のこういう事故につながつてしまつていふのではないかとこのうに私は思ふんですけれども、大臣、それについて、いかがお考えになりますでしょうか。

○中曾根国務大臣 今委員おっしゃいましたように、（委員長退席、西委員長代理着席）

に、原子力はエネルギーとして欠かせないものでありますし、代替エネルギーの開発も進めておりますけれども、なかなか原子力に取つてかわるほどにはまだ発展をいたしていません。そういう意味で、原子力の事業というものは現在欠かせないものでありますけれども、一方、放射線の発生を伴うわけでありまして、その利用に当たりましては、今、原子炉等規制法などで安全の確保に最善の努力を払つていくわけでございます。

このように、原子力を我が国のエネルギー源として利用するか否かということにつきましては、広く国民一人一人がみずからの問題として考えていただくことが必要ではないかと思ひますし、また、政府も国民の皆様に対してそれなりの情報を提供することも必要ではないか、そういうふうな思つております。

このため、政府といたしまして、この原子力エネルギーについてのメリット・デメリット、こういうものについて原子力政策円卓会議という場で議論をしていただいております。その会議を通じて積極的な情報の提供に努めてきたところでございます。

また、原子力委員会におきましても、外部の有識者の皆さんの御参加をいただいて、長期的な原子力の開発利用の計画作成のための審議も行つていくわけでございますけれども、この審議におきましては、国民それから社会にいかんにかん原子力を受け入れてもらうか、それから、原子力発電をいかに安定したエネルギー源とすることが出来るか、それから、先端的な研究開発をいかに進めるか等、幅広い見地から原子力開発利用のあり方について掘り下げた議論もしていただいております。

委員がおっしゃいましたように、安全という名前がついていふことについていかがかというお話でございますが、私も、今の委員の御意見もまた参考をさせていただきたいと思つております。

○川内委員 省庁再編もあることで、局の名前とかも、あるいは委員会の名前もその際に見直

して、国民の皆様方にしっかりと原子力に対する認識というものを周知していく必要があるのではないかとこのうに思つていふところでございす。

私は、なぜ今回のこういう事故が起こつたのかというところに、私たちの認識自体に根本的な問題があるからではないかというのを今申し上げさせていたいただいております。

そこで、今回のこの法案のことなんですけれども、今申し上げた、科学技術庁の中には原子力局と、原子力の安全規制をする原子力安全局というのがあつたわけですが、原子力に対する認識がどうもみんな甘い部分があつて、だからこそ今回のこの法案というの、私が聞くところによりますと、原子力局でつくられていふ、作成されたというふうな聞いております。

原子力防災を規定する、原子力の危険性に対してどう対処していくかという法律をつくる局は、科学技術庁であれば原子力安全局でなければならぬはずなんですけれども、しかし今回それが原子力局でつくられたということに関して、私は、この原子力に対する認識の甘さがやはりあらわれてしまったのじゃないかなというふうに指摘せざるを得ないわけでございますが、その辺について、大臣、いかがお考えか、御答弁をいただきたいというふうに思ひます。

○斎藤政務次官 私の方からお答えさせていただきます。

今回のこの法案は、原子力局でつくつたというよりも、政府一体となつた特別チームとして原子力安全・防災対策室を設けまして、その対策室に、通産省、国土庁、消防庁、警察庁、防衛庁、文部省といった関係省庁から職員に来ていただいて、政府一丸となつてつくつたというものでございまして、原子力局でつくつたという御指摘は当たらないかと思ひます。

また、今回の二法案は、あのジェー・シー・オーの事故を受けて、原子力防災対策に万全を期して、また、安全規制対策を強化するための枠組

みを構築するためのものではないかと、いわば原子力開発利用のインフラ整備に当たりまして、原子力の推進そのもの、あるいは規制そのものとは性格を異にするものではないかと考えております。

○川内委員 今の政務次官の御答弁は、私もなるほどそんなのかなというふうにも思うのですけれども、私が申し上げているのは、そういう専門的な議論ではなくて、私どもは科学技術あるいは原子力の面からいえば素人です、国民の皆様方も素人です。素人から見たときに、国民の皆様から見たときに、結局この法案をつくったのは、原子力局のもとにその委員会が置かれてつくったわけですから、やはりそういう誤解を受けるような行為そのものが原子力に対する認識の甘さを象徴しているんだと思いますよということを私申し上げたわけではないかと、その辺をしっかりと今後認識していただいて、峻別していただくということをお願いいたします。

しかし、そこで次の論点なんです、どうしても、同じ役所の中に推進する部門と規制する部門があるというところが問題なのかな。人事の交流もあるでしょうし、同じ職場ですからしよつちゅうしゃべって、人間関係もあるでしょう。それに對して政府は、原子力安全委員会というのが別組織としてあるから大丈夫だというふうにおっしゃるかもしれないけれども、しかし、この原子力安全委員会というの、政策やあるいはガイドライン、指針を出すので、実質的な規制とかは科技庁と通産省がやっているとらっしゃるわけではございません。

これは私たち民主党の主張でもあるわけですが、けれども、実効性という点から見ると、原子力の安全規制という部門はやはり独立をさせて、そこが責任を持ってやるというふうにする方が今後はいいのではないかと、私は思っております。

政府からは、原子力安全委員会が省庁再編後は

内閣府に移り、事務局を拡充してしっかりとやっていきますというところでございますが、しかし、これから原子力発電所がふえていく、あるいは研究も盛んになる。そうすると、核燃料施設ももしかしたらふやさなければいけないというふうな事態が想定されるときに、果たしてそれだけで十分なのかどうかという点も含めて、推進と規制の部門を切り離し、規制の部門を独立させた方がいいのではないかと、私どもの意見に対して、しつこいようでも恐縮ですが、御答弁をいただきたいというふうに思います。

○中曾根国務大臣 今、推進と規制の部門を分離すべきであるという御意見でございました。我が国の原子力行政におきましては、今まで私どもは規制と推進の機能は効果的に分離をしっかりとやってきた、そういうふうにも思っております。

お話にもありましたように、科学技術庁とそれから通産省が法令に基づく安全審査を行って、そしてまた、今度はさらに原子力安全委員会がダブルチェックをするという仕組みでございます。また、その原子力安全委員会は、約二百名に及ぶ専門家を擁して、安全審査に厳正に臨んできたところでございます。

今後、安全委員会の機能の強化を図りつつ、さらに安全の確保に努めていきたいと思いますところでございます。

○川内委員 ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

今回の法案のポイントとして、原子力防災法のなかではオフサイトセンターを設置するというものがあるわけではございますが、これは、私は原子力災害時の政府の対策本部の最前線の基地だというふうに認識をいたします。

そこで、実際に原子力災害が発生した場合に、どなたがセンターの責任者となるのか、またどのような権限を持ってその対策本部を切り盛りするのか、総理が設置するとされているこのオフサイトセンターに設置される現地対策本部の権限というものを総理がどこまで委譲するのかという

ようなことについて、詳しく御説明をいただきたいというふうに思います。

それと同時に、一たび原子力災害が起こったときに、首相による緊急事態宣言後の国の原子力災害対策本部、規制省庁の事故対策本部、都道府県及び市町村レベルの災害対策本部、オフサイトセンターに設置される現地災害対策本部、原子力安全委員会の事故対策本部、対策本部がいつばいできて、どこがどういうふうな権限を持ち、どういう指揮命令系統で動いていくのかということがいまいつ不明確でわかりにくいのです。

だからこそ、情報が錯綜して、いつも災害が起こるたびに、状況がよくわからなかったという言葉が繰り返され繰り返されるのです。状況がよくわからなかった、したがって対策を打つのがおくれた。一生懸命やったんだけども状況がわからなかった。これはいつも災害のたびに繰り返される。

そういうことがないよう、その対策本部相互の位置関係等についても明確にしておく必要があるのではないかと、このような点について御答弁をいただきたいというふうに思います。

○斎藤政務次官 まず最初の、現地対策本部長は一体だれになるのかという御質問でございますが、オフサイトセンター、前線拠点に国の対策本部の現地対策本部がまず設置されます。これはあくまでも国の対策本部でございます。また、このオフサイトセンターには、県また市町村の対策本部、これはそれぞれに設置されているわけではございますけれども、その代表者といましようか、そこからも派遣をされて、このオフサイトセンターで現地対策本部、これは、国そして市町村の対策本部、県の対策本部が一堂に会するということとなります。

そして、まず最初の御質問は、国の現地対策本部長はだれが充てられるのかということでございますが、これは、その現場で陣頭指揮をとるわけですから、総理大臣が最善の者と判断した人が指名されるということしかここでは言えませんが、

でも、例えば政務次官でありますとか、省庁再編後は副大臣、こういう形になるのではないかと、私は思います。

そして、このオフサイトセンターにおける三者の位置関係はどうなのかということでございますけれども、これは、あくまでもオフサイトセンターにおいて合同協議会を持つて、その合同協議会で情報の交換と相互の協力を行うということでございます。それぞれのいろいろな現場への措置等は、国の現地対策本部が地方自治体また県や市町村の対策本部に指示を出せるということにはなっておりますけれども、実際にはその地方自治体の対策本部がその権限でいろいろな指示を出されるということもございまして、ある意味ではこの合同協議会はその三者の情報共有また協力のあり方の協議の場、こういう位置づけでございます。

○川内委員 参謀がいつばいいて会議を繰り返して戦争に負ける、戦に負けるというのは日本が経験をしたことではないかと、ある種非常事態あるいは緊急事態において、だれか一人がすべての責任を持って指示命令を発していく。

それで、今回のジェー・シー・オーの東海事業所での臨界事故において、私たちはたくさんさんの教訓、経験を得たわけではございまして、これに基づいて、臨界事故等が発生した場合にどのように対処すればいいのかわからない、ある一定の情報というものを今回収することができた。それに基づいて、今後万が一不幸にして原子力災害が発生したときにどのように行動すべきかということについては、私はもう、この現地の災害対策本部の本部長になる副大臣なり総括政務次官なり、その方が全権を持って、総理にも命令するぐらいの指揮権を持っていた方がいい方が、より迅速に事態が収拾できるのではないかと、私は思っております。

余り協議、会議を非常事態に繰り返しても、結局そこが状況がよくわからないというところにながってしまっているのではないかと、私は思っております。危機管理においては、責任者に、親方に

○中曾根國務大臣　今御質問の放射線量やモニターのことににつきましては、総括政務次官から私の後に説明をしてもらいますけれども、その前に、先ほども総括政務次官から御説明いたしましたけれども、対策本部がたくさんできて、指揮命令系統等をもっとすっきり、きちっとした方が、こういう事態のときにはいいのではないかというお

定、それから内外の過去の事故等を参考にしつつ、原子力安全委員会の意見を聞いて早急に検討を進めたいと思っております。

それから、放射線の測定器でございますけれども、これは国自身は持ちませんけれども、その測定器の検査は国が行ってまいります。

○川内委員　ここが基本的なところなんですけれども、

おつしやいますように、これは、同時に國がこの異常を察知するといひますか、そういう体制ができれば好ましい、今お話を伺つていまして私そういうふうを感じていたところでございますが、もし間違つてゐるといけません、そのようなお考えがよろしいのではないかと私は思つております。

加工関係等の施設、今回のこの法案の対象となるモニタリングの設備を置くところのすべてのデータが中央に集約的に来るようなことができるのかどうか、一方で、それと、現地でさちつと数値を感知して、即刻それが通知できるようになっていればいいのではないか、そういう考えもありますし、どちらが現実的で、またどちらが効率的かと

平成十一年十一月十七日

いう点はよく考えなければならぬ、そういうふう
に思っております。

○川内委員 緊急事態を宣言するのが総理である
とするならば、まず主務大臣なり総理が、だつ

て、例えば中曽根大臣が、大臣、大変なことが起
きました、ピーピー光っていますというのを見た
ときの御自身の緊迫感と、電話あるいはファクス
か何かでも起きていますというふうなもので
は、そうかい、状況をよく把握しろということに
なると思ふんですね。そこがやはり時間のずれ
になつていくと思ふんで、それこそ科学技術創造
立国を目指しているわけですから、どこでどうい
うことが起こっているかということ、特に原子
力については大臣がしっかりと把握をされていく
べきだろうというふうに私は思っております。

で、大臣も一時期はちやうどそうだなと思われた
わけですから、ぜひ、そうしろとは言いませんが
ら、研究課題として、こういう議論をしたなどい
うことを腹の中に入れておいていただければ結構
でございます。——いや、いいです。僕はそんな
無理強いしませんから。大変物わりのいい男な
んで。

それから、最後に防災訓練のことについてお伺
いをしたいと思います。

私、鹿児島島の桜島がありまして、爆発の防災訓
練なんというのよくございまして、そういうこと
が好きなものですかよく参加をするんですけど
れども、火災とか地震とか火山の爆発というの
は、訓練のときには実際には火事も起きていない
し、地震も起きていないし、火山も爆発してない
いから、実感がありません。実感がなくて、例
えば消防車が来て放水したりすると、実際には避
難をしているとされている我々が、放水している
のを見て、わあとか言って拍手したりすることも
あるぐらいに割と間延びした訓練になつてしま
うんですけれども、放射線の事故というのは目に
見えないですから、通常の、私たちが生活してい
る、全く何も壊れていない、何も燃えていない状
況で放射線の事故だといって抜き打ち的に訓練を

すると、これは非常に緊迫感のある、真に迫る訓
練ができるだろうというふうに思ふわけでござい
ます。

毎年、月日を決めて、その日に防災訓練をする
というふうなことでなくて、総理なんかにも知
らせずに夜中に急に訓練をしてみる。これは中曽
根大臣が責任を持ってやりになればいいと思
うのですけれども、ある日、夜の夜中にどこかの原
子力発電所で事故が起きて放射線が漏れている
大変なレベルに達しているというふうなことで、
夜中に、関係者にも訓練とは一切言わずに、全員
を集合させて、どのくらい迅速に事態に対応でき
るか、訓練を繰り返してやっておくということに非
常に必要なことだというふうに思ふわけでござい
ます。

夜中にやるというのは極端かもしれないですけ
れども、とにかく、訓練の効果という意味では非
常に確かなものになると思ふので、抜き打ち的
に、原子力災害に対して防災訓練をだれにも言わ
ずに行うということ、大臣の任期中に一回やる
というところをお約束していただきたいというふう
に思いますが、いかがでしょうか。

○斎藤政務次官 すばらしい御提言ありがとうございます。

抜き打ち的にやるということになりますと、社
会的な影響もございまして。大規模なものではできな
いかと思ひますが、小規模なものについては、御
提言ございましたので、考えていきたいと思つて
おります。

○中曽根国務大臣 委員おっしゃいますように、
防災訓練は大変重要でありますし、そういう意味
では、国、地方自治体、事業者が一体となつて日
ごろからこのような訓練を行うということは、防
災体制の実効性を高めていく上で大変効果がある
と思ひます。

抜き打ち的な訓練ということですが、そ
ういうようなことも意味のあることだ、そういう
ふうな思っております。

してありがとうございます。ぜひ、大臣の在任中
に一度おやりいただくと、みんな非常に勉強にな
ると思ひますし、それが後々、万が一が一本の事
故が起こったときに、これは訓練ではないといつ
て、全員が訓練のときと同じように行動できるこ
とにつながるというふうに思ひますので、どうぞ
よろしくお願ひをしたいと思います。

終わります。ありがとうございます。

○北側委員長 桑原豊君。

○桑原委員 民主党の桑原でございます。

原子力関係、特に防災の問題というのは、本
当に今までのいろいろな角度から議論をしてきたわ
けでございますけれども、今回、法案の提出とい
うことで、実効のあるものに、本場に現地の住民の
皆さんにとつて頼りがいのある、信頼の置ける、
ぜひそういうものにしていかねばならない、こ
ういうふうな強く感じておる一人でございます。

一九九五年の「もんじゅ」の事故以来、毎年の
ようにいろいろな事故が起きて、そのたびに、考
えられない事故だったとか、思つても見えないこと
に遭遇をしたような、そんな議論が行われてきた
わけでございますけれども、事故というのはまさ
にそういうものであつて、そういうものが起きる
というのを前提にどうしていくのかという
のが防災対策の一番大事なことだろうというふ
うに私は思ふのです。

私もこの「もんじゅ」の事故に大変関心を持
つていて一人でございますし、国会議員になつて以
来、民主党には辻先生という、この問題一筋に取
り組んでこられた方もおられまして、その辻先生
のいろいろな提言もあつたりして、私なりにこの
問題にはかなり関心を寄せてきたわけでございま
す。

特に、この数年の間、何とか原子力の特別防災
の法律をつくつてほしいということで、事故のた
びに政府に対して要望もしてまいりました。私た
ちの要望というの、単なる要望ではなしに、現
地の皆さんの意向も踏まえて、現地ともいろいろ

状況の中で事故が発生をいたしました。その結果、初期動作の問題、あるいは国と地方公共団体との連携の問題、また原子力災害の特殊性に応じた国の緊急対応体制、それから原因者たる原子力事業者の責務等、従来からの取り組みまたその改善だけでは十分には対応できない課題が顕在化してきたもの、そういうふうな受けとめております。

したがって、これらの課題を法制度として整備することにより、原子力災害対策の抜本的強化を図ることといたしております。

私といたしましては、原子力の安全の確保には従来にも増して努力を傾注するとともに、この法律及び関連する予算措置等によって原子力防災体制の強化に努めてまいりたいと思っております。

○桑原委員 大臣の決意は承りましたけれども、原発などを立地している現地の県や市町村は、ぜひ防災対策法をつくってほしいと相当前から常に要望を繰り返してきたわけでございまして、今回のこの反省の中では、現地の声をしっかりと聞いておく、そして、そのことがなぜ起きてきているのかを常に研究し、調査をし、受けとめていく、その姿勢が必要だということを改めてはっきり見せつたと思っております。ぜひそういうこととに心がけて、政府の都合よりも現地の声をしっかりと踏まえていただきたいというふうに思います。

そこで、東海村のあの事故は、法令に基づくマニュアルそのものが違法だったということに加えて、法令にもとめるマニュアルすら守られていなかったということ、今度の炉規制法の改正では、保安規定の部分も認可の対象にしていこうという形でその部分に一定の踏み込まれたわけですから、私は、そういう事実に行われていく手順のマニュアルも含めて、ちゃんと事前の審査の中でしっかりと点検を受けていくという仕組みが必要ではないか、こういうふうに思うのですけれども、今回の改正の中ではそのことがちゃんと保障されるのかどうか。その点、お伺い

をしたいと思っております。

○斎藤政務次官 お答え申し上げます。

従来、事業者の社内文書のうち、保安規定については国の認可の対象としてきたところでございますが、その下にある下部規定としての事業者のマニュアルについては必ずしも十分に点検が行われてきたわけではございませんでした。今回事故を起こしたジェー・シー・オーにおいて許可の条件と整合していない手順書が作成されていた事実を踏まえまして、緊急総点検では手順書についても調査をしたところでございます。

今回の原子炉規制法改正案では、保安規定の遵守状況にかかわる定期的な検査制度を設けることとしておりまして、この検査によって、保安規定に従って適切に安全教育、臨界管理などが行われているかを確認することとなります。したがって、下部規定のマニュアルについても検査の手が行き届くということでございます。

○桑原委員 それと、三百五十メートル以内の方々は避難勧告、そして十キロ以内の方々には屋内退避というように、大変多くの住民の皆さんを大変不安の状態から何とかあらしめようというところでいろいろの手だてが講じられたわけですから、放射線の被害というのは、単に現在どうかということだけではなく、極端なことを言えば、将来的にもこの被害が子々孫々にまで及ぶ、こういうような非常に恐ろしいものだというふうに私は思うのです。

そういう意味では、既に二千人に近い方々の健康診断など調査が行われたようですが、将来的にこういったエリアの皆さんについて追跡的な調査を行って、この方々の不安というものをできるだけ解消していく、こういう努力が必要だと思っております。そのことはぜひやっていただきたいと思っております。

あわせて、こういった事態のときにそういうものが常にちゃんと行われるような仕組みを法律的にどうつくっていくのか、制度的にどう保障していくのか。そのこともこの機会にしっかりと据え

ておくということが必要だと思うのですが、その点についての御見解を伺いたいと思っております。

○斎藤政務次官 御指摘のとおり、長期的な健康不安が問題になっております。特に今回、六十九名の被曝が確定された方以外にも、周辺の放射線量推定値が出ましたことによりまして、不安を抱えていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるというところで、原子力安全委員会の中に健康管理検討委員会を設置いたしまして、推定被曝線量に基づいた健康管理のあり方について検討していくこととしております。

科学技術庁といたしましては、この検討委員会の検討結果を踏まえて、現在でも、事故直後から窓口を開いて、体、心ともに専門家を配してケアをしているところでございますが、今後も、現在実施されている心のケアを含めて、関係機関と協力の上、周辺住民の健康管理に万全を期していきたい、このように考えております。このことにつきましては、私は被曝したのではないかと不安な個人行動調査を行って、推定被曝線量を出し、きちんと対応していきたいと思っております。

それから、心のケアについて法的にきちんと決めるべきではないかという御質問でございますけれども、事後対策というところ、これは緊急宣言が発出した後でございますけれども、健康また心のケアについて国は責任を持たなければならぬという形になっておりますので、今回の法律で法的にそれが決められております。

○桑原委員 ともかく、そういった意味での不安を解消し、異状が発見された時点ではしっかりとそれに対応できるような措置に万全を期していただきたい、そのことを申し上げておきたいと思っております。

次に、やはり、事故通報がいかに迅速に的確に行われるかということが、その後の対応を決定づけていく最大のポイントだろうと私は思います。今までであったいろいろな事故も、結局その迅速性が問われておるものが非常に多かったわけござ

いまして、ぜひこの機会に、今回の事故もそういったことではないかと問題点が指摘されておるわけでございますから、この迅速性の問題について踏み込んで対応していくということをやりたいだいたいと思っております。

そこで、今度の法律では、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出された場合に通報義務がある、それとまた、その他の政令で定める事象の発生した場合に通報義務がある、こういうふうな定められておるわけです。

まずお聞きしたいのは、「その他の政令で定める事象」というのはどういうことを指しているのか、考えておられるのか、お伺いしたいと思っております。

○斎藤政務次官 その御質問にお答えする前に、前の質問で、法的に健康診断、心身の健康に関する相談、枠組みが決められているかという御質問に對しまして私すぐ出てこなかったのですが、第二十七条第二号に、「居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置」として、事後対策としてとらなければならない項目が法定されております。

それから、御質問でございますけれども、「その他の政令で定める事象」とはどういうものが念頭にあるかということでございますが、これは、今後原子力安全委員会の意見を聞いて早急に政令で定めることとしておりますけれども、考えられるいろいろな原子力施設内における事故、種々のものが考えられるかと思いますが、そういうものをきちんと具体的に挙げていきたいと思っております。

○桑原委員 私は、事故が起きたらすぐに早く通報するというのももちろん大事なんですけれども、できるだけ早い段階で事故を認識、認知するよう、あるいは事故に至る手前でも、未然に防げるような段階で事故を察知する、こういうことが迅速性の中では非常に大事だと思うのです。そういう意味では、この法律では、事業所の区

域の境界付近で異常値が出た、こうなっているわけですが、境界まで行った段階で察知したのではある意味では遅い、こういうふうにも言えるかと思えます。そういう意味では、事業所の建屋の中で異常値をつかむ、そういうことが必要だろうと思えますし、また、原発ですと、原子炉の異常な稼働というようなものを特定して、ある程度想定して、そういう段階での情報をちゃんと伝えるというふうなことも含めていくことが必要ではないかと私は思うのです。

そうすれば、いわゆる迅速性ということにある意味ではつながっていく、こういうふうにも思いますが、そういったことをこの「政令で定める事象」の中にぜひ入れていただきたいと思うのですけれども、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○斉藤政務次官 桑原委員おっしゃるとおり、この敷地境界の放射線量だけではなくいろいろな事象を入れるべきだ、私も同感でございます。

法案第十条に基づいて、事業者が主務大臣に報告しなければならないということになっております。その事業者がその事業所の中で異常を検知する、その異常を検知するシステムについて今回いろいろ我々チェックをしていくわけですが、御指摘のあったような形で政令の中に取り込まれるようにしていきたいと思っております。

○桑原委員 ぜひそういった政令の内容にいただきたい、重ねてお願いをしておきます。

それと、アメリカでは、事故が起きた十五分以内に通報するというようなことが、法令でマニュアルにはよくわかりませんが、一応時間的な制限というものが義務づけをされている、こういうふうな聞いておるわけですが、これは、旧式のコンピューターの処理時間というようなことでそんなふうな時間取り決めがあるようですね。

この法律では「直ちに、」こうなっているわけですが、法律用語からすれば、直ちにというのが一番直ちに、要するに時間的には短い、瞬時、そういうふうなことだと書かれているのですけれども、直ちにがあっても直ちにないのが日本の現在の法律の実態ではないか。多くの場合、直ちにが直ちにないというのが見られるわけですから、できればやはり時間的な制限というものを盛り込むというふうなことも、アメリカの場合はどうなっているのか私も詳しくはよく存じませんが、考えていく、規定をしていく必要があるのではないかと私は思うのですけれども、これはどうでしょうか。

○斉藤政務次官 桑原委員おっしゃるとおり、アメリカでは、10 CFR、コード・オブ・フェデラル・レギュレーション、法律のものと規則、ですから政令なんですか、そこにおいて、事業者は異常事態の認知から十五分以内に州及び自治体の責任機関に通報連絡する能力を保有しなければならない、こういうふうな規定されております。

今回の法案では、第十条第一項におきまして、事業者が異常を見つけたときには、直ちに国、地方自治体に通報しなければならない、こういうことになっております。この直ちにという言葉は、何か法律上、一切の遅延が許されないという場合に用いられるものだそうでございます。そういう意味では、時間を指定するよりも強い規定ではないか、このように考えております。

今後、通報に関する具体的な手続については、可能な限り速やかに通報するという観点で考慮しつつ、省令または原子力事業者防災計画に定めるべき事項の中で検討していきたい、このように考えております。

○桑原委員 直ちにと書いてあってもそうならないのが現実だということをお話もしました。法律の中でそういうふうなことを明記することは難しいとしても、具体的な運用の中では、遅くとも何分以内というふうなことがらにはやはり目標として書かないと、いろいろな日本語のすり抜けの議論がまた行われてしまうということになりかねない、私は思いますので、ぜひそのことも含めて御検討をいただきたいと思えます。

それから、事業者の通報義務なんですけれども、いわゆる事故が起きたときに、異常値に気づいたときに通報するというのがこの法律の書きぶりなんですけれども、私は、もうある意味では、もちろん人間の感覚でそれを見て通報するというのは仕組みも大切なんですが、あわせてやはり、異常値になったら、監督官庁ですとか自治体ですとか関係方面に自動的に送信する、連絡をするというふうなシステムがどうしても必要になるのではないかと。

と申しますのは、もう事故が起きた段階で、事故の発生に気づかなかつたりというふうなことは余りないのかもしれませんが、人間のやることですからそういうことだつてあり得るわけですから、事故対応に追われてなかなか瞬時にそういう通報というのができないということだつて考えられるわけですから、人間の活動と同時に、そういう自動的な異常値の送信システムといえますか、そういうものをオンラインで送信をするようなシステムをちゃんとつくっておくということが迅速性の中では極めて大切だ、こういうふうなふうに思われるのですけれども、その点についてどうでしょうか。

○斉藤政務次官 例えば放射線量というふうな、ある意味で定量的にきちつとはかれるものにつきましても、かなりオンラインで、あるところまではすぐ報告が行くといましようか、アラームが鳴るといふようなシステムには現在でもなっているかと思えます。ただ、そのアラームが、例えば県の中央でありますとか国の中央まで行くところにはまだなっておりません。今後の技術的動向等を踏まえながら、この点について検討していきたいと思っております。

現時点では、ある一定値にアラームが鳴るシステムをつくっておきますと、何かしよつちゅうアラームが鳴って、オオカミ少年みたいになつてしまふおそれもまだあるということで、そういうこと

と、技術的な検討も含めて今後検討していきたいと思っております。

○桑原委員 オオカミ少年になるということと、恐れる前に、やはり万が一というものの危険に備えてどうしていくのかということとを私は考えてほしいと思うのです。

また、私は、このことに関してオオカミ少年になつても国民から非難を受けるべき問題ではない、こういうふうにも思っていますので、ぜひそういう仕組みをやはり一方で考えて、人間もそういうことでやるという、両方の仕組みをぜひこの機会に考えていただきたいというふうに思います。

それから次に、新しい防災法案と災害対策基本法との関係なんですけれども、災害対策基本法の特別法だ。この災害は、災害対策基本法に定められているいろいろな災害の中でも際立っているいろいろな意味で特徴がある、五感で感じられないというふうなことを含めて、あるいは大変な影響の出る事故だといふようなことも含めて、それに対応するために、新たにその上に特別法という形で対応策を考えていくんだ、こういう仕組みだと思っております。

そこで、まず住民避難の問題についてお伺いしたいのです。

この法案では、事業者から事故通報があつて、主務大臣が初期的な対応をする、そして、ある一定の段階で総理大臣が緊急事態宣言を発して、その上で、市町村長及び知事に、住民に対する避難の勧告や指示、そんなものを、それを市町村長や知事が受けて実際に発動する、こういう仕組みになつておるわけでございます。この住民避難という問題は、緊急事態宣言が発せられて、それが解除されるまでの間はそういう仕組みでいく、しかし、それ以前とかそれ以後とかの段階で、知事や市町村長が、災害対策基本法に基づいて住民に避難勧告をしたり指示をしたりするわけですが、できるというふうには私は解釈しておるわけですが、そういう解釈でよろしいのかどうかということをお聞きしたい。

○中曾根国務大臣 本法案では、今委員御説明く

ださいますように、総理による緊急事態宣言の発出の際及びそれ以降、原子力災害対策本部長たる総理は、市町村長及び都道府県知事に対して、避難の勧告等の指示をすることができ、そのうふうになつていくわけであり、市町村長は、この総理の指示を待たずとも、みずからの判断によりまして、災害対策基本法第六十条の規定に基づき、住民に対する避難の勧告及び指示を行うことは可能でございます。

○桑原委員 もう一度確認しますが、そういう緊急事態宣言が発せられて、それが収束されるまでの間でもそういうふうなことができるというふうな解釈してよろしいのですか。

○中曾根国務大臣 そのとおりでございます。

○桑原委員 そうしますと、考え方としては、災害対策基本法とこの法律が、その部分に関しては両立しているということで、お互いに補充し合うといえますか、そんな関係でとらえるというふうな考えでよろしいのですか。

というのは、新聞の報道とか一部の中には、避難勧告とか指示は総理が言うまでできないんだ、今まで市町村長や知事が独自の判断でやれたのに、何か窮屈なことになつてしまふのじゃないか、現実の対応がおかしくなるのではないかと、うような錯覚、誤解みたいなものも私はあるんじゃないかと思うので、そこは明確に、そういうふうな理解してよろしいわけですね。

○中曾根国務大臣 委員のおっしゃるとおりで、そのように理解していただいて結構でございます。

○桑原委員 それともう一つ、防災訓練もそんなんです。これも、今度の法律では、主務大臣が計画をつくつて、そのもとで防災訓練をやるんだ、被害想定もちゃんと国がやつて、行ふんだ、こういうふうになつておりますけれども、そうすると、この防災訓練も、同じように、市町村、知事独自の判断で、独自の考え方で、一方で防災訓練をやるといふことは可能なのかどうか、そのこと

もあわせてお伺いします。

○中曾根国務大臣 原子力災害に關しまして、国や地方自治体、また原子力事業者が連携を図りながら防災対策を講じていくことが重要であることにかんがみまして、本法案第十三条で、主務大臣が作成する計画に基づき、国、自治体、事業者が共同の訓練を実施する規定を設けているところであります。

また、このような国の計画に基づき実施する共同訓練のほか、災害対策基本法第四十八条の規定に基づきまして、地方自治体が独自の訓練を実施することは可能でございます。

○桑原委員 そこで、ひとつ基本的な考え方についてですけれども、今度の事故があつて、国が原子力防災については前面に出て、住民の避難や訓練なども含めて、すべて国が第一義的な責任を持つて対応するんだ、むしろ県や市町村はその指示を待つて、その助言を受けていろいろな行動を考へればいいんだ、こういうふうな受けとめ方があるんじゃないかと私は思うのです。

いや違うんだ、今までどおり県や市町村は、そこに生活をする県民や住民にとつての生命や財産、そういうものを第一義的にしつかりと守り抜いていく、そういう事故を防いでいく責任があるんだ、そして原子力の場合には、それを補完する意味で、国がいろいろな能力を持つていて、それから、それをフルに活用するということで、国がそのことをバックアップするんだ、そんなふうなことはとらえなければいけないと思うのですよ。

いろいろな問題に対する迅速性からしても、まず現場の県や市町村が住民のためにどう対応できるかということが私は先決だというふうな思ふので、そんなふうな組み立てられてるんだというふうなしななければならぬし、そう思ふのですけれども、どうも原子力については国がやるんだ、こんなふうなことであつては弱るわけであつて、そこら辺の考え方をちよつとお話をしていただきたいと思ふのです。

○中曾根国務大臣 一般に、災害に対しまして

は、地域住民の皆さんの生命、財産を守るために、地域の実情に熟知した市町村及び都道府県が果たす役割は大変重要なものでございまして、原子力災害では、御案内のとおり、五感に感じることなく被害を受ける可能性のあるわけでありまして、適切な対応を行うためには専門的な知見が求められるという特殊性があります。そういうことから、関係自治体からの御要望も踏まえ、国としての緊急時対応体制を強化した上で、国と地方公共団体との有機的連携を図ることが重要と認識をしております。

本法案におきましては、このような国の役割を明確にするのと同時に、災害発生時に、緊急事態応急対策拠点施設、いわゆるオフサイトセンターに組織される原子力災害合同対策協議会の構成員として、都道府県や市町村の災害対策本部長等を規定しております。また、主務大臣によるオフサイトセンターの指定に当たりましては都道府県知事、市町村長の意見を聞くこととする等、本法案では、各種の対策を講じる自治体の役割について明確に位置づけているところでございます。

国が前面に出る形になりますけれども、地方自治体等が十分にその役割を果たせるようにも配慮をしております。

○桑原委員 私も、党内で法案づくりをする過程で各県の方々ともいろいろなお話をしたわけですが、けれども、やはり県や市町村、特に市町村の段階になるともつと強いのですけれども、特に原子力発電所などは国策で、我々にはいろいろな思いがあつたけれども受け入れたんだ、それが事故を起したんだから、これはもう国の責任できちつとやるというのが当然なんだ。何か、建設するまでは国が前面に出ていますけれども、そこでいろいろなことが起きたりすると、すべての責任が自治体におつたかぶさるようなことではとても弱るんだ、こういうようなことで、特にこの事故等の問題については国がやつてほしい、こういう思いが非常に強かつたわけですね。

しかし、私も、それはあるけれども、一た

ん受け入れて稼働している以上は、その現地の責任においてこの問題をどう扱っていくのかということがやはり大事なんだ、特に、住民に一番近い自治体がこのことにまず真剣にならなかつたら、これはもう時間との勝負ですから、決して適切な対応はできないんだから、国にやつてくれというふうにおつかぶせるんじゃないに、市町村も県も一緒にやるんだ、そして、我々もちゃんと責任を持つて対応するんだというふうなことがやはり必要ではないかというところで、一番議論になつたのはその部分なんです。この部分で、国にやつてほしいという方と、いや、国はもろんこんな問題だからやるけれども、市町村や県がまづ前面に立つてやつていく必要があるんじゃないかというところで、一番議論になつたところなんです。

現在の能力からいへば、確かに、県なんかでも相当進んだところもありますけれども、まだまだのところもあります。市町村でもいろいろなばらつきがあるわけですが、現在の能力からいへば、確かに、自治体が前面に立つというのは非常に問題のあるところは多いと思ひます。

しかし、基本的には、国や県が、その自治体がちゃんとした対応ができるような技術的な援助であるとか体制をどうつくっていくかというところで、私は、そこにやはり力を注いでいかないと、今まで議論してきたような意識の中で、国が前面に出ていくということになれば、逆に自治体の方が、これは国の責任だというふうなことにやはりなりかねませんので、そこはちゃんとした役割分担といひますか、そういうものを踏まえて運用をしていかないと、今度はもう原子力災害は国になつたというふうなことにやはりなりかねないと思ひます。私は、例えばこの避難という、住民の生命にかかわる、自治体にとつて一番大事な問題、訓練の問題、そんな問題はむしろ自治体を中心になつてちゃんとした判断ができるようにどうサポートしていくかというところを、ぜひ見えるような形でこの法案の中で仕組んでいく必要がある

るのではないかと申すのです。

後でまた、防災専門官の議論などともちよつと絡んでくるんですけども、その点、もう一回認識をお示ししていただきたいと思ひます。

○中曽根国務大臣 先ほども申し上げましたように、地域のことは地域の方が一番よく御存じだと思ひております。そういうことから、地域の事情を熟知した市町村及び都道府県が果たす役割は大変大きいものがございます。

委員も御心配されておりますように、いかに連携をとっていくかということが最も重要でありまして、今後、国、市町村、県等関係諸機関が災害時の対応について十分協議をしていただければ、そういうふうな思ひております。

○桑原委員 それでは、次に進みます。

今申し上げたような問題と少し絡んでくるんですけども、いわゆる緊急事態応急対策拠点施設、まさに事故が発生した場合の対応の拠点となる施設、オフサイトセンターがあらかじめ設置をされる、指定をされるということでございます。

これはぜひ必要なことだと私は思ひますけれども、このオフサイトセンターが事故時に対応の拠点となる、そして現地対策本部がここに置かれて、いろいろな関係者がここに集合して、密接な連絡をとって対応をしていく、こういうことはイメージがわくんですけども、まず、日常的にこのオフサイトセンターというのはどういう役割を果たしていくのか。その運営というものはどのようにしていくのか。事業所ごとにオフサイトセンターが設置をされる、指定をされるということですが、それでは、全国的にどれだけの数のオフサイトセンターというものがあるのか。一応想定されているのか。そういうものの維持管理資金、資金なども含めてどんなふうな考えておられるのか、お聞きしたいと思ひます。

○斉藤政務次官 日常時におきましては、このオフサイトセンターは、緊急時に必要ないいろいろな書類でありますとか図面でありますとか、その他

緊急時に役立つであろう情報をそこに備えておくということが日常時の役割でございます。

この維持管理主体はだれかということでございますが、これは、各原子力事業所ごとに事情に応じて決められるものでありまして、事業者、地元自治体で協力してなされるもの、こういうふうな考えております。

また、緊急事態発生時に利用できる形で使用されていけば、平常時における利用の制限は特設設けのないこととしておりまして、公民館や役場といった既存の施設をもつて充てることも可能でございます。

オフサイトセンターについては今後順次整備する必要がありますと考えておりますけれども、その設置、維持、管理については、国としても必要な支援をしなければならぬと考えておりまして、補正予算において所要の要望を行つているところでございます。

また、全国で何方所かという御質問がございました。

これは、各事業所に一カ所ということではなくて、例えば、事業所が固まっておりますところにおいてはそこに一カ所、こういうふうなこともございまして、全国で二十一カ所を今予定しております。

○桑原委員 公民館とかそういうところも指定するということですが、やはりここにいろいろな情報が集中して、そしてここが管理センターのような形になるとすれば、常々そういう機器なども含めて常備できるような、そういう仕組みでないといけないんじゃないかと思ひますが、公民館とかそういうことになるのかなかと思ひます。うことにならぬのじゃないですか。それはどうなんでしょうか。

○斉藤政務次官 必要な書類、情報以外にも、そういう必要な機器についてもここに置かなければならないと思ひておりまして、これは各地域地域の事情に応じて、事業者、各地方自治体で決めていただくということで、そういう機器も整備でき

るところが当然選ばれると思ひます。

○桑原委員 それとあわせて、今度新しく、原子力防災専門官、通産省そして科技厅に属するそういう新しい制度がつくられることになりました。私は、この制度は中身のどのようなことになるのか、今からお聞きしたいと思ひますけれども、大変重要な役割を果たす、そんなものではないかというふうな思ひておるのです。

そこで、先ほど地方と国の役割分担のようなお話をいたしましたけれども、現実、この原子力防災専門官は、そういう地域、現地に常駐をして、常々、いろいろな情報を収集をして、そして事業者や自治体とも接触をしながら、いろいろなアドバイスをしたり、そんな役割をするのではないかと申すのです。

法案上、事業者に対する助言とか指導とかというのは明記されておりますし、それから、もちろん自分の属する監督官庁との連携というのは、これはもう当然のことなんですけれども、肝心の自治体との防災専門官というのはどういう関係に立つのか。防災専門官は自治体にどんな働きかけをし、自治体は防災専門官に何を期待できるのか。そこら辺がどうもはつきりしていないわけですね。

私は、やはり自治体が一義的に現地対応を素早くやっていくということになれば、この防災専門官のいろいろなアドバイスとか役割というのは非常に大きなものになつていくのではないかと申すに思ひます。特に市町村のような場合、そういうことで、そこら辺が法律にどうもはつきりしていないので、その点どんなふうな考えているのかというのをまずお聞きしたいと思ひます。

○斉藤政務次官 今回、特別措置法第三十条で原子力防災専門官が規定されております。この原子力防災専門官は、原子力事業所の所在する地域に駐在して、平常時においては、原子力事業者に対して防災業務計画の作成等の予防措置に関する指導助言を行う。それから緊急時には、事業者からの通報があつた場合に、直ちに現場において

その状況の把握のために必要な情報の収集に当たるといふことになっております。

御質問のいわゆる地方自治体との関係でございますけれども、平常時から原子力事業者の防災対策に關して情報交換等を行うほか、緊急時には、特に初期期において、現場の状況等の情報伝達を行うなど、原子力事業者の行つた対策と、国、自治体の行つた対策の相互の連携を図るような役割を果たすことになるかと思ひます。

その条文で申し上げます、通報があつた場合ですけれども、「その状況の把握のために必要な情報の収集その他原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行うものとする。」というところで、この「円滑な実施に必要な業務」というところで、地方自治体との平常時における情報交換ということが含まれていられると思ひます。

○桑原委員 監督官庁、事業所、自治体、それと結ぶ連携の役割を果たすとか、連絡調整、情報伝達、そういうのは私は読み込めると思ひます。しかし、自治体にとって、やはり何らかの措置をしなければならぬと、あるいは何らかの対応を自己決断でやらなければならないというようなときに、一番ある意味では頼りになるのは、現場におられるわけですから防災専門官だということに私は思ひます。

そういう意味では、自治体との関係においては何らかの形で、助言指導を行うとか、はつきりしたものをやはり明記していかないと、防災専門官というものは単なる連絡役になつてしまふこともあり得るし、あるいは過大な責任を負わされて、防災専門官のおかげで大変なことになつたというふうなことにもなりかねませんし、そこら辺は、私は、特に自治体との関係においては、ある程度、もう少しはつきりした役割を与えておかないと、これはいざというときにあいまいなことになつて、責任の所在などを含めていろいろな問題が生じるのじゃないかと思ひますので、その点、やはりもうひとつ突っ込んでほしいと思ひます。

いと思うんですけれども、いかがでしょうか。
○斎藤政務次官 この原子力防災官の地方自治体との連携について、桑原委員おっしゃるとおりだと思います。

この原子力防災官のいわゆる地方自治体との関係の明確化について、十分可能だと思いますので、今後検討させていただきます。

○桑原委員 ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それでは最後に、原子力レスキュー隊というふうには言えないのか、機能と云えばいいのかわかりませんが、考え方としては、そういう常設の特殊部隊をつくるということではなしに、何かあったときにそういう機能を果たしたものを編成して、そして対応するんだ、こういうことでこの問題を受けとめているということはお聞きしておるわけですが、どうも具体的なイメージがわからないんですね。

ところが、議論としては、ひとり歩きしているのは、どうもその部分は自衛隊が担うのではないかと。例えば、化学防護隊のようなものが臨機応変といいますが、臨機にそういうものに対応していくというようなことを考えているのではないかと、いろいろな議論があるわけですが、その点について、具体的にその機能、編成といふものをどんなふうにかえておられるのか、まずそのことをお聞きしたいと思います。

○中曽根国務大臣 原子力緊急事態が起きると、程度に応じて緊急事態宣言が行われるわけでありまして、その後、関係省庁、地方公共団体、また原子力の関係者あるいは原子力事業者等関係者がいわゆるオフサイトセンターに集まりま

す。そして、原子力災害現地対策本部長がこれらの者に対して一体的に指示を行うことによって、原子力事業者の原子力防災組織、原子力防災専門官、それから原子力研究所やあるいは原子力専門家、自衛隊、消防、警察、医療チーム等々が連携をとりつつ、総力を挙げて緊急事態応急対策を実施する、そういうことになっております。

この法案におきましては、特別の措置として、委員も御承知のとおり、原子力災害対策本部長は防衛庁長官に対して自衛隊の派遣要請を行えるというようにしております。さらに、自衛隊、消防、警察、医療機関等は、原子力災害に対応するために、当然のことではありますが、必要な装備等の充実を図るとともに、また、国が定める計画に基づきまして関係者で共同で防災訓練を実施するというによりまして、緊急事態応急対策への対応機能の強化を図ることとしております。

○桑原委員 それはそれとおりなんですけれども、このレスキュー隊というのは青森県などから強い要望があったわけですし、我々も、今回の事故のような場合に、今回は不幸にしてそういうものがございましてしたから、例えば従業員の中から、ある意味では決死隊のような形で水抜きであるとかあるいはいろいろな対応を余儀なくされたわけですが、問題は、そういう事故現場に入っていくって、そしてある意味では大変な危険を顧みず厳しい状況に対応していくようなものをどうするかということでもあるわけですね、レスキュー隊、レスキュー機能というのは。

ですから、一般的にいろいろなところを編成して対応するんだということではなしに、やはり特殊なそういう現場というものにどう踏み込んでいくのかということだと思っております。もう少しイメージをはっきりさせないと、今のようなお話ですと、それは今までだつてそうじゃないかということになりかねないと思っております。その点、どうなんでしょう。

○中曽根国務大臣 まず、事故が起きると、やはり原子力事業者が原子力災害に一義的に責任を持つていなければならない、国や自治体に通報しなければならないような事態が発生した場合、みずからの原子力防災組織に外部への被害を防ぐために必要な応急措置を行わなければならない、これは当然だと思っております。

そして同時に、国や地方公共団体が行う緊急事態応急対策、今委員が御質問のところでございますが、これが円滑に行われるようにするために、事業者は原子力防災資機材の貸与等を行わなければならない、そういうことになっております。それで、消防や自衛隊等の関係機関につきましては、原子力災害に対応するために必要な装備等の充実を図ることは当然であります。その上で、消防法や自衛隊法、それぞれの法令に基づく任務を着実に果たす、そういうことであろうと思

います。

○桑原委員 事業所に防災組織というものが編成をされるというふうになったわけですから、事業所で起きた事故にまず対応するのはその組織なんだろうと私は思います。

しかし、原子力災害という特殊な厳しい事故を想定しますと、それだけで足りるのかという問題も当然起きてくると思うんですね。その際に、二義的といえますか、その次に責任を負うべき立場は、やはり監督官庁の責任はあると思えます。そういう意味で、国と事業者が何らかの形で一つのそういうものに対応するあり方というものが、例えば、一事業者でなしに、事業者の連合体とい

いますか事業者連合といえますか、そういうものの中で考えていくとか、それを国とどう一緒になつて対応していくとかということではないのかめのか、あるいはそれと私は思うのです。自衛隊とか消防はそれぞれ法律のそれぞれの任務でこの問題について対応するということになるわけ

でして、いわゆるイメージとして考えているレスキュー隊のようなものは、どうもまず事業者や監督官庁がそういうものをどう構想していくかということではないか、どうも構想していかないと、思うんですけれども、その点、どうでしょう。か。

や要員等を動員して、関係機関、先ほど申し上げましたようないろいろな機関が事業者に協力して、適切な被曝管理のもと、総力を挙げて対応に当たることになる、そういうふうな考えております。

○桑原委員 どうもはつきりしたイメージがわきませんけれども、非常に大事な部分ですので、今後議論をやはり詰めていただいて、もつと国民に、ああ、そういう形でいざとなれば対応するの

かということができるだけ見えるように詰めていっていただきたいということを御要望としてお願い申し上げて、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

午後一時一分開議

午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時二分休憩

○北側委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。

質疑を続行いたします。吉井英勝君。

私、きょうは、今度の防災関係の二法について、やはり立法院として新しい法律をつくる、あるいは一部改正にしても、法律ができてしまいま

す。法律がそのまますべてきまっていますから、いわば逐条解説的に、大事な部分についてはしっかりとその部分ごとに議論をして、将来、法が執行されるときに生きてくるような、そういうことが大事だと思

っています。それで最初に、原子力規制法の六十六条の二に関連して、これは、主務大臣に対する申告、いわゆる内部告発の問題ですが、この問題について伺っておきたいと思っております。

大臣の方で御検討なさっていらつしやるところについて最初に伺つておきたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 今回の事故は、法令等に違反した危険な作業が組織的に行われて、そのことが通常想定しがたい重大な事故を引き起こしたものでございます。

このため、改正案におきましては、事業者等が原子炉等規制法に違反する事実がある場合には、その従業者から主務大臣に対し申告することができ、規定を設け、主務大臣による法令遵守状況の検査等をさらに実効あるものとするのとあわせて、事業者等による組織的な法令違反行為を未然に防ぐこととしたものでございます。

国際的な状況については、総括政務次官から御説明させていただきますが、よろしゅうございませう。

○斉藤政務次官 この新しい制度は国際的にはどのようなふうになっているかという御質問でございますが、国際労働機関、ILOにおきまして、一九二三年の第二十号勧告、「労働者保護を目的とする法令及規則の実施を確保する為の監督制度の組織に付ての一般原則に関する勧告」におきまして、労働者が事業所における欠点または法令違反について監督官に自由に通報するための便宜が与えられるよう勧告しております。

アメリカにおきましては、特定の公衆政策に対する不法を防止する観点から、環境やエネルギー等に関する各事業規制法と申告者保護法、ちなみに、ホイットスルプロアーズ・プロテクション・ローという英語が書いてございますが、これにより申告に関する制度を定めており、原子力発電所等の従業者も、エネルギー再構成法、エナジー・リオーガニゼーション・アクトに基づき申告を行うことができることとされております。

○吉井委員 政務次官は技術屋さんで御専門なので、また技術の方はよく議論したいと思つていますが、大臣の方は、逆にまたそういう法律、経済その他、それは非常にお詳しい御専門家というふうに向つておりますから、そういう観点か

ら、きょうは主に大臣の方にお伺ひしたいと思つています。また技術的なことになったら、政務次官の方にも伺ひたいと思ひます。

この申告、内部告発という問題ですが、住民の生命、健康、安全を守る活動をしやうとしても、今度の六十六条の二の二項で書いてあるぐらいのこと、内部告発をやる方が本当にできるのか。

つまり、従業員の内部告発ができる条件ということについてどういふことを整えておくのかということが、もし大臣の方で、それは政令等も含めてお考えのものがあつたらば、そのお考えというものを伺つておきたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 原子炉等規制法に新設することとしております。今委員お話しした申告制度は、事業者等がこの法律に違反する事実がある場合に、従業者の協力を得てこれに早期かつ的確に対応できるようにすることによって原子力施設の一層の安全確保を目指すものでございます。

従業者から申告がなされた場合には、国はその内容を速やかに確認することとなりますけれども、その際には、従業者のさらなる協力を得るため、申告者の身分、地位等に影響がないよう配慮することが必要でありまして、申告を逐次公表するようなことは予定いたしておりません。この運用は、類似の規定がある他の法令でも同様であると承知しております。

また、改正案におきましては、申告を理由とした従業者に対する解雇等の不利益取り扱いを禁止し、これに違反した事業者等については罰則を科すこととしており、法律上も従業者の身分の担保に十分配慮をしているところでございます。

○吉井委員 アメリカにしてもそうだし、オーストラリアのクインズランド州などでは、八九年に内部告発者保護法というのを考へていつていたということなんですね。それは、告発者にもし制裁を加えると、制裁を加えること自体を犯罪だとする。つまり、そこまでいかないと、本当に公衆の生命とか健康や安全にかかわる問題を従業者が告発するということはなかなかできない。

日本では、この六十六条の二について、告発者に制裁を加えることを犯罪とするような、そこまでする国際的にいろいろ検討されていることについてお考えになつてこられたのかどうか、これを伺ひたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 申告制度によって禁止される不利益取り扱いをいたしましては、事業者等が申告をした従業者に対して、当該申告を理由として、先ほど申し上げましたけれども、解雇また配置転換その他の不利益な取り扱いをすること、は、該当すると罰則となるわけでございます。

○吉井委員 もう一遍伺つておきますけれども、世界で、内部告発を保護するという法律を組み立てていくときは、その内部告発をした人について、もちろんその告発の内容の当否は別に審議、検討するわけですが、その内部告発をしたことをもつてさまざまな不利益、制裁を加えられることについては、その制裁を加えること自体を犯罪だとなす、そして保護をする。そこまでの立場を貫かないと、これは簡単に、今の企業社会になりなんなりの中で告発者というものが本当に勇気を持つて告発していくということにならないですね。

それが国際的にも考へられている流れにあるのですが、今度の場合、そういう御検討をなさつたのか、あるいは、これからの実際の法の運用の中ではそのことも念頭に置いての法の執行ということを考えていくのか。そのことについて伺ひたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 ただいま委員が制裁をとつしやいました。それは、事業者が従業者に対してということと理解してよろしゅうございませうか。

先ほど申し上げておりますけれども、今回の原子炉等規制法の改正案におきましては、従業者が事業者等の法令違反を主務大臣に申告した場合、事業者等は従業者に対し解雇等の不利益な取り扱いをしてはならないこととしておるわけでございます。禁止される不利益取り扱いを行った事業者に対しては、六カ月以下の懲役または五十万円以下の罰金を科すこととしております。

この罰則は、他の多くの類似制度における罰則とおおむね同水準のものでありまして、事業者等による違法な不利益処分は、これにより十分抑止し得るものと考えております。

○吉井委員 アメリカやオーストラリアなどという内部告発者保護というものを考へた場合には、まず法案の目的の中で、内部告発者を勇気づけ保護することにより、公的領域における不法、不正な活動及び公衆の健康または安全に対する危険の暴露、捜査及び是正を促進すると。

こういうことから、その法の目的の達成のために、例えば、一つは、危険の暴露を容易にし、かつ奨励する手続と機関を設ける。それから二つ目に、報復から告発者を保護する内容を設ける。三つ目に、告発して報復を受けた場合、その報復を受けた者に対する補償を考へる。それから四つ目に、暴露された事柄が適正に捜査され、処理される。それから五つ目に、今度は、役所の方に通報しようかなどといういろいろ考へたときに、直接の、その企業の一番トップじゃなくて、とりあえず自分の上司に相談をしたりしたときに、不正の仲間に加えて告発をやめさせよう、その告発者を逆上司が執行の仲間になつた場合、その告発者を逆上司の企てに抵抗したゆゑになされる報復から保護をする。そして六つ目には、そういう報復措置を受けた告発者に対しては補償する。

こういうことなどが内部告発者を保護する法の目的達成のためにいろいろ規定されたりしているわけですが、今度の法案を読んだ限りは、そこまではないわけですね。

そうすると、それは少なくとも政令なりなんなの形で、やはりそういうことをきつちとしておく必要があるかと思つていますが、お考えになつていらつしやるのだったら、そこをお聞かせいただきたいし、法を實際に施行するまでにそういうことはきつちと整備するんだということならそれでも結構です、その辺ちよつと伺ひたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 申告制度につきましては、申

告しようとする従業者の便宜を考慮した柔軟な運用を行うことが必要であります。

申告制度を定めた他の法律の制度等を参考にいたしまして、今後、主務大臣への窓口部局を定めるなど申告に係る具体的な手続を定め、これを公表することと予定しているところでございます。

○吉井委員 申告に係る手続や窓口だけじゃない、本当に告発者を具体的に保護する仕掛け、それはぜひ、どういう形で規定するか、この辺は本当は法律でかなり書いた方がいいと私は思っています。とりあえずは法ができたときに、内閣としてそういうものをきちんと定めて執行するといふ、そのお考えを持っていらっしゃるかどうか、もう一度伺っておきたいと思えます。

○中曽根国務大臣 今お話ありましたように、具体的なことをいうことでございますが、窓口部局を定めるなど申告に係る具体的な手続を定め、ということ、具体的な点についてもこれから検討していきたいと思っております。

○吉井委員 その、などの中が大分大事ですから、ぜひそこは今私が申し上げましたようなことをきちんと御検討いただいて、法はつくったが生きてこないというものでは余り意味がありませんから、やっていただきたいと思えます。

次に、今も斉藤政務次官からもお話がありましたように、ライト・ツー・ブロー・ザ・ホイッスル、口笛を吹く権利、これが非常に大事な権利として重視されているところなんです。

この内部告発の投書をやった場合でも報復を受けなければならないということで、アメリカの場合は連邦憲法修正第一条で、その場合は言論の自由というところでそれが保護されるんだとか、いろいろな議論の経過があったようですが、今回の内部告発を奨励して権利保護を図る場合、アメリカの場合は連邦憲法修正第一条を根拠にしているということですが、我が国の場合は憲法上の根拠をどういうところに置いて、この内部告発というものが、本当にこの制度が生かされるように、あるいは告発者を保護するように進めていこうとお考え

になつていらっしゃるのか、その点も伺っておきたいと思えます。

○斉藤政務次官 憲法上の根拠という御質問でございますが、我が国におきましては、労働基準法、昭和二十二年、それから労働安全衛生法、昭和四十七年、労働者派遣事業法、これは平成十一年でございますが、これら制度に関する同様な規定が整備されているところでございます。

したがって、他法令との関係性といひましようか、そういうところに今回の法令の根拠がある、このように考えております。

○吉井委員 これは、国民の生命、安全、財産を保護するという問題もあれば、基本的人権を確保するという問題も、さまざまな角度があると思うんです。やはり一番最初に、立法に当たって我が国憲法のどういうところに基いて考えていくかというのが一番の根拠になったと思うんですが、特に内部告発者の保護ということになりますと、その点は非常に大事だと思えますので、これは次回で結構ですから、ぜひ大臣の方で御研究いただいて、次回に御答弁をいただきたいというふうに思っています。

これまで原研や動燃などで内部から問題提起した人の例というのは過去にもたくさんありました。しかし、その結果処分を受けたりとか、あるいは不利益扱いを受けたりとかいうこともありましたが、あるいは、例えば複雑な再処理の工程などで問題になることがあっても、運転開始に先立ってそれは公表したくないと当局の方は思っている、労働組合として数十項目それを提起して、これで強行しては危ない、こういうことをやったこともかつてあるんですね。そうすると、今度はその労働組合そのものを当局の意のままになるようにつくりかえていくとか、そういうふうなことをやってきて、結果として「もんじゅ」であるとか再処理工場の事故とかさまざまなことを起こしてしまつておりますから、私は、今度の規定というのは非常に大事な意味を持っているというふうに思うわけです。

この法律をつくるに当たって、今回のジェー・シー・オーの問題だけじゃないに、これまでこういう問題があつて、内部告発の告発者がその後、例えば昇進とかあるいはその他の面でも不利益なことになるようにということでお考えになった事例が何かあれば後ほどまた資料をいただくと結構ですが、なければ後ほどまた資料をいただくと結構ですが、この点、大臣、わかつていることはありますか。

○中曽根国務大臣 今、手元に事例について持ち合わせておりませんので、調べてみたいと思えます。

○吉井委員 それはまた後ほどいただいたら結構です。

六十六条の二では、加工等の事業者、使用者についての規定です。同時に、今度のジェー・シー・オーでもそうですが、それまでのいろいろな問題も、なぜそういうことをきちんと科学技術庁などが早くにつかむことができなかったのか、本当はつかんでいない人もいたはずじゃないか、けれどもそれが内部告発がでなかったのじゃないかという、国民の皆さんの間ではやはりそういう不信の目もあるわけですよ。

とにかく最初は、動燃で何かあると科学技術庁の方がむしろ弁護に回つていらつしたことが多かったわけですから、だけれども、みんながみんなそうではなくて、やはりこれはおかしいよと思つていた人もいるはずなんです。なぜそれが、今度は逆に科学技術庁内部では内部告発がでなかったのか。

最近の小説なんかでいいますと、これは民間になります、そういうことをやるとアメリカに飛ばされてしまつとか、将来科学技術庁の本庁に戻つてきて昇格ができないということになると、なかなか優秀な方で、優秀な科学者であつたり技術屋さんであつたりして、書類を見ておつたらこれはおかしいと思う人がおつたら、おかしいと思つたんだが妙なまま通つちやつた。しかし、その人は内部告発をやるとやはり不利益を受ける。

私は、科学技術庁内部でも、自己規律が働かないというか、やはりそういうことがあつたのじゃないかと思うのですが、今度の法律というのは事業者、使用者だけの規定なんです。ですから、科学技術庁やあるいは原子力安全委員会、専門委員会の委員なり、そこをパートタイムで支えている、協力している人たちの内部告発の方の保護の扱いについては、これはどういふふうになるんですか。この法律が準用されるということですか。

○中曽根国務大臣 原子炉等規制法の対象だけではありませんから、今委員おつした科学技術庁とかその他の省庁には関係がございせん。

○吉井委員 しかし、炉規制法に基づいて審査をする側、その審査の過程で見逃していることがあるよとか、あるいは、自分は、これは炉規制法に基づいて、出てきた書類については突き返してその事業者においてきちんとして適正に処理させなければならぬと主張したんだがそのままだつたやつたという場合に、その人がもしそのままだつたやつたしまったら、国民はだれもわからないわけですよ。しかし、やはりそのときに勇気を持って、今度の場合、その人が主務大臣に申告するのがいいのか、科学技術庁の場合であれば総理大臣がいいのか、そういうことがあるにしても、内部告発をやったときに、あるいは新聞等に投書して明らかにしたときに、その人の身分が保障されないという点になりますと、これは内部告発者の保護という点では明らかに片手落ちではないかと思うのです。

そうすると、炉規制法の範囲であつたとしても、炉規制法に基づく申請が出てきたものについて、仮に範囲を限つたものであつたとしても、またその分は別な法律で考えることにしても、やはりそういう仕組みというものを考えておかないと、民間についてはこうだけれども、役所の方は内部告発者に制裁を加えてもいいんだ、これはやはり私はおかしいと思うのですが、この点、大臣、どうなんですか。

○中曾根国務大臣 役所の内部の体制につきましては、私は、公平公正に公務員としての務めを果たしている、そういうふうには思っております。そのような心配はないと思います。

○吉井委員 それは、じゃ、大臣、アメリカの場合どうなっているか御存じですか。いわゆる口笛を吹く人の権利ですね、これがさっき言ったものですが、アメリカの場合は、公務員と企業等の従業員と両方定めているではありませんか。

○中曾根国務大臣 大変申しわけありませんが、その辺までちょっと調べておられません。調べてみたいと思いますが、それでよろしくうございませう。

○吉井委員 それはぜひ調べていただきたいと思うのですが、私がなぜこれを提起するかというと、せっかくこの内部告発者の保護ということをしていくからには、世界の流れがどうなっているのかとかそういうことをやはりきちっと調べて、そして、よく国際水準とかいろいろ言われますが、こういう分野でこそ国際的な水準に立って人権保護の規定、そのことを通じて公衆の、国民の安全とか生命、財産の安全が保たれるようにするというのが一番大事なことで私は思うのです。

一つ御紹介しておきますと、アメリカの場合には、もともと公務員の不正告発者を保護する、これが出発点なんじゃないですか。七〇年代のラルフ・ネーダー氏らの消費者保護運動の発端というのは、もともと、公の機関が不正を働いてもそれに対して公務員の方がそれを明らかにして、内部告発することによって消費者利益の保護を図っていく。だから発端はむしろ、今回のように民間の従業員の内部告発を保護しようというよりも、始まりは公務員の内部告発を保護する、そういうところから民主主義の問題、人権の問題として広がっていったと思うのです。

ですから、私はこの点では、今度の法律に公務員についても加えるということをやはり考えるべきじゃないかと思うのですが、これは大臣、どう

ですか。

○中曾根国務大臣 今委員のおっしゃいましたアメリカにおける状況でございますが、手持ちの資料によりますと、原子力発電所それから核兵器工業の従業員もエネルギー再構成法第二百一一条に基づき保護されており、ホイットスルブローアーズ・プロテクション・ローに基づき米国防務省の保護下にある。ここにおいて保護される申告者は、民間、地方自治体、州、連邦の従業員であり、NRC、DOEの規制下にある許認可取得者、事業者、契約者、下請、代理人の従業員のほとんどが対象とされると思っております。

それと、上記と同様に、多くの州においても申告者保護のための法律が発効しており、連邦法を上回る申告期間と便益が図られるよう手当てされているとなっておりまして、この文からは、公務員のためのスタートかどうかは判断することができません。

それから、今の委員の、この事故に関してのご意見ですが、今回の法律では、事業所におきます申告制度について規定しているものでありまして、その他のところについて規定しているものではないと思っております。

○吉井委員 ですから、二つ問題がありまして、一つは、これは公務員についてもそういう内部告発の保護が大事だということが一つ。もう一つは、今回は事業所の問題について扱ったから一応除外しているという立場をとったとしても、その事業所から出てくる申請図書について、公務員の皆さん方は当然かかわってくるわけですから、そのときに、これはおかしいと自分は思ったんだけれども通ってしまった。これは私、昨日も本会議で取り上げましたけれども、指針の士に照らなくて、みんなが何も気がつかなかったら仕方がないですよ、たった一人でも、これは沈黙の百リッという容積に比べて臨界体積が十六・五リッターということであれば、一升瓶九本分ぐらいの硫酸ウランでもって臨界事故を起こしてしまうという事になれば、それで通すのはおかしいのじや

ないかと。たった一人でもそういう人がいた場合、しかし通っちゃった。しかしこの方がもった早くに内部告発をやっておく公になつていた場合、私は、改めてそういう審査でいいのだろうかという議論が発展したと思うのです。そうすると、今回のようなジェー・シー・オーの事故を食い止めることはできた可能性はないことはないと思うのです。

だから、そういう点では、なるほど大臣おっしゃったように、今度は事業所の問題だけに限っているにしても、その事業所から出てきたものは、既に役所の問題なんですから、そこに役所がかかわってくるわけですから、やはり改めて、そこについて公務員の内部告発者の保護というものを考えるということも少なくとも考えなきゃいけない問題じゃないですか、どうですか。

○中曾根国務大臣 先ほど申し上げましたけれども、今回の法律におきます申告制度は、原子炉等規制法に違反する事実がある場合に限定をしております。委員がおっしゃるような、公務員の制度とか、その他の部署といいますが、原子力の事業所以外におきますお話のような点につきましては、また別の場所でも議論をされるべきものではないかと思っております。

○吉井委員 私は、この問題についてはこれで最後にしておきたいと思うのですが、そうすると、別な法律できちんと考えられるのですか。

○中曾根国務大臣 当該事業以外には考えておりません。

○吉井委員 私は、率直に申しまして、世界的な水準からしてもそれはおくれれていると思えますし、それから、東海事業所の事故が起こったからということで、今回仮にそれに限っておったとしても、しかし、民間の従業員には内部告発の保護を考えるのだけれども公務員は考えないのだ、そのやり方というのは、明らかに、片手落ちなんじゃないかなと。この点については、きちっとやはり政府として深い検討を行われることを求めています。

たいと思います。

次に、各国の防災の状況であります。アメリカの原発防災の方では、原発の運転許可の条件に、オンサイト計画に加えてオフサイト計画の整備が条件として付されておいて、そして、このオンサイトやオフサイトの計画があり、NRCの最終的審査が通らなければ原発をつくったとしても運転が認められない。これがアメリカの場合の原発を實際に動かす段階での原発防災の考え方ではないかと思うのですが、これは科学技術庁の方で既に検討している資料の中にもそういう趣旨のことが書いてあるのですが、そういうことで理解しておいてよろしいですね。

○中曾根国務大臣 各国の原子力防災対策は、各国の行政組織等の個別事情によって異なっている面もありますが、諸外国のすぐれた方策は積極的に考慮する必要がある、そういうふうには考えております。

○吉井委員 昨年七月十四日に、科学技術庁の方でおつくりになった資料の中に今のは出ております。ですから科学技術庁も、アメリカではこういう原子力防災に係る法的枠組みをつくってやっているとだということはいくど大臣も御存じのところだと思っております。やはり新しく立法をしていくというときに、そういうすぐれたものは、いろいろなものを取り入れながらやっていくということが大事だと思うのです。

その点で、私、これは政務次官でも結構ですし政府参考人でも結構なんです。アメリカのジョーラム原発、これが工事完了直前に、地元サフォーク郡とニューヨーク州の方で、緊急時避難計画は実現不可能であると発表して、電力会社がNRCから運転許可を受けるための必要条件である地元自治体の同計画への参加を拒否したということなどが、その後政府の方で、つくられたというふうな一部規定を変えたりいろいろやったけれども、最終的には結局、原発はできたけれども運転できないまま終わってしまった、こういう例があるように聞いているのです。

が、この点は、今のオフサイト計画の整備の問題などあわせて、つかんでおられたら伺っておきたいと思います。

○吉井委員 名前は忘れられたとしても、シヨラム原発もその一つであつたというふうに多分お聞きになっていらっしゃると思います。そこで、原発防災の措置法を今度つくるわけですから、第七條ではオンサイトの計画を今度触れているわけですね。第十二條ではオフサイトセンターを置くということがありますが、当然その場合はオフサイト計画も必要になってくるかと思うのです。以前この委員会で別な件で質問しましたときに、資源エネルギー庁長官が、当然その地域における原発防災計画というものがなかったら運転するということがあつてはならない、それは、そういうことのないようにしているのだ、実態としてはそういうことをやっているのだという御答弁がありましたけれども、今回、この七條、十二條で、名前の上ではきちりアメリカで言っているオンサイト計画やオフサイト計画に照合するかどうかは別として、精神は大体そういうところなんだろうと私は読み取っているのですが、その計画がないと原発をつくっても運転は認めない、こういう点はきちつと貫いていかれるのかどうか。やはり、防災を言うからには、防災計画その他がないままにどんどんやっていたら、後から、事故やってから計画をつくったって意味がないわけですから。それは、そういう立場で臨むというのがこの立法に当たったのお考えですか。

○興政府参考人 御説明申し上げます。

ただいま御紹介の許可とのかかわりの問題でございますが、今回、これによって定められます

事業者の業務計画でございますとか、あるいは防災対策でございますとか、このようなものと原子力発電所の設置許可、運転の認可、この問題とは全く関係がございません。しかしながら、原子力施設についての、運転についての御理解を得る観点からは、もとより防災対策に十全を期することが必要でございますので、当然、所要の対応策をとって手だてが講ぜられる、このように考えてございます。

また、先ほど御紹介のございました、まことに恐縮でございますが、シヨラムの原子力発電所の件でございますけれども、緊急時計画が十分でなかったものとしてこれが認可されなかった事例が報告されてございます。百万人以上の居住者がいるにもかかわらず、避難道路が不完全であり、十分に安全が確保できないとニューヨーク州、郡が判断されたためと聞いてございます。

○吉井委員 今、政府参考人の方からも御紹介がありましたように、シヨラム原発でそういうことがあつたわけですね。日本の場合は、いわば今度の法律というものはおくれはせながらなのですよ。だから、おくれはせながらのものについては、原発が既にある、その上に立つての防災計画ということになるのですが、もちろん、私たち自身は、現在の日本で、こういう今のやり方で未成熟な原発を増設するということは反対です。

しかし、政府の方は二十基増設を考えていらっしゃるわけですね。私はそれに反対なんだけれども、政府が仮に原発をつくらうというときにも、防災計画がないのに、しかし運転は認めてしまふ。計画も何もない間に運転をやつて事故をやつちやつたとなつても遅いわけですから、その場合には、アメリカのシヨラム原発の経験、教訓というものが非常に大事なものになつてくる。つまり、その場合は、避難道路計画とか、地域の住民の避難距離だつて問題になるでしょう、幾ら避難距離をとつておくか。

非常に過酷な条件のもとでの過酷事故、そういうものを起こした場合にどういう災害防止ができる

のかというオフサイト計画、防災計画なしには運転は認められない、アメリカはそういう立場をとつて、結局、原発はつくつたけれども動かさないうというところで終わったのがこのシヨラムなんですが、そういう立場をおとりになるのか、計画は計画でとりあえずつくつたんだがそれとは別だということではないのか。これは、政府参考人じやなくて、大臣の方からお答えいただいておりますが私はふさわしいと思うんですが。

○中曽根国務大臣 本年の四月に原子力安全委員会の防災専門部会におきまして、原子力防災対策の実効性の向上について報告書が取りまとめられました。

報告書では、具体的に事故から災害に至る想定を一般的な形で示すことは困難であるとしております。しかしながら、同報告書では、地域防災計画の策定等のために、各原子力施設ごとに災害の及ぶ範囲等について何らかの災害想定が必要であり、このような個別の災害想定が必要とされる場合には、地域、施設の特性を踏まえ、何らかの仮定を置いて、地方自治体、国、事業者が連携して検討することを提言しております。

この報告書の提言、また今回の事故の経験を踏まえまして、一層の原子力防災体制の充実強化に取組んでまいりたいと思っております。

○吉井委員 そこで、次に災害想定について少し何つておきたいんですが、つまり災害想定を行つて、それに基づく防災対策というのが出てくるわけですね。この点では、きょう核燃料サイクル機構の方に越したいだいておきますので、プルトリウム製品を扱うサイクル機構で、その扱っているプルトリウムの臨界体積は幾らなのか、その点を最初に確認の意味でお聞きしておきたいと思ひます。

○都甲参考人 お答えいたします。

私どもの再処理施設で扱う代表的な塔類あるいは槽類では次の三つの機器がございますが、一つは、濃縮ウランの溶解槽でございます。二つ目は、ウラン濃度や酸濃度を調整する調整槽でござ

います。三つ目が、できましたプルトリウムの製品をためておきます貯槽でございます。

最初の溶解槽につきましては、容量は約八百五十リッターで、溶解液の濃度は約五百グラムウラン・パー・リッターでございます。これは、濃縮度四％の硝酸ウラン溶液の濃度五百グラムウラン・パー・リッターにおける臨界質量は約百八十キログラムウランでございます。このときの体積は三百五十リッターでございます。

この臨界体積三百五十リッターというのは、ウランをほとんど球状に集めたときの臨界容積でございます。このために溶解槽では、直径二十二センチという非常に細長い二本の円筒状の溶解部と、それから幅が十二・五センチという非常に薄べつたい平板状の貯液部とから構成することによりまして、表面積を非常に広くとるということによりまして臨界を避ける形状になっております。

それから、もう一つの調整槽でございますが、こちらの方は、容量は約三立方メートル……(吉井委員「プルトリウムの製品貯槽を言っていたのだらう」と呼ぶ)

それでは、三番目のプルトリウム製品貯槽について申し上げますが、こちらの方は、容積は七百リッターのものが三基と五百リッターのものが四基ございます。七百リッターのものは、プルトリウム溶液濃度でございますが、二百五十グラムプルトリウム・パー・リッター以下で貯蔵いたします。一基当たりのプルトリウムの質量は百七十五キログラムまたは百二十五キログラムとなつております。プルトリウム239一〇〇％の硝酸プルトリウム溶液の濃度、二百五十グラムプルトリウム・パー・リッターにおきます臨界質量は約二・一キログラムでございます。そのときの体積は約八・六リッターとなります。

このために、プルトリウム製品の貯槽は中空状の円筒といたしまして、液の厚さを四・五センチメートルまたは五・五センチメートルという非常に薄べつたい円筒、ドーナツ状の形状をいたしました容器といたします。

それと同時に、中性子吸収材としてカドミウム金属の板を張りつけることによりまして、機器として臨界になり得る濃度は四百二十グラムプルトニウム・バー・リッター以上となるように、濃度を制限すること、それから形状を制限することによって臨界になることを避けております。

それと同時に、また、液を送る元側、送液元からプルトニウム製品貯槽へ液を送る場合に、事前に濃度計並びにサンプリング分析によりまして濃度を確認した後に液を送ることというたしてあります。

以上でございます。

○吉井委員 今お答えいただいたように、もちろんさまざまな臨界対策というのはとっているのは当たり前ですが、ただ言えることは、五百リットルにしても七百リットルの貯槽にしても、これは臨界体積八・六リットルの五十八倍から八十一倍。この間のようなジェー・シー・オーの沈殿槽とは、槽の形状とか装置そのものの臨界管理の仕方はもちろん違うというのとはわかった話なんです、大きさをからいうと、体積の面では、この貯槽の場合は臨界体積の五十八倍から八十一倍。ジェー・シー・オーのあれと比べると、もう物の比じゃないですね。この間のは、十六・五が臨界体積に対して百リットルですからね。そういう点では、通常は管理しているんだけれども、ここで臨界事故をやったときにどうなるのか。それに対しては、もちろん、少なくともジェー・シー・オーとは違って、あんな町工場のようなものじゃなくて、当然、分厚いコンクリートの壁等で遮へいるのは当たり前なことなんです、一体何メートル厚のコンクリートで遮へしているのかということと、それから、それが破れたときに、最悪の状態のときに、これは大体どの規模での災害を予想していくことになるのか、もしそれを検討されたことがあるのなら何っておきたいと思うんです。

○都甲参考人 お答えいたします。再処理施設におきましては、まず、臨界に対して

ましては、臨界警報装置、これが十二機設置されております。それからまた、再処理施設内には、中性子線エリアマニター七機、それから可搬式の中性子線サーベイメーター十機を常備いたしております。

それから、今御指摘の、もし臨界事故が起こったときのご心配ですが、これは、再処理工場では、想定事故、つまり想定する最大の事故として臨界事故を想定しております、その影響を評価しております。具体的には、セルのコンクリートの壁は四十センチくらいでございますが、これは地下にございまして、それから建屋のコンクリートの壁等も全部考慮いたしまして、その影響を評価いたしております。

○吉井委員 万一の場合は、原発の場合の格納容器と厚みが全然違って、あれからすると非常に薄いものなんです。

そして、大体再処理工場で原発一基一年間運転した場合の放射能総量に匹敵するぐらいのものを扱っているわけですから、私は、そういう点では本当に、ここで臨界事故をやったときに、そしてもちろんその四十センチのものを透過するというのもあるでしょうけれども、その四十センチが破れたときにどれぐらいの規模の災害になるのか、それを想定した防災対策というものをやはり考えておかないと、本当の意味での防災対策というところを考えるといくことにならないんじゃないかと思うんです。

大臣、最後に一言で結構ですから、やはり個々の施設についてそれを考えた防災対策に取り組むべきじゃないか、この点について質問をして終わりにしたいと思います。

○中曽根国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、本年の四月に原子力安全委員会の防災専門部会におきまして、原子力防災対策の実効性向上について報告書が取りまとめられたところでござい

ます。報告書では、具体的に事故から災害に至る想定を一般的な形で示すことは困難であるとしており

ます。しかしながら、同報告書では、地域防災計画の策定等のために、各原子力施設ごとに災害の及ぶ範囲等について何らかの災害想定が必要であり、このような個別の災害想定が必要とされる場合には、地域、施設の特性を踏まえて、何らかの仮定を置いて、地方自治体、国、事業者が連携して検討することを提言しているわけでありまして、原子力の開発利用に当たりましては、安全の確保に細心の注意を払い万全を期することを大前提に、これまでも最新の科学的知見に基づいて安全審査を行ってまいりましたが、今回の事故が起ったことを重く受けとめまして、また事故調査委員会の緊急提言等を踏まえまして、安全審査についても見直しを行っていきたいと思っております。

○吉井委員 時間が参りましたので、終わります。

○北側委員長 小野晋也君。

○小野委員 まず、委員長に一つ許可をいただきたいのですが、自由民主党電源立地推進調査会で行いました原子力施設管理体制の徹底ということについての報告書でございまして、配付について御許可をいただきたいと思っております。

○北側委員長 はい、どうぞ。

○小野委員 この原子力災害対策特別措置法案、また、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の審議の委員会でございますけれども、この審議で質問に立たせていただきますに当たりまして、一言私の基本姿勢を語らせていただきます。一言私の基本姿勢を語らせていただきます。

実は、これは、日本のエネルギー政策の中におきます原子力というものの位置づけの重要性にかんがみまして、いろいろなトラブルが存在したとしても、原子力の研究ないし発電所等の立地については推進すべきであるという立場でこの問題にかかわってまいりましたが、今回の事故を通して、必ずしもその安全が守られなかった、一般の住民にその被害が及んだということをもって、これまでの立場を改めざるを得ない、安全で

あるから推進の立場に立たないということについての基盤が崩れたということ率直にお話を申し上げねばならないというのは非常に残念なことであります。

これからは、この原子力問題という点に関しまして、是非々々で、中立的立場でその是非を判断する立場で考えさせていただきたいと思っておりますので、まず自分の立場の表明をさせていただいた次第でございます。

まず第一点目の問題でございますけれども、率直に申しまして、私は原子力にかかわります行政、さらに業界の動きというものをじっと見せていただいてまいりまして、非常に時間感覚が緩いような気持ちが出てまいりまして、非常に時間感覚が緩いような物音が、例えばプルトニウムのように半減期が二万四千年なんて、こういうふうな時間感覚が反映されているところがあるのかもしれないが、もっと早く対応すべきところではなかなかその対応があらわれてこないというようなものを感じてまいりましたのは事実でございます。

例えば、私自身のことでも申し上げますと、平成十年四月十日、衆議院の科学技術委員会において、原子力基本法及び動燃事業団法の一部を改正する法律案、通称動燃改革法案と言われるものでございまして、この締めくくりに質疑において、橋本総理に対して質問をいたしました。それは、こういう質問でございました。

最も国民にとって、また近隣住民にとって大事な情報は何かというと、内部情報でもなければ技術情報でもなくて、あくまで安全情報というものだと思うのです。特に放射性物質が外界に放出されたということが即座に伝えられる仕組みをきちんと確立するというのが何よりも大事なことでございまして、原子力施設の周辺には、モニタリングポストということ、大気中の放射線のレベルを示すようなモニタリングがついているわけでございますが、この情報を加工せずに直接インターネット上に流すことを

通して、いつでも、いかなる人でも、どこでも施設の周りの放射線レベルというものを安全とすることができるといふ体制を整えることが安全というところに対する公開の姿勢を明確に示すことではなからうかという気持ちでいたしております。

ということでもございまして、こういうことを説明した後、総理の御見解をお聞き申し上げましたところ、総理の御答弁が、

今議員が御指摘になりましたような手法、これは確かに情報公開の方法を多様化するという視点から意義のあるものだと考えます。その上で、その実施に当たりましては、関係される地方自治体等の御要望を踏まえて前向きに対応していきたい、そのように思います。

こういうふうな比較的明快に、こういう提案に対してきちんと答えて、対応していきたいというふうに出てくるわけでありまして、それ以来、ここまでの期間ということでも考えますと、一年半余りの月日が流れているわけでございます。現段階においても、直接インターネットに生情報が流れるというふうな体制がとれているとは聞いていないのでありますが、なぜここに至るまで実現がされなかったのか、その理由についてまず御質問したいと思います。

○斉藤政務次官 昨年四月十日の衆議院科学技術委員会におきまして、小野委員より、動燃の体質転換を明瞭に示すものとして、モニタリングポストの情報を加工せずに直接インターネット上に流すべきという趣旨の御指摘があり、これに対して、橋本総理より、前向きに対応していきたいという答弁があったのは御指摘のとおりでございます。

これを踏まえまして、科学技術庁におきましては、情報公開の方法を多様化するという観点から意義あるものと考えまして、核燃料サイクル開発機構となった昨年十月一日に、同機構のモニタリング情報のインターネットを通じた公開を開始するに至ったと承知をしております。

今後とも、議員御指摘のとおり、地方自治体すべての情報をということでもございますけれども、その方向に向けて、安全に関する情報の公開に一層努力してまいりたいと決意しております。

○小野委員 先ほどの政務次官の答弁でございすけれども、インターネットを通してこの情報を流しているというのは、生データではなくて加工された上でのデータ、しかも、しばらく時間を置いたデータというふうには私は理解しておりますが、その事実関係はいかがでございませう。

○斉藤政務次官 生データではございません。環境放射線モニタリングデータはある程度わかりやすくしてインターネット上で公開しているということでもございます。

○小野委員 その点は、公開姿勢をめぐって非常に基本的な問題を提起する部分でございまして、見やすく加工されることは、これは当然結構なことでもございますが、時間的にそれがおくれるということがあれば、その効果というのは非常に減じられるものがあると認識しているわけですね。この時間的なずれという点についてはいかがでございませうか。

○斉藤政務次官 技術的なデータをそのまま公開するということの意味についても少し検討させていただきたいと思っておりますけれども、技術的にわかりやすい形で加工するというのは、ある程度いたし方ないのかな、こういうふうにも思っております。

○小野委員 この点はもうこれまでのことだと思っておりますけれども、先ほど御答弁ありましたように、ほかの施設等への展開なしはより即時的な形で情報の流通という問題について御検討を進めていただきますことを御要望させていただきます。

引き続きまして、次は、先ほど資料を配付させていただいた件でございすけれども、私も自由民主党の内部におきまして、原子力をめぐりましていろいろなトラブルが続出するような状況に對して、基本的な管理問題というところに問題の

所在がありそうであるという認識のもとに、ここにおられます細田政務次官を主査といたしまして、半年間余りの検討を行いました上で、この原子力施設の管理体制徹底という形の報告書をまとめさせていただいたわけでございます。

この報告書でございすけれども、日時が書いてありますのを見ていただきますと、平成十一年六月十五日でございすから、本年の六月半ばということになるわけでございす。議論自身が集約されたのは三月末から四月ぐらいだったと私は記憶しておりますから、それから考えますと、事故が発生した段階で約半年の月日がたっているというふうなことになるわけでございす。

この管理体制徹底という点についての考え方が広く皆さんに理解され、それが運用の面で生かされていたならば、今回の事故は恐らく起こり得ない事故であつたであろうということから考えると、この我々の報告書に対する対応のおくれということは非常に今回残念な点であつたわけでございすけれども、この報告書が出まして以降、各省庁といえども科学技術庁と通産省というところでもございすけれども、それぞれにおいてどのような作業を展開しておられたのか、このあたりについての様子をお聞かせいただけたらと思ひます。

○細田政務次官 このたびの問題については、主として科学技術庁から後ほどお答えいたしますけれども、ただいま小野委員がおっしゃいましたように、特にキャスクのデータ改ざん問題が起きました。実際は放射線に対しては十分な品質があつたようでもございすけれども、その検査が全くなされておりましたという事件があつたのは御記憶のとおりでございす。その他、発電所の部品等が亀裂を起すとか、いろいろな管理体制が問題であるとの観点から、自由民主党電源立地調査会では、管理体制プロジェクトチームをつくりまして検討を重ねてまいりました。

そして、この六月に報告を出したわけでございす。きょうお配りいただいておりますからお読みいただくとおわかりのように、何が重要かといえ、モラルの醸成、組織風土の改革が第一点、第二は品質保証体制の構築、第三は適切な通報連絡と情報発信、簡単に申せばそういうことでございす。その三本柱を取りまとめたわけでございす。

モラルの醸成、組織風土の改革につきましては、電気事業者さらには原子力産業界全体において改善への取り組みが行われるとともに、今回の原子炉等規制法改正案において安全確保改善提案制度を創設するなど、風通しのよい組織の構築に努めておるわけでございす。どうもその後、あらかじめきちつとやっておればもうちよつと対応のしづりがあつたのになと私は思っております。

それから、品質保証体制の構築につきましては、保安調査を開始いたしますとともに、今回の原子炉等規制法の改正案において保安管理検査を創設するなど、事業者における品質保証活動を適切に確認するシステムの確立に努めておるわけでございす。

また、適切な通報連絡や情報発信につきましては、トラブルの際に迅速かつ徹底した情報公開に努めるとともに、今回の原子力災害新法においてモニタリングポストのデータの公開を義務づけるなど、適切な通報連絡や情報発信が行われるように取り組んでおるところでございす。

ちよつと、この報告書を取りまとめた以来半年以内にこういう大事件が起つたというところは残念ではございすけれども、行政の方でもいさう早く、こういうことがございすことも背景にいたしまして今回の立法措置に至るという点が否めませんので、その点では、私も早急に体制を整備する、そして民間の関係者の皆様方にもこの管理体制の重要性により一層認識を深めていただきたいと思います。

○斉藤政務次官 管理体制プロジェクトチーム、このような報告書をまとめられたことに對して大変敬意を表したいと思います。

この報告書の中にあります三点につきまして、科技庁としてどのように取り組んでいるか御報告させていただきますが、まず「モラルの醸成、企業風土の改革」というところでございますけれども、電気事業者の取り組みとあわせ、加工事業者等も改善の取り組みをしております。例えば、原燃輸送株式会社や日本原燃株式会社は、企業行動憲章を制定するなどによって取り組んでいて、このところでございます。また、今回の原子炉等規制法改正案において安全確保改善提案制度を創設するなど、風通しのよい組織の構築に努めております。

それから、二番目に挙げられております「品質保証体制の構築」ということに関しましては、核燃料輸送容器の安全規制に關して、ことし二月二十四日に、ISO9002に準拠した核燃料輸送容器の製作に係る品質管理審査指針を策定するとともに、輸送物安全技術顧問会に品質管理の専門家を審査することとしております。また、今回の原子炉規制法の改正案において、事業者における品質保証活動を適切に確認するシステムの確立に努めております。

それから三番目の、「適切な通報連絡と情報発信」ということでございますけれども、先ほど申し上げました、核燃料サイクル開発機構において昨年十月一日からモニタリング情報のインターネットを通じて公開を開始するなどの情報公開に努めるとともに、今回の原子力災害新法においても、モニタリングポストのデータの公開を義務づける等、適切な通報連絡や情報発信が行われるよう取り組んでいるところでございます。

以上のとおり、このプロジェクトチームの報告書の中から、可能なものから鋭意実現に努めております。

〔委員長退席、西委員長代理着席〕

○小野委員 通産、科技庁からそれぞれ御報告をちょうだいしたわけですが、それぞれいろいろな検討事項があるかと思いますが、これからのさらなる検討、また推進を御要望申し上げます。

たいと思います。

これからは、先ほどの三点、この報告書の中で取り上げた三つの点でございますが、これらを中心にいたしまして、象徴的な部分についての議論をやらせていただきたいと思います。

まず第一点目、第一原則として、このような原子力機関というのはデータ改ざんや虚偽報告は許さないということについての明確な決意を示さねばならないということが、この報告書に盛り込まれた思いでございます。

その部分は、では単に決意があれば実現できるのかということになると、先ほど来いろいろな議論が展開されておりましたが、やはり関係者全員にこの意識が共有されるということ、それからさらに、環境面で、それが皆さんの行動を制約しないという環境が整えられるということ、この二点が必要でございます。

それを広く御認識いただくためには、原子力関係者皆さんの中に一つの意識形成が必要だと思っております。それは何かというと、今、自動化だとか機械化だとかいうようなことが言われてまいりまして、こういう巨大システムというものに多数のセンサーを備えつけて、それらをコンピュータ上で管理をするということが行われているわけですが、幾ら多数のセンサーが備えられたとしても、想定されたトラブルにはそのセンサーの情報で対応ができるけれども、想定外の事態が生じた場合にはこれらセンサーは余り役に立たない、これはいろいろなトラブルでもう既に各皆さん方が認識してこられた点であろうと思っております。

そうすると、その部分について非常に大事な役割を果たして下さる最高のセンサーというのは何かというと、やはり現場の人だと思っております。ですから、そういう人たちが異常に気づく、また不審な思いを持つ、そういうことが、フィードバックがうまくかかれば是正されていくということになって初めて安全管理ができてくるということでございますので、この認識を広く共有していく

ことが必要ではないだろうか。

しかしながら、そういうことを果たすためにはまた条件が二つありまして、一つは、現場作業者を含む原子力関係者が安全危機を見分けるに足る知識、判断能力を備えるような教育が展開されるということ。それから第二点目は、組織の枠を超えて安全情報を共有し合うという気風が生まれるということの二点だと思っております。

今回の法律案の中に、これらについて触れられているわけですが、ジェー・シー・オーの事故等を見ても、これらの点が強調され過ぎることはない、この部分においてきちんとした対応をしない、安全が確保されるということとは不可能だろうというふうに思えるわけでございますが、今後科技庁において指導に当たられる中でどう対応していくとしておられるのか、このあたりのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○斉藤政務次官 小野委員おっしゃるとおり、職場における緊張感が欠けているということを我々も認識しております。

昔は、昔はという言い方はいかどうか分かりませんが、一人の従業員がその事業所全体の業務をよくわかっていて、自分がやっている仕事は全体の仕事の中のどこに位置するのだろうかということを知りながら、しかし全体に目くばせをしなから仕事をしていた。だから、自分に直接関係しないところであつても、異常なものが見つかれば、それをみんなで話し合い、危険の芽を一つ一つ摘んでいった。それが最近、最近と言っているのかどうか分かりませんが、自分が関知しているところ以外は知らない、こういう一つの風土が今回の事故の遠因の一つではないかというところで、今回、法改正に当たりまして、現場における緊張感を維持し、そして事業所全体の安全というのについて目くばせできる、そういう従業員教育、保安教育を義務として明確に位置づけております。

また、こういう教育、また保安規定について

も、これまではこういうソフト部門についての関与、検査はなかったわけですが、この項目についても関与するという規定を設けました。

○小野委員 今御指摘のとおり、現場作業者の緊張感、そして広い範囲を見ながら問題点を抽出する能力、こういうものが基本的に大事だという御指摘はそのとおりだろうと思っております。

そこで、その資格を現実保持しているかどうかをどう判断するかという問題が出てくるわけですが、今回の法律案の中には教育の義務を課するという項目は入っておりますが、それは、教育をしたという項目を報告すればそれで終わってしまふということではございまして、本当にその任に当たれる人が放射性物質を取り扱うに必要とされる基本的な考え方と最低限必要とされる知識を備えている人間であるかどうかということは判定されないということになるわけではございまいしょうから、私も提案したいと思っておりますのは、この最低限の放射性物質を扱う資格を持つ人であるかどうかを免許制度において認定するというところを考えてみてはどうだろうか、こんな気持ちがあるわけでございます。

この点については、御見解はいかがでございますでしょうか。科学技術庁、お願いします。

○斉藤政務次官 小野委員おっしゃるとおり、今の国の資格制度は大変取得が困難。例えば、核燃料取扱主任者にいたしましたも原子炉主任技術者にいたしましたも、それから放射性物質取り扱いでは放射線取扱主任者第一種、二種等ございしますが、いずれも極めて難しい国家試験でございます。現場で実際に働いている技能者の方が簡単に取れるというものではございません。

そういうことで、小野委員の指摘にあったような現場風土ができてしまったのではないかと、このことではございますが、このウラン加工工場臨界事故調査委員会、吉川先生が委員長をしていただいている調査委員会が五日に取りまとめた緊急提言・中間報告の中でも同様の御指摘があります。

能力の認定制度や資格制度を設ける等の措置を講じて、原子力関係事業者における安全確保の徹底、従業員への安全教育を徹底すべきだ、こういう提言が盛り込まれております。

具体的にどのような形でこの能力認定制度、資格制度をつくっていくかは今後議論していかなくてはなりませんけれども、こういう中間報告が出たことでもございますし、その御提言を重く受けとめて、前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

○小野委員 この点は、類似の問題として考えますと、自動車を運転する人が、決してレースをやるわけじゃないから非常に高度の運転テクニックだとかメカニク的な知識を持たなくても、最低限自動車を運転するのに必要な技術的な知識ないしは交通法規等のソフト的な面における知識、こういうものを習得しないと路上に出ていけない。これと同じように、やはり他人に危害を及ぼす可能性のあるものを扱う部署については、この人が扱うのだから一定の基礎知識を持っていて基本的な安全が確保されていますよということを示しておくというのが、ある意味で当然のことだろうと思うのです。

ですから、今までの原子力行政の中で放射性物質という危険なものを扱うということに対する認識が少し甘い部分があったということは厳しく御指摘をさせていただいて、先ほど吉川先生のご指摘の検討会でもこの提言が出ていたということでもございますから、ぜひこの御検討を進めていただきますように要望をさせていただきたいと思っております。

それから、第二原則に移らせていただきたいと思いますのでございます。

この第二原則で提起をさせていただいた基本的な考え方は、原子力というものが非常に巨大で複雑なシステムであるということを前提に、どのような管理システムを構築することが最も安全を担保できるものになり得るのかという観点に立ちましたときに、その全プロセス、つまり計画段階

階から建設、運用、廃棄、また枝葉がいろいろとその周りにくっついてくるわけでありますが、その全プロセスに一貫する基本思想というのがやはり必要だろう。そしてまたその基本的なルールというものも必要なのだと。

だから、他の分野にいた人が事故が起こったからといってそこに駆けつけた場合でも、ある一定の理解というものは十分得た上で対応ができる。全く全部システムが違っても、保安基準も違っても、何もかもばらばらだということになると、その部署にいる人しか、一たん事があつた場合に対応ができない。こういうシステムではこれだけの巨大システムを維持管理する上に問題があるのではないかと、こんな考え方のもとに提起をさせていただいたものでございます。

しかしながら、現実の姿をこれまで拝見をさせていただいてまいりますと、やはり事故が起こるたび、トラブルが起こるたびにやってきたのは、枝葉におけるトラブル解決を図ろうというふうな姿勢でありまして、これを積み上げていったがゆえに、進めば進むほど、その内容は精緻複雑なものになっていって、緊急時にはなかなか役に立ちがたいものになってしまった、こういう印象があるものでございます。枝葉の部分というのは目に見える部分でございまして、対応も非常にしやすいでしよう。しかしながら、それらを統合するしつかりした幹を太らせるということの方が実は大事であり、より大きなエネルギーを要する部分であるということに改めて我々は認識しなければいけないのではないでしようか。

振り返りますと、日本の原子力というものはおおむね外国から基本的なものを導入して始まった作業であります。ですから、細かな技術面については、例えばどのような材料を使うとかシステムを少し改良するとか、こういうふうな技術は随分この日本の国の中で生み出されたものがございまして、蓄積も見ていられるのでありますが、原子力システムというものの管理をどのように行っていくかというふうな根幹部分については輸入した

ものをそのまま入れて使ってきたというところがある、この管理問題に対する皆さんの関心の薄さであり、またその部分における蓄積の少なさというものにつながつてきているような気持ちがいけないのであります。

先ほど斎藤政務次官の方から、現場の人も、マニュアルというふうなものだけでなく、もつといろいろなものを感じ取るような従業員にならなければいけないというふうな指摘をいただきました。細かなマニュアルを積み上げるということも、これは現場の作業上は必要であります。安全管理という意味では、それに加えてやはり一貫した基本思想とルールというものが確立をされ、それが広く皆さんに周知徹底しているという状況が必要だと考えているわけでありまして、細田次官、この点についてはどのような対応をお考えでございまいらうか。

○細田政務次官 特に通産省の現在の所管関係でいいますと、原子力発電施設は巨大なシステムでございまして、その巨大なシステムの安全管理を行う上で、設計から建設、運転等全プロセスに一貫する基本思想とルールとして、品質保証体制の構築が重要であると認識しております。それを取りまとめたものが先ほどお配りいただきました報告でございまして、品質保証活動につきましましては、通産省としても、例えば昨年発生した使用済み燃料輸送容器データ問題の教訓も踏まえて、事業者に対して説明書類の提出を義務づけるとともに、その実施状況を確認する保安調査を開始するなど、徹底に努めております。

また、今回の原子炉等規制法の改正案におきましても、保安管理検査制度を創設しましたけれども、これは、保安規定に基づく事業者の諸活動をチェックするものであり、広い意味で品質保証体制の構築につながる重要な取り組みの一つであると考えております。

品質保証体制と一口で言いますけれども、全システムとかわかるものでございまして、絶えず関係する者が気がついたことを提案し合つてより

よきものをつくるという体制がなければ、小野委員のおっしゃったように、従来のマニュアルとおり、外国ではこうしておる、このスイッチがこうなればこうなるはずだからこれでいいんだ、そういうような観念では十分な品質保証体制確立につながりませんので、その点、関係者の合意に基づく体制整備が必要だと思っております。

○小野委員 細田次官から基本思想とルールの重要性についての御答弁、本当にありがとうございます。

そこで、この基本思想とルールという問題でございまして、いろいろとこれまで検討がされなかつたわけじゃないと思うんですね。いろいろな報告書も私は拝見をさせていただいたことがございまして、ただ、実際の場においてそれがうまく運用されてこなかつた部分があつたればこそトラブルが起こってきたという事実があるのもこれは事実であります。

そうすると、そこに何が問題だったのかというと、やはり基本思想やルールというものの、この徹底のために莫大なエネルギーが要するということがなんだろうと思うんです。こういうものを決めて文章をつくつたからそれでこの問題が終つたというのではなくて、常に現場に緊張感を持たせる、そしてまた、問題の所在があらうところについては常にチェックが入りながら是正を図っていく、これを繰り返していつてこそ初めてこの基本的な思想というものが末端まで徹底できればルールも守られてくる。

例えば、例が卑近でございまして、税務関係でも、税務署の側から税金が幾らだというふうなことはルールとして示されるわけでありまして、国税庁と言つた方がいいて、国税庁からそういうルールが示される。それで、事業をやっている人たちはもうそれは十分承知の上で対応をするわけでありまして、それでも脱税事犯というものが次々あらわれてくる。ならばそれをどうするのかという、縦の系列というのは、実務がその中で動いているだけに、ある一定の限界がある

と思うんですね。ですから、その縦系列と別のところ、マル査のような、横からその問題の所在のありさうなところへチェックする組織というのが設置されて、そして随意にそのチェックに入っていくというものが機能すればこそ脱税という問題を抑制することができる。

こういう社会的なシステムを考えてまいりました場合に、やはり、これはもう既に随分議論をやられてまいった点ではございますが、この原子力行政の中においても、行政の一つの流れとしての縦のチェック機関というものと別に、横の立場から随意に問題に対してチェックに入っていく第三者の非常に強い機関というのが必要だ、こういうふうには考えておりますが、この点についての御所見はいかがでございますでしょうか。

通産省の方からお願いします。

○細田政務次官 我が国の原子力安全規制におきましては、規制機関であります科学技術庁、そして通産省に加えまして、これから独立した組織である原子力安全委員会が行政庁の行う規制をチェックするというダブルチェックを行っているわけでございます。

また、二〇〇一年からの省庁再編後におきましては、経済産業省に新設されます原子力安全・保安院におきましてダブルチェックの一次的機能がほぼ一元的に集約されることになっており、また、原子力安全委員会は内閣府に置かれましてその独立性をより高めるわけでございますが、この安全委員会も現在飛躍的な拡充強化が検討されておりまして、こうした方策によりまして、これらの機関同士の緊張関係をより高め、ダブルチェック体制をより有効に機能させることとしております。

○小野委員 この問題は、現状の原子力安全委員会の形でありますならば、推進体制であります科学技術庁の職員が収集してきた情報というものを、原子力安全委員会がその書類に基づいて安全か安全でないかの判断をするという意味で、現状の延長線上でいくならば縦系列のチェック機関

に終わってしまう可能性がありまして、ぜひ、今後の検討課題ではございまいしょうけれども、できるだけ第三者性を強く打ち出せる体制というものを御検討いただいて、実現をいただきますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、先ほどの報告書の第三原則ということになるわけですが、この第三原則のところの流れに流れている考え方というのは何かといいますと、安全情報というものは決して事業者や監督官庁だけで独占されるものであつてはならないという考え方でございます。それで、原子力に關連する、被害を受ける可能性を有するところの地域住民や、場合によれば反対運動を展開される人たちに、おいてもこれら情報が共有され、ともに冷静、客観的にその情報を分析しながら安全を高めていくというような考え方が原点にあつてこの提案が取りまとめられたわけでございます。恐らく、この点については、現在いろいろなアンケート調査も出されておりますけれども、多くの国民意識もこの考え方に賛同されるものであらうというふうには考えているわけでありまして、

そうなるわけでありまして、情報公開のルールという問題になります。これは、動燃改革法のとこに随分議論をして情報公開のルールというのがある程度作成されてまいりましたが、この際、外部の機関によつてどう情報公開を実現すればいいの、住民の立場に立つ情報公開というのとは一体どういう形のものになるのかといううなことも踏み込んだ対応をしてみたいといううか、そのためには、もう内部の検討ではなくて外部機関、非常に国民から見ると客観的立場を理解をいただけるような機関が作成する方がいいのではないかと、こう考えるわけでございますが、御見解はいかがでございますか。

○茂木政務次官 小野委員御指摘のとおり、外部の有識者からの助言も得ながら今後の情報公開についてさらに積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますが、原子力の開発利用に關して、今後、トランススペアレンシー、そしてアカウンタビ

リティーを高め、非常に重要な御指摘でありまして、原子力開発利用を進めるに当たりましては、国民の理解と協力を得る、これが大前提、必要不可欠だと我々も考えております。審議会の公開など政策決定の透明性確保に努めつつ、同時に情報公開を徹底していくことが重要であると認識をいたしております。

また、当省といたしましては、核物質防護などの慎重に取り扱わなければならない情報を除きまして原則として公開するとの基本方針に基づきまして、既に、原子力発電所に関する各種許可関連資料、トラブル報告書等を、常設の情報公開施設、これは原子力発電ライブラリーと呼んでおりますが、こちらにおいて公開しておりますほか、原子力に關連する審議会に関する情報、原子力発電所の運転に関する情報等を、委員も大変お得意でありますインターネットを利用して公開するなどの取り組みを進めていくところであります。

今後、原子力に対する国民の理解促進のために情報公開に努めてまいりたいと考えております。

○小野委員 今回のジュネーシー・オーの事故というものは本当に残念な事故でありました。原子力を推進してこられた多くの方々にこの思いは共有されるものであらうと思ひます。しかしながら、もう起きたものはもとに戻すわけにいかないわけでありまして、この起きた事態に対してどのような次を私たちは教訓をその中から酌み取り、そして、この時代を切り開くエネルギーにしていくかということが基本的に問われる問題だらうと思ひております。

そんな観点から考えてまいりました場合に、私は、やはり今回重大な問題として提起された、これまで述べてきた管理問題ですね、この問題の重大性ということに改めて考えるべきではないだろうか、こんな気持ちがいします。

日本の科学技術の取り組みというのは、木に例えますならば、これまで、枝葉の部分を広げるといふことについては随分皆さんが力を入れて成果をおさめてきました。これは、具体的な応用技術

であり、製品をつくる技術というふうな分野でございまいしょう。見かけの非常にいい部分でございまして、それではこれからの日本の科学技術が成り立ちにくいというふうな反省に立つて、科学技術基本法等を制定して、基本的な科学というものをこれからどうと予算をつけて研究を進めようではないかと、木に例えるように思ひました。これは、根を強く張るうじやないか。

ここに至つて気づいたのは、この基本、基礎科学と、応用技術でありますところの枝葉、この間をつなぐ部分が実は欠けていたんだということなんです。つまり、基本的な基礎科学の知見に基づいてさまざまな応用的な技術を枝を広げるわけでありまして、それらの多数の技術を統合し、総合化し、そして、それをきちんと機能させていくという部分の技術が弱いということを今改めて認識をするわけでございまして、ここに思い切つて予算をつけて、二十一世紀の巨大な科学技術ないし社会システムというものを管理できるものを開発していくという必要性があるのではなからうか。

ここに予算をつけるということについては、これまで実績がないからという声がありますけれども、例えば、先ほど来も議論があつたHIIの失敗が、三百四十三億円の国費をロスする失敗であつたということにございまいしょうし、「もんじゅ」の事故等においても、その後の維持管理費が年間百億円内外のお金をずっと投入して何の成果も得ていないというところから考えますと、一つ大きいトラブルを起せば何百億円というお金がむだになることを考えますと、管理技術の開発のために何十億円ないし何百億円のお金を投じて、決してむだではない。

さらに、この基本的な知見というものが、単にビッグプロジェクトをどうするかということだけではなくて、民間の企業活動にも展開できるものであるはずでありますし、ないしはグローバル化する国際社会をどう維持管理していくか、社会的

であり、製品をつくる技術というふうな分野でございまいしょう。見かけの非常にいい部分でございまして、それではこれからの日本の科学技術が成り立ちにくいというふうな反省に立つて、科学技術基本法等を制定して、基本的な科学というものをこれからどうと予算をつけて研究を進めようではないかと、木に例えるように思ひました。これは、根を強く張るうじやないか。

な部分においても応用できる問題になるはずであります。

そんなことを考えますと、全世界の英知を日本の国に集めて、この巨大な複雑なシステムというものをどう管理していけばいいのかわかるということについて、取り組みを進めるといことは、日本にとつて極めて重大であり、世界人類への大きな貢献になる、こう考えて、これはぜひとも推進したきたいと願っている点であります。斎藤次官、いかがでございますでしょうか。

〔西委員長代理退席、委員長着席〕

○斎藤政務次官 大変大きな問題提起をしていただきました。基本的に私も同じような問題意識を持っております。

これまでの日本の科学技術、研究開発は、ある意味では一つの時代精神のようなものがあつて、その時代精神がみんなのベクトルを合わせていた。しかし、その時代精神的なものがなくなった今、どうすればいいのかわからない問題意識かと思ひます。

日本の技術は、一つ一つの要素技術については大変強いけれども、その要素が何千、何万、十数万集まった巨大システムとなると、その全体を管理するのはすこぶる不得意だ、こういうお話がございいます。

そういう意味で、これからの巨大科学、そのたくさんある要素を統合して、例えば、川下の情報リアルタイムで川上にフィードバックできる、そして全体を一つの思想性で統御していける、また情報を共有していける、こういう研究開発体制をつくること、これからの日本の研究開発が成功する最大に重要な点だと私は思っております。その点については同じ問題意識でございます。で、一緒に頑張っていきたいと思っております。○小野委員 最後に、質問としてセットさせていただいたのですが、時間の関係がございいますから要望だけにさせていただきますが、国会における評価会議の設置の問題でございます。

これは、斎藤次官もこれまでこの問題に理解を

示され、さらに推進の取り組みをしていただいていたわけでございますが、今回のさまざまな事故を通して、やはりこれはやるべき問題であるというのが私たちの認識でございます。ぜひ政府次官のお立場において、科技庁内の意見集約等のことに御協力をお願い申し上げたいと思ひます。

いよいよ最後になりましたけれども、一言コメントをさせていただきたいと思ひます。

今の科学技術全般の問題として、科学技術創造立国のかけ声の中で、非常に順風の中、予算的にも、また具体的なプロジェクトの展開もなされてきたと思われた今の科学技術推進体制でございますけれども、このしばらくの事故によりまして、足元が随分揺らぎ始めているような印象がございいます。特に原子力をめぐっては、国民的な不安感、または不信感、こういうものの中で極めて厳しい環境が生まれつつある、こういうふうな気持ちがあるわけでございます。

この問題を歴史上で振り返ってみました場合に、ちょうど私のふるさとおいて同じような問題がかつて展開されたわけでありまして。

それは何かというと、別子銅山の煙害問題や、さまざまな自然環境が失われるという問題でございました。明治の中ごろ、ちょうど富国強兵策が展開される中で、日清戦争が起り始めたころに、日本の国力を増強する、また軍事物資を生産せねばならないということで銅の大量増産をやりました。始めたものでありますから、煙害、亜硫酸ガスの被害が出て、農業被害が広がる、なほは、木を切つて、その木で熱源にしたようなことがあるものであります。山が丸裸になつて、自然災害が起り、もう大混乱の中でおさまりがつかなくなつてきた状態の中で、別子銅山に派遣されたのが伊庭貞剛という人物でございます。

伊庭貞剛は、国としてこの銅を増産するという非常に強い使命感を一方に持たれる。しかしながら、一方で、その陰で苦しむ人たちがいると

いうことは、やはりこれは本当の姿ではない、この両者を乗り越えながら、いかに解決を求めるかということ、五年間、新居浜の地で闘いを展開されるわけでありまして。

これがちょうど今原子力が置かれている状況と非常によく似ていると私は思うのです。国の将来のエネルギー政策の中において、原子力は推進せねばならないようだ。しかしながら、それを推進するには、いろいろな批判のあらしが巻き起こつてきて、これを乗り越えねばならない。そういう中をどう越えていけばいいかわからない。この伊庭貞剛さんという方を扱った本を、私たちもちょっと後押しさせていただいて、再発行させていただいたわけなんです。『伊庭貞剛物語』、こういう本でございます。皆さん方、ぜひ、今多くの方が悩んでおられると思ひますが、先人も同じような悩みを抱えながら、それを乗り越えるためにどんなに苦勞をしながらその解答を求めていったか、この生きざまを振り返ることが今の原子力行政を見直す上に極めて大事なことがあるだろう、こんなふうな気持ちがいいたします。

宣伝のような形になつてしまつたわけでございますが、こういう困難な時期に、ともすれば目の前の問題に振り回されてしまふ傾向というのが強まってくるだろうと思ひますが、目の前の問題を処理されれば、次は長期的なビジョンに立つてこの問題への対応をどうするかということが問われるわけでありまして、そういうときにはぜひ、こういう人に学び、昔の歴史に学び、そんな中から、長期的視野に立つてどうあればいいかわからないという解答を出していただくことを御要望させていただきます。質問を閉じさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○北側委員長 山中様子君。

○山中(博)委員 山中でございます。

日本の国民は、専門家によつて、安全な技術、安全な管理に信頼を寄せたわけでございます。しかし、今回の東海村の事故に際しまして

は、国の管理の甘さ、会社の認識の甘さ、従業員の自覚の甘さ、そういったものが指摘されております。この一連の甘さというのは、日本のすべての面で現在の皆さんの連想させて、これが必ずしも国内的だけではなくて、国際的にも日本への信頼を著しく落としてしまつた、そういう現状を私たちは認識しなければいけないと思ひます。

実は、中央公論の九九年十二月号で有馬前科学技術庁長官が、対策本部のメンバーも必ずしも原子力の専門家ではないということをインタビューでおっしゃつていて、私はこれを読みまして、さらに愕然といたしました。その対策本部まで専門家がいないとしたら、専門家は一体どこにいたのでしょうか。日本は十分な専門家を育ててきたのだろうか、そういう疑問がわいてきてまして、それまではフェールセーフというふうに思つていたんですが、このごろはフルブルーフにならなきゃいけないかなというふうに思つています。

そんなことではありますけれども、しかし、考えてみますと、現在のエネルギー事情を考えると、そして十分な供給量とそれに見合うような価格で安定して提供できるようなクリーンエネルギーが十分まで開発されていない、今途上であるという現状を見ますと、今はとにかく原子力発電の安全性をより高める、そういうことしかないのでないか。そして失つた信頼をどう回復していくか。それが最大の課題ではないか、そういうふうに思つております。電力発電の三四%を占めておりますこの原子力発電の安全性を高めるという意味で、少し具体的に意見交換をさせていただきたいというふうに思ひます。

まず、せっかくこういう機会ですから、当然、原子力災害対策特別措置法について幾つか質問させていただきます。

質問の前に、第一章の第一条のところですが、でも、「原子力災害が国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。」この目的にすべて立ち返つてチェックしてみたいというふうに思つております。

それで、早速でございますが、第九条の一項のところの原子力防災管理者というものを今度きちんと設置するという事で、これは当然のこととはいえない大変いいと思いますけれども、どういう構成になっているかというのがどうもよくわからな

い。
それで、今回の事故の後、ワシントン州にありますシーメンズの原子力加工燃料工場が私を訪れましたときに、これはプライベートの工場ですが、危機管理の専門官としてそこに出てきたのは、担当副社長と工場管理の部長と緊急事態の対応の準備安全対策部長、そのほかに、危機管理対応の対策部長、そして広報、コミュニケーションの担当の安全部長ということで、安全部長が三人出てきている、そういう現状でございます。

ですから、もしこれから政令、省令によつてこの管理者というものをどういうふうな構成にするかということとを考えると、たとえ一つの私企業であつて、しかも加工工場とはいへ、今のこのシーメンズは、常駐で四十五人の安全の専門官、それも火災の安全の専門官、産業の問題、臨界の問題、化学の問題、放射線分野、関連する不測の事態に対応する人、そのほかに健康面の安全性の分野の専門家というのをチームとして設けているという現状がありますので、ぜひこれから具体化していく上でチームを考えていただきたいと私は思いますが、その点についていかがでいらつしやいましょうか。

○斉藤政務次官 各事業所におきまして防災計画を事業所ごとに立てることになっております。その中で、組織立った実効性のある防災業務をという事で、チームという考え方が取り入れられております。実効性あるものになるように指導していきたいと思っております。

○山中(燐)委員 実際の政令とか省令とかというものと抱き合せてないものですから具体的なものが見えないので、ぜひその辺は、今申し上げたことも参考にしたいので、いいチームをつくっていただきたいと思ひます。

それから、同じこの法案ですが、十条の二項の中に「通報を受けた都道府県知事又は市町村長」という項目があるんですが、事故が起きた通報を受けてからその知事あるいは市町村長が国に対して専門家を派遣してもらうというのを要請するとなつていますが、これではまずいのではないかと私は思ひます。

なぜかと申しますと、今でも東海村は事故が起きた後不安なわけですから、例えば、平時にぜひこういうことを勉強したいとか、どういふふうな対策をしたらいいかということも含めて、平時でもいつでも、そういった当該の関連工場あるいは電力の発電所などがある地域の市町村長それから都道府県知事が、常に科学技術庁あるいは担当の国の機関に専門家の派遣を要求できる、そして要請して、例えばある一定の期間駐在してもらう。そういうことであつて、万が一何かあつたときも当然のことですという意味で、この「通報を受け」というところを削除して、平時からできるように少し検討していただけないかと思うのですが、いかがでしようか。

○斉藤政務次官 この十条で、都道府県知事または市町村長は専門的知識を有する職員の派遣を要請することができるとなつておまして、これはこういう非常事態の場合でございます。

平時におきましては、三十条に「原子力防災専門官を置く」となつております。この原子力防災専門官は国の専門官でございます。オフサイトセンター、事業所に対してこの防災専門官が担当するという形で、これは平時からその地域に常駐をしております。そして、防災上、安全上のアドバイスをするということになつておりますので、山中委員御指摘の点についてはこの防災専門官が担当するという事で対応できるかと思つております。

○山中(燐)委員 防災専門官と専門的知識を有する職員とはどういふふうに違うかというの、これもまた議論していくと非常に詰めていかなければいけないのですけれども、私は、危機対応の管

理者とかそういった人だけでなく、可能な限りさまざまな分野の専門官も、例えば今回の場合、健康に関する専門官を派遣してほしい、放射能に関する専門官を派遣してほしいということがあつて思ひますので、このところを再度御検討いただけないでしょうか。

○斉藤政務次官 今回も、東海村の村上村長から、自分が判断を下したいときにそれぞれの専門家が自分のそばにいてほしかった、こういう御意見がございました。その御意見も一つ取り入れてこういう形にしたわけですが、いろいろな分野の専門家がその要請に応じてすぐ派遣できるような体制にしていきたいと思つております。

○山中(燐)委員 ぜひそのようにお願いいたします。平時にいかにかコミュニケーションをとつておくか、平時にいかにか知識を普及して、そして普通の人たちが、住民の人たちも納得していくか。国がどれだけやってくれているんだろということ、これは非常に大事な点だと思ひますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それから、続きまして、第十二条の第一項になりますが、いわゆるオフサイトセンターの機能といたのがまだ私には十分のふみ込みません。しかし、一体どんな陣容でどのような情報をどのような時間内に収集し、分析し、判断していくのかというのを考えますと、例えばカリフォルニアにありますバシフィックガスアンドエレクトリック・カンパニー、これは発電所ですが、その場合ですと危機対応のチームというのが常時二十人ぐらゐるその中にあるわけで、その人たちに加えて、日本にいますと県と都道府県と市町村の間、それから国、そしてそれぞれの地方の医療センター、消防署、警察署、その人たちが一堂にオフサイトセンターのようなところで情報交換をして、そして非常に早い時間に、例えば屋内避難させるのか、それとも別の場所に避難させるのかというのを決めていくわけですね。

ですから、国に全部決めてもらうということになりまうと、国の決める人がその辺の地勢とかそ

ういうことも大変難しいということもありますので、私は、オフサイトセンターをせっかくつくるのですから、ここで何か起こつたときは有機的なネットワークで判断して、そして実際の避難活動を含めて住民の人がすぐ動ける、そういうふうな強化をすべきだと思ひますので、そういうことについての御見解を伺ひたいと思ひます。

○斉藤政務次官 まさしく、我々が考えておりますオフサイトセンターは、先ほど山中委員おっしゃつた趣旨のものでございます。

国、県、市町村、それぞれ事故対策本部を設けております。その三者、そしてその公共団体、地方公共団体でございますといろいろの国の出先機関等の者がオフサイトセンターに集まつて、情報を共有し、共同でその事態に対処していくというものでございまして、委員おっしゃつた対応ができると考えております。

○山中(燐)委員 せっかく科学技術庁の開発したSPEEDIというのがございまして、こういうものを活用すればその地域地域のオフサイトセンターですべて判断ができるというふうな、大変多角的な分析のできる機械のようでございます。六時間までの予測ができる、六時間後までのシミュレーションができるというふうな聞いておりますので、ぜひそういう対応をきちんと枠組みとしてつくつていただきたいと思います。

それでは、時間が余りございせんので、次に移らせていただきます。

アメリカのいわゆるNRCそれからFEMA、連邦の緊急事態管理庁それから米国の原子力規制委員会の両方がつくりました、いわゆる原子力に関するナショナルスタンダードと呼ばれているのを見ますと、その一番最初に、危機対応の計画を立てる際に重要なのは、計画を立てる避難活動のゾーンに關して、事前にきちんとした下準備をしておくことである。緊急事態に対応する、実行する区域、事故発生から何キロ圏というものが、アメリカの場合には何マイルというマイル数でござい

が、実はそういった同心円のいわゆるゾーンニングというものは日本でもなされています。しかし、もう一つここで一緒にぜひつくっておかなければいけないものとして、いわゆるPAZと呼ばれるもの、その中でも、プロテクティブ・アクション・ゾーンというのを、エマージェンシー・プランニング・ゾーンというのが同心円だとしたら、その中にもっと細かいゾーンニングをきちっとしておくべきであるということが一番最初に出ているのです。

それで、それに従いまして、先ほどのパシフィック・カンパニー、カリフォルニアの方も、まさに自分たちの原子力発電所の危機管理の第一としてその両方のゾーンニングということがうたわれておりまして、その例をちょっとお見せいたします。

こういうふうな形になっておりまして、この円に沿っては日本ももうできているわけですが、その中に細かく一から十五までのゾーンニングができているか、見えますでしょうか。

このゾーンニングというのは、実は、地勢とか人口密度、そしてそこにとのくらの交通網が発達しているか、それから住居区域がどういうふうになっているか、森林地帯がどういうふうになっているか、そういったことに気象を加えて、どういうふうにしたら避難をさせやすいか。そうしますと、先ほど斉藤政務次官がおっしゃいましたように、風がどちらから吹いているかによって、どのゾーンはどのようふうにするかということが一目瞭然、住んでいる人たちがわかるわけですね。

このゾーンニングというのを、私は、調べたところ、まだ電力会社にしてもこういう細かいゾーンニングというのができていないというのを聞いておりますので、すべての燃料工場も貯蔵所も含めて、これからぜひこれをつくっていただきたいと思います。それがこの法律を実効あらしめる一つの大きな要素だと思いますが、いかがでしょうか。大臣にお伺いしたいと思います。

○中曽根国務大臣 米国やフランス、ドイツなど

におきましては、避難、退避等を迅速に行うため、防災対策を実施する範囲の中で、あらかじめ、今委員のおっしゃいましたゾーンニングを行い、内側のある狭い領域に限りまして避難等の措置を準備するなどの対策がとられていることは承知をしております。

我が国におきましては、原子力安全委員会の防災指針におきまして、防災対策を重点的に実施すべき区域の目安として、原子力施設を中心に約八キロから十キロメートルの範囲を示しておりますけれども、実際に地元の地域防災計画を策定する際に、各サイトごとに自然的また社会的状況を勘案して防災対策の実施区域を定めることとしていくところでございます。

具体的かつ実践的な地域防災計画の策定に当たりましては、何らかの放射性物質の放出を仮想し、委員御指摘のような基本的な防護対策区域の範囲を想定して、具体的な避難場所や避難経路等をあらかじめ指定するなどの方法も一案と考えております。

なお、地域防災計画の策定に際しまして、個別の災害想定や避難計画等の検討が必要とされた場合には、国が自治体に対して専門的知見の提供や技術的支援を行ってまいりたいと思っております。

○山中(建)委員 必要とされが判断するのか私はわかりませんが、今回の事故を考えてみますと、もうこれは必要とされているというふうには判断していいのではないかとこのように思っているわけですね。

先ほどSPEDIIのことを申し上げましたけれども、こういったシミュレーションができる能力がSPEDIIにあるのかどうかかわりません。あるのであれば大変いいと思いますし、なければ、これは、アメリカはもちろん核兵器に対応する三千人規模の監督も持っているわけですから、そこで非常に綿密な、そういった精度の高い機器を備えておりまして、これはヨーロッパ各地と結構コントラストで結ばれております。ですから、もし日本の国内で難しければ、アメリカとコントラストを使ってもいいと思いますが、ぜひ、これから一年かけて、日本の長い国土の上で、風が北から吹いた場合、南から吹いた場合も含めて、今お見せしたようなゾーンニングをきちんともつくる。

なぜそれが必要かというのをもう一度申し上げますと、この各ゾーンニングの中に測定器をどういうふう配置するのか。先ほどのモニタリングのスポット、これはその各ゾーンの中に入っているわけですから、そのゾーンは確実に幾つかずつモニタリングができる。そして、例えばシーメンスの場合は、その中の三つが感知したらサイレンが鳴るといふふうになっていきます。そして、そのサイレンも各地域に全部配置されていて、これは十マイルですから、アメリカの場合には住宅地としては十六キロまででございますけれども、その間に幾つかの最初からの輪というものはあるわけですが、その中で、避難方法と、解毒剤の配布をどういうふうにするかとか、そういったことがこのゾーンニングの単位の中で行われる。そういうこともあるわけですから、それがどれだけ住民にとって安心感を高めるかということ、現実の避難が万が一起こった場合にやりやすいかということがあるわけですね。

ですから、これは一年かけてそれぞれの地域でシミュレーションをやりながら、こういう理由づけでどういうふうな形でゾーンニングをしましたか、あなたはどのゾーンですと。

これは、カリフォルニアの電力会社がお金を出して、そしてそのカウンタリーがつくったカレンダーですが、このカレンダーに全部載っております。そして、自分が一体どのゾーンにいるかというところが常にこのカレンダーを見ながらわかる。しかも、この中に、実はどういいう仕組みで原子力発電が行われているかということも書いてありますし、もつと具体的に言えば、このところ、サイレンが三分から五分鳴った場合はAMだとチャンネル八十二に合わせなさいとか、そう

いった細かい情報が、人間は忘れちゃいけない、常に手元にある。

こういう状況でございますので、私は、必要があればではなくて、ぜひ日本の持っているSPEDIIも生かしながら、その情報も生かしながら、全体のゾーンニングではなくて細やかなゾーンニングについて、もう一度長官の御見解を伺いたいと思っております。

○中曽根国務大臣 ただいま申し上げましたように、基本的な防護対策区域の範囲を想定して、あらかじめ避難場所や避難経路等を指定するということは大変に意義のあることだと思っております。それぞれの地域において、自治体や関係団体等が、地域に応じた避難方法、避難場所等もまた策定されることを期待をしております。

○山中(建)委員 期待をするのではなくて、国としてやはりそういう方向である程度バックアップをする、そして科学技術庁の持っているノウハウを提供するということができないと、地方自治体がそれぞれどうするかということになってもなかなか難しいのではないかとこのように思っています。長官のそういう後押しという方向性、そして全体にそういうことの必要性ということを中心とすると、スリーマイルの事故が起こった後でどういったことになってきた、つまり、それまでずっとやってきたわけではないということですから、日本もこの不幸な事故をこの次起こさないために、思い切った、細やかな、きちんとした仕組みをつくっていくという意味で、国として積極的に後押しあるいは先導なさるかどうかが、もう一度長官の御意思を伺いたいと思っております。

○中曽根国務大臣 委員がアメリカに行かれましたら、いろいろとお調べになられてきて、大変に敬意を表しております。各国の状況等もこれから大いに参考にしながら防災対策を固めていきたいと思っております。

○山中(建)委員 それ以上申し上げても同じお答えが返ってくるのかもしれないですが、このチャン

へりコブターだけだとそういう役割が果たせるわけですが、これにさまざまな装置をつけまして、実は私が聞いたところでは、アメリカからは、最初はウラン鉱脈の発見のために放射線探知パッドというものをつけていたそうですが、そこにレーダーですとか放射線探知パッドですとか方向指示器、そういうものをつけまして、デュータ

パンも中につけまして、そして、すべての放射線を放出する可能性のある施設、つまり病院も含めるといふことを言っていましたけれども、そのこの上空を年に二回サーベイして、今回の事故とはまた別ですけれども、放射線漏れがないかどうかとということを探知して解析していくとことなをやっているそうです。日本にもヘリコプターそのものは入っておりますけれども、これはヨーロッパのヘリコプターですけれども、アメリカでこういった機材をつけることが開発されたというふうな聞いております。

○同宮政府参考人 御説明申し上げます。
今大臣の方からお答えいたしましたように、いわゆる事故時であるとかそういうときは非常に感力を発揮するかと思えます。

平常時の放射線監視につきましては、原子力施設が立地する道府県が設置しておりますモニタリングポストがございまして、その情報につきまして、住民の方々に対して積極的に公開を進めていくところでございまして、今後また、そういうモニタリングポストの充実を図ってまいりたいと思っておりますので、そういう取り組みによりまして、住民の方々に安心感を持っていただき、また、原子力に対する信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

○山中(燗)委員 今後というのが、先ほどの小野先生の質問のように六カ月とかたつんじやなくて、できるだけ早い機会に実現をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

最後の質問でございますけれども、事故当時の濃縮度の高い高速増殖炉の実験炉について、九九年十一月十五日の電気事業連合会の機関誌の中で、これは一八％の濃縮度であった、原子力発電所で使うのは五％以下であったというようなことで、だから大丈夫と言いかどうかは別として、そういうことがわざわざ述べられております。

私が行きましたシーメンスの燃料工場で、この事故が起きてすぐ、一体自分たちはどうすればいいかということで、わかる範囲でサーベイした結果、その燃料工場では日本と同じような事故は起こらないという結論をつけた。一つには、ウランの濃度を5%以下ということに保っている、それから、もちろん二重の安全性の作動がきちつと行われているからだということ saying っているんです。

八〇年代に、海外の各国では、ずっと検討してきたものを、そこまでの効率性を追求しないということで普通の原子力発電のシステムに戻してしまつて開発をやめたという経緯があるわけです。私は、今回の事故を機にして、これはもうこれが以後つくりたいというぐらゐの気持ちを持つた方方がいいのではないかと思います。

逆にそれだけの費用をかけるのでは、これからのエネルギーの中で、現在クリーンエネルギーと言われております、風力発電も含めて、太陽発電その他、今、マグネットという磁力発電というようなものも検討されておまして、NASAも日本にいる磁力発電の研究者の方の方までいろいろな接触をしてきているという事実も聞いておりますので、これからのエネルギーの方向といいたしましては、ひょっとしたら、インターネットのように、高いと思っても、そんなことはあり得ないと思っても、二十年後ぐらいに個別の住宅でかなり電力発電をする方向にいくという可能性もないとは言えないので、そういった意味で、そのときにエネルギー源のない日本が十年海外からおられないように、そういった方の研究に国としても、また電力会社としてもかなりシフトしていただきたいと思うのですが、この点について御見解を伺いたいと思います。

○青藤社務次官 高速増殖炉開発はやめて新エネルギーまた革新的なエネルギーに力を注ぐべきではないかという山中委員の御意見でございます。

新エネルギーまた革新的なエネルギーについて全力を挙げる、これは、私ども科学技術庁として、そのような思想のもと、今一生懸命頑張つております。太陽光や風力だけでなく革新的な新エネルギー、例えば波力エネルギーでありますとか、宇宙太陽光発電衛星技術等についても研究をしております。また、これからいわゆる分散型の革命的なエネルギー源が出てくるかもしれないので、その可能性を見捨てることなく、少なくとも

を私はずいぶん国として生かしていたいただきたい。もしも、日本の持っている SPBED-I にしても、そのあるいはアメリカとのネットワークにしても、それを活用しない手はないんじゃないか。そして、それが住民にとって安心感を与えて、自分たちはちょっと危ない、リスクを負ったところに住んでおけるけれども、そのかわり避難場所としてこういうところというところがある公園として使えるところができてきている、これはほかのところよりちょっと予算もつけて、だけれども住み心地はいんだというところで、その場所に住むことのメリットとデメリットを両方共有できるということがある意味でイコール、つまり、負荷をかけたところに対して国として手厚くしていくということ、イコリティーではないかというふうに思うものでありますから、私は、やりますというお答えをいたす可能性、つまり、すべての組織ができて機械的な、実際のときになると混乱するということが起こらないことを願っております。

あともう一つの点は、これは日本でも、原子力安全委員会の緊急時環境放射線モニタリング指針という中で、航空機により放射性ブルームの上空を横断してモニタリングをするということについての記述があるわけですが、これは、現在、現在事故が起った場合に空中からモニタリングをするという発想であるというふうに理解してよろしいでしょうか。

中曽根国務大臣　ヘリコプターを用いた空中放射線サーベイシステムにつきましては、原子力発電所等の事故時におきまして、放射性物質の拡散状況を迅速に把握するための有効な手段の一つとして開発を行っているものであります。このサーベイシステムにつきましては、防災訓練等にも活用し、住民の原子力防災体制への理解や安心感の醸成に努めていくこととしたいと思います。

山中(燐)委員　実は、ヘリコプターの使い方で

も二〇一〇年度までには今の新エネルギーの比率
一％を三％程度に持っていく、こういう考え方
で進んでおります。その点については、山中委員
と我々は全く同じ姿勢でございます。

ただ、高速増殖炉開発につきましては、高速増
殖炉懇談会の結論として、一つの日本の将来の選
択肢という結論が出されたところでもございま
すし、もしこれが実現すれば、私は、人類にとつ
てまさに夢のエネルギー源になるわけでござい
まして、これについての基礎研究を進めていくこ
とについてもぜひ進めていきたいと考えており
ます。

○山中(博)委員 温かい思考と丁寧な、きめ細
かな施策をして、備えなくて憂いありというよ
うなことは二度と起こらないようにしていただ
きたいと思っております。

これで私の質問を終わります。

○北側委員長 菅原喜重郎君。

○菅原委員 質問の前に、中曽根大臣に緊急に要
望したいことがあります。

HIIロケット八号機の打ち上げ失敗は、またも
や、二度も続けて膨大な国費をむだにしてしま
いましたし、運輸多目的衛星、MTSATを軌道に
送り得なかったことによる日常の社会的業務への
影響、ロスも莫大なものとなりました。

本来、公の機関、その組織にとって、目的達成
ということが本分であり、至上命令であります。
その機関、その組織が使命である目的を達成で
きなかったときは責任をとる、とらせる、これは理
屈なしの結果責任なんです。各責任者がこのよ
うな緊張感、責任感で事を運んでいると汚職も起
きないのですから、この責任感の喪失の方が重
いのであります。

こういうことわり、事理から、例えば、昔は公
安上の事件が起きるとその省の大臣の首が飛ん
でいたのに、最近起きている諸問題、公的企業内
の事故、事件はここに責任があるやら、現象面
のみで対処です。これでは、国家責任、国家モラル
がだめになり、国を滅ぼしますので、続けての今

回の失敗には、公金を使つての目的達成という本
分違反に当たるくらいに厳しい認識で、これは大
臣の力量も問われることなんですが、人と組織の
徹底的洗い直しということになるとしても、結果
責任を重んじる対処を厳格になしていただきたい
ことをまず強く要望いたします。

それは、質問に入ります。
私は、前回の十一月十日の科学技術委員会にお
いても、今回の東海村のジェー・シー・オー核燃
料加工施設で起きた事故について、事故原因と今
後の対策等について質問いたしました。今回の事
故を踏まえて、原子炉等規制法の一部改正と原子
力災害対策特別措置法という対応が図られたこと
に一応敬意を表する次第であります。

しかし、そもそもこのような事故が起つて初
めて規制を強化し、原子力災害に関する新たな法
律を制定しなければならぬということには非常に
残念なことであり、事故を起こしたジェー・
シー・オーが一義的な責任を持つことは当然であ
りますが、これまで築き上げてきた日本の原子力
に関する信頼性を完全に崩壊させ、国民に原子力
に対する不安感を与えてしまった責任は重いもの
と考えます。これまで長い間築き上げてきた原子
力に対する信頼を取り戻すためにも、関係省庁に
は生まれ変わったつもりで出直していただきたい
い。

こうした観点から、まず原子力災害対策特別措
置法について、基本的な事項について何点かお伺
いたします。

これまで原子力防災については、事故はまず起
き得ないことを前提としているような対策が講じ
られていたように認識しています。しかし、今回
の法案を見ますと、例えば十三条第二項におい
て、防災訓練の実施のために原子力緊急事態の想
定に関することを主務大臣が定めることとした
り、第十五条において、一定の基準以上の異常の
事態においては原子力緊急事態宣言が発せられる
こととするなど、原子力においても、人間が使う
技術である以上間違いが生ずるという考えに転換

したものであると思われま。

そこで、このような思想転換も今回の法案には
あるのどと見ておりますが、そして私は、この法
の運営に弾力性が出てきたものと同感しているわ
けであります。今回の事故対応の法案への反映
に関する大臣の認識、このことを質問いたしま
す。

○中曽根国務大臣 当科学技術庁所管の中で、原
子力関連施設の事故に続きまして、宇宙開発事業
団のHIIロケットの打ち上げが失敗いたしました
た。このロケットの打ち上げにつきましては、国
民の皆様の期待も大きく、期待に沿えない結果に
なりまして、また運輸省を初めとする関係の諸機
関に対しても大変な御迷惑をかけまして、こうい
う事態が発生いたしましたことについて大変厳し
く受けとめておるところでございます。

今委員の御質問は、今回の法案は、これまでの
原子力災害は起き得ないという発想から、原子力
もきちんと管理をしないといけない危険なもので
あるという発想に転換したのか、そういうよう
な御質問であつたと思ひますけれども、原子力に
関しましては、従来より、原子炉等規制法等に基
づき厳格な安全管理を行うとともに、万が一の事
故に備えた災害対策を講じてきたところでござ
います。

具体的には、防災基本計画に原子力災害対策編
を追加いたしましたほか、原子力安全委員会防災
専門部会における検討を踏まえ、防護資機材の整
備など必要の取り組みを行つてきたところでござ
います。

しかしながら、今回の事故により、従来の取り
組みでは、迅速な初期動作、国と地方公共団体と
の有機連携、原子力災害の特殊性に即した国の
緊急時対応体制、また原因者たる原子力事業者の
責務につき、十分には対応できない課題が顕在化
したことから、これら課題に対処するための法
制度を整備することにより、原子力災害対策の抜
本的強化を図ることとしたものでございます。

○菅原委員 今回の事故で教訓となつたことは、

原子力災害に対応するためには国が前面に出て判
断を行い、地方自治体、関係行政機関、関係団体
等を指揮しなければならぬということに對し
て、やっとな国家責任体制のはしりができたことは
高く評価しています。

そこで、今までの、法案のベースとなつて
災害対策基本法は、災害から住民を守るのには一義
的には地方公共団体の責務であるという思想に基
づいていたが、今回の法案で国が前面に出るとい
う思想を反映しているとすれば、それは具体的に
どのようなことが説明を願ひたいと思ひます。

○斎藤政務次官 今回の法律は、災害対策基本法
をベースにして、原子力災害という特殊性を考え
て特別措置法という形で上乗せをするという構造
になつております。

原子力災害による放射線や放射能については、
五感に感じることなく被害を受ける可能性があり
ます。また、適切な対応を行うためには専門的な
知見が求められるといった特殊性があることか
ら、国が果たすべき役割と責任は、いわゆる災害
対策基本法がカバーする自然災害と比較して大き
いものと認識しております。

このようなことから、本法案におきましては、
緊急事態緊急対策の実施に關し、例えば、一定の
異常な事象が生じた場合には内閣総理大臣が原子
力緊急事態宣言を發出する、これは第十五条で
ございますが、とともに、直ちに総理みずからが本
部長となる原子力災害対策本部を設置するとなつ
ております。これが十六条です。そして、本部長
は、関係行政機関、地方公共団体、原子力事業者
等に対し必要な指示を行うとともに、自衛隊の派
遣を要請できる、これは第二十条でございま
す。このように規定しているところであります。国
が前面に立つた対応を行うこととしております。こ
の点が違つたところでござい。

○菅原委員 国が前面に出るといふ意味では、今
回、原子力災害対策本部が防衛庁長官に対して
部隊の派遣を要請できるという規定は極めて重要
であると考えられます。このこともまた、国家が

総力を挙げなければならない事態への対応としての、健全な国家的安全保障への認識を国民に喚起していくものと思ひ、私は高く評価するものであります。

そこで、防衛庁へお伺いしますが、本部長が自衛隊に直接派遣要請ができることとした趣旨をどのように受けとめているか。このことへの決意と、また実際には、原子力災害が起ったときに自衛隊はどのような役割を果たせるのか、果たすのか、現状ではどうか。今まで消極面にあった民間防衛という問題への機会も出てくる節目になると思ひますので、この点について忌憚のないお考えをお聞かせたいと思ひます。

○西川政務次官 菅原委員のお尋ねにお答えをしたいと思います。

原子力災害というのは、一たん起こりますと非常に広範囲に及ぶという性格もございます。また、これに対処するには専門的な高度な知見を有する者を対応させなければならぬというところもございます。したがって、委員御指摘のとおり、国を挙げて一体化してこの問題に当たるといふことにしっかりと対応してまいりたい。そのためには、本部長たる内閣総理大臣から防衛庁に可及的速やかに出動を要請されるということ、この法の基本的な部分ではないかというふうに存じます。

また、現状ではどうかというお話であります。被害地近傍のいわゆる駐屯地から、早急に班を準備的に現場に出します。しかる後に、本部長からの御下命をいただいて直ちに対応するわけであります。忌憚のないところを申し上げますと、中性子線に対する対策が今一番おくれしております。このことに対する対応も今次の予算編成に向けて、大体二十五億圓くらいであります。要求をしていきたい。そして、本会議でもここにおいでの方諸先生からも御指摘がありましたとおり、二次災害に隊員をさらすことがないように十二分に配慮をしていきたい、こんなふうに思っております。

そのほか、いろいろ申し上げたいことはありますが、時間の関係でこの程度にさせていただきますと思ひます。

○菅原委員 どうもありがとうございます。次に、今回の事故で、例えば東海村の特産品の乾燥芋の販売が大きな打撃を受けるなど、一度原子力災害が起きますと、地元は長い間にわたって風評被害を受けることとなります。

そこで、今回の事故は茨城県の農林水産業にどのような影響を与えたか、また、このような影響に対してどのような対策を講じたか、前回に続いて農林水産省の方にお伺いいたします。

○金田政務次官 ただいまの委員の御質問に對しまして、まず影響でございますが、茨城県産の農林畜水産物につきましては、主要卸売市場等におきまして入荷量として取引価格が、事故後二、三日の間は一部の品目、例えばレンコン、カンショといったものを中心に入荷量の減少、価格の低落が見られましたものの、十月五日以降は事故の前の水準に戻っております。ほぼ平常どおりの取り扱いが行われております。

また、一部の加工食品、例えば干し芋、納豆、豆腐、しらす干しといった加工食品でございますが、こういったものにつきましては荷動きの悪いものも見られましたが、現在では改善している状況でございます。

そこで、委員ただいま御指摘の、農林水産省として、今回の事故に關しましてどのような対策を講じたのか。

風評被害といったものを、これを防止しなければいけないという考え方は同じでございますが、今回の事故に關しまして、我が農林水産省といたしましては、九月三十日に事務次官を本部長といたしました対策本部を設置するとともに、茨城県、厚生省と連携いたしました。農林畜水産物の被曝に關するサンプリング調査と分析を実施しております。そして、十月二日に政府として安全宣言を行ったところでございます。

また、国民や流通業界などの関係者に、茨城県産の農林畜水産物につきましては安全性に何ら問題がないというところについて十分理解を得て、風評被害の発生を防止する。このために、風評被害防止のための広報、そしてまた関係業界への指導を行ってきております。さらに、農家等への影響の実態の把握、そしてまた、被害を受けた農家等に対しては資金の融通の円滑化等、いろいろな指導を、関係金融機関への指導も含めて行ってきたところでございます。

○菅原委員 どうもありがとうございます。次に、科学技術庁の方にお伺いしますが、このことに関連するのですが、このような農林水産業あるいは風評被害等に対する影響に對するため、今回の法案ではどのような措置が講じられていくのか、この点をお聞かせいたします。

○斎藤政務次官 講じられております。第二十七条第三号に、原子力災害事後対策として「放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかにならないこと」に起因する商品の販売等の不振を防止するための、緊急事態に對する緊急区域等における放射性物質の発散の状況に關する広報」と、非常にわかりにくい文章になっておりますけれども、汚染の有無、つまり災害との因果関係が明らかになったものについては原子力賠償法の世界で対処されますけれども、この因果関係が明らかになっていないものに対しては国が事後対策として措置をすることになっております。ここにございまして、農林畜水産物等商品の販売不振を防止するための広報を行うと規定をしております。

また、本法案によつて適用される災害対策基本法第九十六条によりまして、この広報等事後対策に要する費用の一部または全部は予算の範囲内において国が補助できることとなっております。現実に、今回のこの茨城県のケースにおきまして、いろいろなメディアを使って広報したところでございます。

○菅原委員 前回の質疑でも指摘しましたが、今回の事故は、単に原子力産業のみならず、日本の産業界全体に対する信頼性を揺るがせ、日本の産業の将来に對して警鐘を鳴らす事故であると認識してあります。

このような事故を契機として、まず原子力産業が率先して日本の産業の品質管理や技術者の職業倫理の再生に向けた万全の取り組みを示すことをお願いして、質疑を終わります。

どうもありがとうございます。

○北側委員長 辻元清美君。

○辻元委員 社会民主党、社民党の辻元清美です。私は日ごろは元氣なんですけれども、このところ元氣がなくて、なぜかといへば事故続きということで、この委員会に配属されてから、きのうの本会議上でも、失礼ながら、科学技術委員会は事故処理委員会になってしまったのではないかとこの発言をさせていただきました。

この三年間、ほとんどの時間を事故の処理についての審議に費やしているというこの現状で、おとといまた日ロロケットの事故があったということ、きょうは元氣なく質疑をさせていただきます。たいと思ひます。もうええかげんにせよというのが一般の国民の率直な感想ではないかと思ひます。

さて、その中で、今回のこの原子力災害対策特別措置法案などについて何点か確認をさせていただきます。まず最初の基本的な点で、先ほどの質疑の中にも各委員が指摘した点でありますけれども、現行の災害対策基本法と一体どこが違うのかという点については、先ほどから御答弁もありましたが、その点も含めて、何が不十分だったのか、現行の災害対策基本法では何が不十分だったから今回特別立法するのかという点について、まず長官にお聞きしたいと思います。

〔委員長退席、西委員長代理着席〕

○中曽根國務大臣 政府といたしましては、原子力災害について、これまでも災害対策基本法の枠組みの中で、防災計画の作成、防災資機材の整備

を、

など所要の取り組みを行ってまいりました。しかしながら、今回のジェー・シー・オーの臨界事故への対応に当たりましては、迅速な初期動作、また原子力事業者の防災対策上の責務の明確化などの課題が顕在化したところでございます。

このような認識のもと、本法案は、原子力災害の特殊性を踏まえまして、災害対策基本法をベースとした特別措置法として制定するものでありまして、本法案第二十八条により災害対策基本法のかんりの規定を読みかえ適用することに加え、原子力事業者の義務、原子力緊急事態宣言、原子力災害対策本部等について原子力災害特有の措置を規定することにより、原子力災害対策の抜本的強化を図ることとしたものでございます。

○辻元委員 今、初期の対応などおっしゃったのですが、非常に長く答弁していただいたのですけれども、政務次官にお聞きしたいのですけれども、政務次官が、今回の対応で一番ここがまずかったとか、ここが一番反省点で問題点だったと率直にお考えのところを一点示していただけたらという点でございます。

○斎藤政務次官 事故の状況把握が非常におくれたという点でございます。

○辻元委員 その状況判断のおくれは何に原因したのだらう、これは非常に大事な点だと思います、この法案を審議するに当たりまして、その対応をどうしていくかという法案を私たちはこれからつくるかつからないか決めていくわけですから、どういう点だったと思われませんか。

○斎藤政務次官 これは私の個人的感想ですけれども、これは前回の委員会でも辻元委員にお答えいたしましたけれども、技術者の知見が私も含めて非常に低かった。臨界という点については、臨界の可能性は最初から言われていたわけですから、ああいう溶液の臨界の場合に、即発臨界で、臨界そのものはすべてストップしているんだらう、だから事態はもう進んでいないという思い込み、これが一番大きな原因ではないかと個人的には思っております。

○辻元委員 この対応というところで二つに大きく分かれるかと思うのですが、その状況がどういう状況にあるかということと専門的に分析して、そしてその対応策を練るというのが一つのグループとして必要だと思います。

今、政務次官はきつとその部分を、やはり分析したり臨界ということに対しての即時の対応がなかなかできなかったという点かと思うのですが、この点を強化するのと、もう一つあると私は思うのです。住民の皆さんに対してどうアクセスしていくか。これも、判断をするのと同時に、もう一分一秒を争う問題になってくるかと思うのですが、その住民の皆さんに対する対応として、特に原子力関係の事故の場合の基本はどういうこととお考えでしょうか。いかがでしょうか。原子力関係の事故の場合、起こったといったら、住民の皆さんにまず何をさせなければいけないとお考えでしょうか。

○斎藤政務次官 まず、何が起きているかを認識し、その結果によって、もし住民の皆さんに被害が及ぶような事態が想定されれば早急に避難等必要な措置をとるということが一番大事だと思います。

○辻元委員 避難という言葉が出て、私もそのとおりだと思うのです。この原子力関係の事故の場合、基本はほとんど遠くへ逃げるということではないと、結局はそれに尽きると思うのです。じゃないと、一つ判断を間違えて、この範囲は屋内退避と言われても、それを越える災害が出る場合もあるということ、まずいかに住民の確に情報を伝え、かつ住民の皆さんを避難させるプロセスをしつかりつづけておくかということだと思っております。

そのときに、前からこだわっているのですが、住民の方だけではないと思うのです。そのときまたまたそこに行っているとか、そのときまたまた旅行者がいたり、そのときまたまた仕事でちよつと一、二時間その現場の近くにいたという方。そういう方々に対しては、住民の皆さんのお

うちに通報するいろいろなシステムをつくったとしても、人間は動きますから、さまざまな人たちがいる、その中でどういう体制をとるかということとは、私はとても大事だと思うのです。今は住民中心ですので、その部分についても考えていただきたいのです。これはちよつと後で取り上げさせていただきます。

さて、先ほどの大臣の御答弁の中に、原子力災害の特殊性にかんがみという言葉がございました。特殊性があるのか、今回、災害対策基本法ではなく、もう一つ特別法をつくらうと。この特殊性というのとはどういう意味と理解したいのでしょうか。政務次官に。

○斎藤政務次官 一つは、放射線及び放射性、いずれも目に見えないという特殊性があるかと思っております。それから、事故時の措置を判断するのに高度な専門的知識を要するというのがあろうかと思っております。

○辻元委員 一点目の目に見えないということにまず最初触れさせていたたいんです。そうすると、目に見えないので、自分が被曝したかどうかとか、自分は逃げていないのかどうか、これは判断できませんよね。専門家の人でもデータを見て判断できるものであつて、その場所に見えないものを測る基準といいますが、例えば、私たち通常の生活者の被曝許容量と言われている年間一ミリシーベルト、そういう数値が非常に大事になってくると私は思うんです。例えば、あなたは逃げない、ここは何ミリシーベルトとある被曝の可能性があるし、だから危険ですよとか、だから安全ですよという、この基準というのは非常に大事になってくるんです。

さてそこで、私は、非常に素朴な疑問なんです、私たちが被曝量は生活者レベルで年間一ミリシーベルトと言われ、そして、事故対応のときは、この間も、決死隊と言われる人たちにに対しては最初二十ミリだったですけれども、五十ミリシーベルトに第二部隊から上げたと思えます、一

分間でアラームが鳴ってしまったということ。そうすると、普通一ミリシーベルトでも許容量と言われているのに、五十ミリという二十年分です。そして、例えば処理する人は一挙に被曝するわけですね、一分とか二分の間に。私たちから考えると、一ミリと言われているのに、二十ミリとか五十ミリとか、いや、線量計によつては百ミリシーベルトを超えている人もこの間いました、ホールボディカウンターでは四十四とか何かあったと思えます。そうすると、一体この基準というのは何を根拠に決めているのか、この点はいかがなんでしょうか。

○斎藤政務次官 まず、一ミリシーベルトは何を根拠に決めているかという御質問でございますが、これは、国際放射線防護委員会、ICRPでございまして、一九八五年のバリ声明で、公衆の線量限度を一ミリシーベルト・パー・年とするというふうに勧告がされておりました、そこからとつてきております。

この一ミリシーベルトを導き出したICRPとしての根拠に二つあると聞いております。一つは、ラドンを除く自然放射線源からの年の実効線量、我々が自然界から受ける放射線量、これが一ミリシーベルトであるということ。それからもう一つは、いわゆる確率的な放射線影響、つまり、放射線を浴びることによつて将来がんになるとか、そのがんになる確率は放射線を浴びた量、低線量ですけれども、浴びた量に比例する、こういう確率論的な推定値として、がんになる確率が十のマイナス五乗、これは、当然実証論的には出てこないわけですから、もっと高い値からずつと外挿しまして導き出した数字ですけれども、このがんの発生率十のマイナス五乗というものの、これが他のいろいろな社会的な活動からくるがんの発生率と比較して受容できる値ということ、この一ミリシーベルトという値。この二つの根拠からICRPはこの数字を勧告したと聞いております。

○辻元委員 そうしますと、一たび事故が起こっ

たときに、避難、今回は三百五十メートル圏内というところで、この枠を決めるときに、根拠として、どれだけの放射線が出てくるかということが一つの根拠になるわけですが、その根拠の数字は幾つなんですか、幾らなんですか、何ミリシーベルト以上出る可能性があるところ、浴びる可能性があるところは避難であつたりもしくは屋内退避であつたり、この基準は具体的に幾つかということ。

もう一つは、今回決死隊と言われる人が事故処理に入りまして。あれも私も、もう一回り大きい事故だつたらだれも入れなかつたと思うんですね。そして、放置するしかなかつたというように、ことであるかと思うんですが、そのように作業員を入れるというのは、一体具体的に何ミリシーベルトまでの可能性というか、判断の基準の数字は政府の中で統一されているのであれば教えていただきたいと思ひます。

○斉藤政務次官 まず、今回、臨界が続いていると判断した時点で溶解槽の周りにある一定の放射線量分布があるということがわかつておりまして。したがって、当然、余計な被曝を避けるためにその周辺から全員が避難するという措置はとられました。

そして、いわゆる臨界をとめるための作業員の計画被曝という考え方がございまして、この計画被曝につきましては、ある意味で、二十ミリでありまして、五ミリという形で設定をして、事故の拡大を防ぐためにその仕事をするということが認められております。その計画被曝の考え方では、回作業員がその仕事に従事したということでございます。

なお、屋内退避及び避難に関する指標といましては、住民の方が屋内へ退避するという基準としては十から五十ミリシーベルトの被曝が予想される場合、また、コンクリート建屋の屋内に退避するかもしれない場合は五十ミリシーベルト以上の被曝が予想される場合というふうに指針で決められております。

○辻元委員 そうしますと、きのう私は、一般の事故の場合も含めて、避難など、要するに物すごく住民に迷惑をかけるわけですが、その基準以上の放射線を放出した事故を起こした場合の刑罰等について質問をいたしました。ここをしっかりとっておかないと、幾ら出しても罰則規定がきつちりしていないと罰せられないというようでは困るわけですね。そのときの御答弁の中に、これは原子炉等規制法の七十六条の二だと思ひますが、「特定核燃料物質をみだりに取り扱うことにより、」云々かんぬんで「その放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた」場合の罰則は決まっていますが、これが適用されるということとをたしかのう大臣が答弁されたと思ひますね。

さてそこで、今回のケースは、今いろいろ調査をしておりますけれども、率直なところ私はこれに当たると思ひますね。「みだりに取り扱うこと」に当たると思ひますが、いかがでしょうか。

○斉藤政務次官 第七十六条の二に「みだりに」という文章がございまして、今回の場合は故意にということではございませんので、この七十六条の二は適用されないということでございます。

○辻元委員 ひしゃくとバケツで作業をしていて、そしてあれだけの多くの人たちに迷惑をかけて、そして許容限度を超える放射線を出して。その措置がとられるわけですか。というのは、あれだけ大きなことをして、現行法では罰則がないという理解なんですか。

○斉藤政務次官 過失による場合でございますけれども、過失により人に健康被害を与えるに足る一定線量以上の放射線を放出させ人を死傷させた場合においては、刑法の業務上過失致死傷罪が成立することとなります。

トラックが居眠り運転をして隣のたばこ屋へ突っ込んで死傷させたとか、極端に申し上げればその手のもので、私は、原子力はちよつと違うように思ひます。特殊性が非常にあるように思ひます。そうすると、一方に今までの現行法。ところが、この刑法の現行法では、原子力発電所や原子力災害を想定せずにこれは規定されているのではないかと私は思ひます。

そこで、私は今びっくりしました。今回のような大事故が起つても、炉規制法の七十六条の二、この罰則が適用されないという状況で一体、それこそ住民の皆さんだけじゃなくて、国民が納得するんだらうかと私は思ひますが、もう一度その点。今度の特措法にも罰則規定がありません。現状のままでは、これで納得すると思ひえませんか。

○斉藤政務次官 現状の法体系におきましては、先ほど申し上げましたとおり、過失によりでございますので、人に健康被害を与えるに足る一定線量以上の放射線を放出させ人を死傷させた場合でない限り、適用はないということでございます。

○辻元委員 そうしますと、もう一点伺ひたいのですが、最近では、安全神話という言葉から安全文化という、報告を見ましたら変わった言葉がまたあらわれているわけですが、住民の皆さんの理解を得たいというようにおっしゃるためにはいろいろなおまづけが必要だと思ひます。

その際、普通考えますのは、例えば、安全審査はだれがしたんだ、かつて安全審査をした人の責任はどうなるんだ、それは具体的な形で問われるのかどうか。これは地元の方々の皆さんだけではなくて、普通の国民感情であると思ひます。私も、安全審査をした人までもさかのぼつてある程度の、処罰と言つたらきついかもしれませんが、けれども、責任を問う体制であつたり姿勢をつくつていかないと、これだけの事故を起こして納得されないと思ひますが、その点はいかがですか。今回のケースは、当時安全審査をした人たちに對しては、科学技術庁は、話し合いを持とうと

か、事情を聞こうとか、責任をどうするという話は省内で何か出ていたのでしょうか。

○斉藤政務次官 安全審査は安全審査指針に基づいて行われます。今回は安全審査指針そのものを、実際に事故が起きたわけですから、見直していこうということで炉規制法の改正等を行っているわけでございますけれども、基本的に安全審査は法のつとて行われた、このように理解しております。

○辻元委員 先ほどの原子力災害の特殊性にかんがみて特別立法をという御趣旨、何回も繰り返させていただいているのですが、私は、この原子力関係については、責任の所在、事業者の責任を集中するといふふうなふうにおっしゃるわけですが、そうすると、その監督官庁の科学技術庁の責任の所在とその責任のとり方というところが不明確で、このところについても、今回これだけの事故が起つておりますので、大きな事故でありますので、これはあさつてまた深めさせていただきたいと思ひます。きょうはこまめに、さらにきょうの御答弁をよく分析して、あさつてまた質問を深めさせていただきたいと思ひます。

さて、次に幾つか具体的な点をお伺ひしたいのですが、けれども、事故が起つてからの対応と事故が起る前の対応、この起る前の日々の対応が非常に大事だということで、オフサイトセンターの活動などさまざまなことが規定されておりますが、ちよつと現状を教えてくださいたいと思ひます。

これは科学技術庁の方と通産省からお越しいただいている方にお伺ひしたいのですが、今まで、運転管理専門官の方、これは「もんじゅ」の事故の後配置されましたが、この人数と、それからどのような人たちがどのような場所に配置されていたのか、まず科技庁からお答えいただけますでしょうか。

○岡宮政府参考人 御説明いたします。

主要な原子力施設につきまして運転管理専門官
あるいは施設管理専門官を配置することとしたし
ております。現在、青森県に四名、茨城県に一
名、福島県に二名、合計七名を配置しております。
(辻元委員「どういふ人ですか」と呼ぶ) い
わゆる原子力の行政または地域においてある経験
を有している者ということでございます。

○河野政府参考人 お答え申し上げます。

通産省の運転管理専門官制度でございますけれ
ども、これは昭和五十五年に発足した制度でござ
います。私どもの職員を原子力発電所の現地に派
遣いたしまして、運転管理の監督をさせていただ
くということでございます。

配置場所でございますけれども、現在全国に、
サイトというふうに呼んでおりますが、十七カ
所、発電所の数は五十基以上あるわけございま
すけれども、箇所としては十七カ所の原子力発電
所すべてに対応するように十三の事務所を設けて
おります。合計で、併任者もおりますけれども
も、四十六名の運転管理専門官を配置してござ
います。

具体的な配置箇所でございますが、泊事務所二
名、女川事務所二名、福島事務所六名、柏崎刈羽
事務所七名、東海事務所三名、浜岡事務所四名、
志賀事務所二名、敦賀・美浜事務所五名、大飯・
高浜事務所五名、島根事務所二名、伊方事務所三
名、玄海事務所三名、川内事務所二名という配置
状況でございます。

運転管理専門官の経歴でございますが、一般
に、原子力あるいは電力保安にかかわる行政経
験、規制経験のある者ということで選任いたして
おります。

○辻元委員 ここに原子力安全委員会の第五回
目、十一月五日の会合の速記録があるのです。こ
の中で岡本委員が、この運転管理専門官につい
て、私が話を聞いたところでは専門官も電力業界
からの出向の方とかいろいろの方が回っておられ
ると。

今の御答弁でしたら、出向の方はいらっしゃる

ないわけですね。

○河野政府参考人 出向者はおられません。

○辻元委員 確認させていただきました。もしも
いたら、電力会社の体制をチェックするのに出向
してきている人かというのは、これはちよつと理
に合わないのではないかと思いますので、あえ
て確認させていただきました。

さて、次に原子力防災専門官の方、これはどう
いう立場の人がつくということなんでしょうか。

○斉藤政務次官 原子力防災専門官は、原子力事
業所の所在する地域に駐在し、平常時において
は、原子力事業者に対して、防災業務計画の作
成、それから防災組織の設置等の予防対策に関す
る指導助言を行うほか、緊急時においては、事業
者からの通報があった場合に、直ちに現場におい
てその状況の把握のために必要な情報の収集に当
たることとしております。

これまでの運転管理専門官は、原子炉施設の巡
視、定期自主検査等の立ち会い、保安規定の遵守
状況の調査、通常時及び異常時の運転状況等の連
絡等に従事する、こういうことで、この二者は違
うというふうに理解しております。

○辻元委員 これは、兼ねる人もいるわけでは
ないか。

○斉藤政務次官 原子力防災専門官は、防災に関
する業務を的確に実施するために、施設の安全管
理等についても熟知していることが肝要であり、
防災業務とあわせて安全確保に関する業務を行う
こともあるものと考えて、つまり、最もその施設
について熟知している人が防災専門官になるのが
一番ふさわしいということで、兼務もあり得ると
考えております。

○辻元委員 そうしますと、万が一事故がまた再
発したような場合のこれらの立場の人の責任とい
うのはどうなるのか。

先ほどから、私、責任にこだわっているんです
が、結局は人だと思ふんです。今までの運転管理
専門官も、以前も委員会で申し上げましたが、東
海村の村長さんとは年に一回ぐらいあいさつを交

わす程度だというように村長さんがおっしゃって
いた。結局、事故というのは、システムもつくり
ますけれども、そこでいかに責任感を持つて人間
が日々対処しているかということだと思ふので、
私はここにちよつとこだわらせていただいたんで
す。

さて、事故などが再発した場合、もちろん原子
力防災専門官などには責任がある、責任の所在の
一つになるわけですね。どうなんでしょうか。

○斉藤政務次官 その責任というのは、事故が起
きたときのいろいろな判断、その判断に対する責
任という意味でしょうか。

○辻元委員 そうです。

○斉藤政務次官 緊急事態が発せられまして、オ
フサイトセンターに合同協議会、つまり国、県、
市町村のそれぞれの事故対策本部の代表者が集
まって協議をする、こういう事態におきましては
それぞれ責任者が定まります。その緊急事態が発
せられる前におきましては、この防災専門官は、
現場におきまして、それぞれ市町村や県の責任者
のアドバイザーとして働くことになるかと思いま
す。

そういう意味では、アドバイザーとしての責
任、これは当然あるかと思ひますけれども、一義
的には、既にできております県、市町村の事故対
策本部が、これが第一義的な責任者になるのでは
ないでしょうか。

○辻元委員 きょうのところ、最後に申し上げた
点は、運転管理専門官の方も回っていらっ
しゃったのに何をしていたんだと言われかねない
状況が起こったわけですね。アドバイザーだ、ア
ドバイザーだといったって、いったいアドバイザー
はいるんです。そうしたら、責任者はだれ
なんだと。一たび事故が起こったら自分は責任を
かぶらなさいいけないと思ふ人が、事業所だけな
のか。それでいいのか。科学技術庁から直接配置
している人たち個々人です。今回、事故を起こし
たときの、この間、運転管理専門官として回って
いらした人、私はここにきてほしいぐらい

です。

その責任の所在を事業所以外どういふうな体
制をつくるのか、だれが責任をとりますというふ
うなことをつくるのかということを、幾ら法律を
整備しても、そこを明確にしない限り事故対応と
いうのは、人が動かし難いので、私はなかなか責
任を持った対応ができないのじゃないかと思いま
す。

また、ロケットの話も集中審議などがあると思
いますけれども、この際も責任の所在がどこの
かというのがあいまいにされては困りますので、
またあさって、きょうの御答弁をさらに深めてい
きたいということで、きょうは幾つかの点、特に
責任の点について確認をさせていただきました。
ちよつと運輸省の方、来ていただきました。時
間が切れてしましまして申しわけありませんでし
た。

それでは、これで質問を終わります。
○西委員長代理 次回は、来る十九日金曜日午前
九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会
することとし、本日は、これにて散会いたしま
す。

午後四時五分散会

平成十一年十二月三日印刷

平成十一年十二月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局